



# 2016年度版 タイ投資ガイド

KPMG タイランド



# はじめに

本冊子では、タイという国自体や、タイへの投資についての概要を説明します。また、投資の奨励制度、業務規制、税制などについても基本的な情報を提供します。各事項に関する詳細や例外などについては触れておらず、本冊子の発行後に規制などが変更されている場合もあります。特に断り書きのない限り、本冊子に記載されている内容は2015年9月の時点で入手可能な情報に基づいたものです。実際にタイで事業を始められる場合は、専門家のアドバイスを受けるようお勧めします。

KPMGは、監査、税務、アドバイザリーなど、産業に焦点を絞った専門的サービスを提供するグローバルネットワークを持っています。KPMGの使命は、私たちの持つ知識や経験を通してクライアントに価値を提供することです。

KPMG Thailandは約1,500名の専門家・職員を擁し、KPMGのグローバルネットワークを活用し、タイ特有の制度や慣習及びビジネスに係る最新情報をもとに、タイ企業から多国籍企業まで幅広く、総合的なサービスを提供しています。

KPMG Thailand

---

48th - 51st Floors Empire Tower  
1 South Sathorn Road  
Yannawa, Sathorn  
Bangkok 10120 Thailand

T : +66 2 677 2000  
F : +66 2 677 2222  
E : [gjp-marketing@kpmg.co.th](mailto:gjp-marketing@kpmg.co.th)



# Doing business in Thailand

# 目次

<b>第 1 章</b>	<b>ビジネスの環境</b>	<b>1</b>
	タイ国	1
	政府	2
<b>第 2 章</b>	<b>タイ国への投資方法</b>	<b>3</b>
	事業形態	5
	企業の登記手続き	8
	税務登録	9
	工場の認可	9
	株式公開	10
<b>第 3 章</b>	<b>事業規制</b>	<b>11</b>
	会計と財務報告	13
	外資規制	15
	外国為替管理	18
	労働規制	20
	特許権、商標権、著作権、および業務機密	24
	輸出入規制	26
<b>第 4 章</b>	<b>税制</b>	<b>27</b>
	概要	29
	法人への課税	33
	税制上の優遇措置	41
	国際課税	43
	租税回避防止規定	49
	個人への課税	53
	間接税とその他の税金	59

<b>第 5 章</b>	<b>投資に対する優遇措置</b>	<b>65</b>
	投資奨励法（Investment Promotion Act）による優遇措置	67
	国際地域統括会社 (Regional Operating Headquarters-ROH)	71
	タイ工業団地公社法（Industrial Estate Authority of Thailand Act）による優遇措置	74
	石油法（Petroleum Laws）による優遇措置	75
<b>付録 1</b>	登記に必要な書類	79
<b>付録 2</b>	外国人事業規制法（Foreign Business Act）によって制限を受ける事業の種類	81
<b>付録 3</b>	タイにおける税務調査について	84
<b>付録 4</b>	移転価格リスクへの対応	104
<b>付録 5</b>	タイ国会計基準の概要と日系企業の留意事項	110
<b>付録 6</b>	タイ投資委員会（BOI） - 新たな投資奨励方針の草案について	120
<b>付録 7</b>	内部統制に関する留意点－不正防止観点から	125
<b>ご連絡先</b>		131

## 第1章

# ビジネスの環境

### タイ国

タイ王国はインドシナ半島の西側に位置し、西側はアンダマン海とミャンマー連邦、北側と東側はラオスとカンボジア、南側はマレーシアに面しています。

タイは4つの地域から構成され、面積は合計で514,000平方キロメートルです。

山岳地帯の多い北部地域は、林産物、亜炭、鉄鉱石、フッ化物、錫、宝石用原石などのさまざまな天然資源に恵まれています。

北東部地域は高原で、キャッサバ、とうもろこし、さとうきび、ケナフが栽培されています。また、炭酸カリウム、岩塩、銅などのさまざまな鉱物資源もあります。

中央部地域はタイ国内でもっとも肥沃な土壌をもち、米、さとうきび、キャッサバが大規模に栽培されています。

半島南部はほかの地域と地峡で結ばれており、錫、モナザイト、バライト、石こうを豊富にかかえています。また、ゴム、ココナッツ、コーヒー、ヤシ油の大規模なプランテーションがあります。南部地域はまた、ビーチや島々などの自然の美に恵まれており、観光が主な産業の1つとなっています。

これら4つの地域はいずれも、東南アジアの熱帯気候に属しています。11月から2月までは北東のモンスーンのために比較的涼しい季節となり、気温は13°Cまで下がることがあります。3月から5月までは乾季となり、気温は38°Cまで上がります。その後6月から10月までは雨季で、南西のモンスーンが農業にとって欠かせない雨をもたらします。

タイの人口は2013年時点でおよそ6700万人でした。最大の都市はバンコクで、人口は800万人あまりです。ほぼ3800万人の労働力のうち、約39パーセントは農業に、41パーセントはサービス産業に、20パーセントは工業に従事しています。人口の約75パーセントはタイ族で、ほぼ95パーセントが仏教を信仰しています。

## 政府

1932年にラーマ王7世が絶対君主制を廃止して以来、タイ政府は立憲君主制を採用しています。その後、国王を国家元首とする立憲君主制による政府という概念を高めるために、何回か憲法が書き換えられました。

国王の行政権は首相と内閣によって、立法権は国会によって、司法権は第一審裁判所、控訴裁判所、および最高裁判所によって構成される司法機関により執行されます。

1971年以降、タイ政府は数多くの転機に遭遇しましたが、これらの転機においても、官僚機構が政策の編成と実施に継続性を保つよう努めましたため、政策は安定していました。

しかしながら近年では政権をめぐり2006年のクーデターや、2008年のスワンナプーム国際空港閉鎖、2010年2013年の反政府デモ、2014年5月の軍事クーデター等、政治混乱が続いている状況です。

## 第2章

# タイ国への投資方法



## 第2章

# タイ国への投資方法

## 事業形態

外国の投資家がタイで投資を行う場合、製造業を除き、一般的にはタイ人の参加が必要となります。100パーセントの外資企業も可能ではありますが、業種は限られたものとなります。

タイ人か外国人かに関わらず、個人が事業に関わる場合、事業形態の選択肢としては個人事業主、パートナーシップ、株式会社、ジョイントベンチャー、外国企業の支店、または駐在員事務所/地域事務所があります。

### **パートナーシップ**

タイではパートナーシップに3つの種類があり、主な違いは法的な責任にあります。

非登録パートナーシップでは、共同出資者すべてが、会社のすべての責任に対して制限なく連帯責任をもちます。この種類のパートナーシップは法人ではなく、個人と同様に課税されます。

登録パートナーシップは法人で、商業登記所（Commercial Registrar）に登記を行うことで各共同出資者から独立した独特の人格をもちます。登録パートナーシップは所得税において法人として取り扱われます。

有限責任パートナーシップでは、一部の共同出資者はそれぞれの出資額を上限に個人的に法的責任をもち、その他の共同出資者は会社のすべての責任に対して制限なく連帯責任をもちます。有限責任パートナーシップは法人として課税されます。

## **非公開株式会社**

タイの非公開株式会社は 100% 外国人が所有することができます。ただし、タイ国民のみに活動が制限されている事業では、投資委員会の投資奨励を受けた業務や商務省から外国人事業ライセンスを取得した業務を除き、外国人の出資は最高 49% までの認められます。

株主の責任は、授権株式の額面価格に制限されています。一方、取締役の法的責任は、会社の基本定款に記載した場合、無制限にすることができます。株式会社は、会社の基本定款と附属定款に基づいて、取締役会によって運営されます。

最低資本金額は特に定められてはいません。すべての株式は引受済みで、そのうち少なくとも 25% が払込済みであることが必要です。普通株と優先株の両方を発行できますが、すべての株は議決権をもつことが必要です。タイの法律では額面価格のない株式の発行は禁止されています。また、株式を発行する際の最低額面価格は 5 パーツに定められています。

タイの会社法には、外国の経営者にはなじみのないと思われる規制がいくつかあります。たとえば、自己株の所有は禁止されており、非公開株式会社の株主は 3 人未満になることはできません。また、普通株か優先株かには関わらず、議決権のない株は認められていません。

非公開株式会社は、タイでもっとも一般的な事業体の形態であり、約 1 ヶ月で設立登記することができます。登記料は登記した資本金につき 10 万バーツあたり 550 バーツ（ただし、275,000 バーツを限度）です。

## **公開株式会社**

公開株式会社の設立の手続きは、非公開株式会社の場合と類似しています。1992 年公開株式会社法 (Limited Public Company Act) では、非公開会社を公開会社に変更することが許可されています。公開会社と非公開会社の主な違いは、非公開会社は株式を一般に公開できないという点にあります。次の表に、主要な違いをいくつかあげます。

	非公開株式会社	公開株式会社
発起人の最低人数	3	15
役員の最低人数	1	5
常時必要とされる株主の 最低人数	3	15
目論見書による株式の公募	不可	可能
目論見書による社債の公募	特定の場合のみ可能	可能
資本金 100 万バーツあたり の登記料	5,500 バーツ	2,000 バーツ

## ジョイントベンチャー

ジョイントベンチャーは一般的に、ある事業を行うために契約を結んだ複数の人（個人や法人）と説明することができます。民商法（Civil and Commercial Code）では、ジョイントベンチャーはまだ法人としては認められていません。しかし、歳入法（Revenue Code）ではジョイントベンチャーを 1 つの団体として分類しており、ジョイントベンチャーによる収入は法人と同様のものとして課税されます。

## 外国企業の支店

外国の法律に基づいて法人化されている企業は、タイで事業を行うために支店を開くことができます。この場合、支店の登記という概念はなく、外国企業の支店は外国人事業法上の規制対象会社にあてはまるところから、タイ国内で行うビジネスの内容に従い、商務省に対し、外国人事業ライセンスの申請を行う必要があります。

支店で義務付けられている会計記録は、タイ国内での同支店による活動に関する会計記録のみです。ただし、収入のうちどの部分がタイで課税されるかをあらかじめ明らかにしておくことが重要です。外国企業の本社がタイ国内から直接収入を得た場合、歳入局（Revenue Department）によってタイ国の課税対象であるとみなされる可能性があるからです。

外国企業の支店が外資事業の認可を受けるには、資本金として最低 300 万バーツをタイ国内に持ち込むことが必要となります。この最低額は政府の規制によって変更される可能性があります。支店は解散するまで、無期限に存在することができます。

## **駐在員事務所**

外国人 / 外国企業はタイ国内に駐在員事務所を設立して、限定された非営利的活動を行うことができます。これらの活動は次のものに限られています。

- 本社のためのタイ国内の物品やサービスの調査。本社や関係会社によって製造された製品の数量や品質の検査と管理。
- 本社や関係会社がタイ国内の販売者や消費者に直接販売する製品に関する、さまざまな分野でのアドバイスの提供。
- 本社や関係会社の新製品や新サービスに関する宣伝。
- 本社や関係会社へのタイ国内の業務状況や活動の報告。

駐在員事務所はタイ国内で上記活動を行うにあたり、商務省から外個人事業ライセンスを取得する必要があり、また補助的活動を前提としているため、注文取得や、契約の締結や交渉等の当事者となることは認められておりません。

駐在員事務所で発生した経費は本社で負担されるべきものであり、外国企業の支店の場合と同様に、駐在員事務所にも最低資本金額の規定が適用されます。

## **企業の登記手続き**

**株式会社の場合：**株式会社を設立するには、まず最初に商業登記所（Commercial Registrar）に使用する会社名を登録し、認可を受ける必要があります。次に基本定款を提出します。基本定款には認可された会社名、会社の住所、目的、各発起人の個人情報とそれぞれが引き受けた株数、および、認可された会社の資本金に関する情報を記載します。株式の引き受け完了後、発起人は設立総会を開き、基本定款と附属定款を採択し、取締役会を選任し、発起人の設立準備行為を承認し、適切な資格をもつ監査人を任命します。取締役会は設立総会後、会社を商業登記所（Commercial Registrar）に登記できます。

**支店、駐在員事務所の場合：**外国企業が支店または駐在員事務所を通じてタイ国内で業務を行う場合は、商務省から外個人事業ライセンスを取得する必要があります。当ライセンス取得に必要な本社が準備する書類は、公証人が公証するか、本社の管轄地域にあるタイ大使館または総領事館が認証する必要があります。

## 税務登録

個人所得税の納付義務がある個人は、収入を得てから 60 日以内に歳入局 (Revenue Department) から税務 ID カード (Tax Identification Card) を取得する必要があります。

年間収入が 180 万バーツを超える事業体はすべて、特に免除されていない限り、年間収入がこの額を超えた日から 30 日以内に VAT (Value Added Tax : 付加価値税) の登録をする必要があります。

歳入局 (Revenue Department) 長官が定める条件にもとづいて、業務を始める前に VAT 登録を申請することも可能です。

## 工場の認可

1992 年（タイ仏暦 2535 年）工場法 (Factory Act) では、公共や環境に与える影響の程度によって、工場は次の 3 つの種類に分類されています。

グループ1 – 政府の認可なしにすぐに運営を開始できる工場

グループ2 – 運営を始める前に、関連政府機関の通知を必要とする工場

グループ3 – 開設前に認可の申請を必要とする工場

グループ 3 の工場を開設する場合、運営者はあらかじめ工業省 (Ministry of Industry) 、工場局 (Department of Industrial Works) から認可を得る必要があります。認可を申請するには、既定の申請書に記入し、工場、機器、および適切な廃水処理システムの図面と仕様を提出し、申請書に定められているすべての書類を添付します。添付を要求される書類には、工場の開設運営投資額、工場従業員の数と等級、生産に関する詳細、工場の建設期間、および、建物と設置する機械設備の設計図などがあります。工場は認可を受けたとおりの図面と仕様で建設および開設されなければなりません。

グループ 3 の工場の運営者は、工場の試験運転を開始する少なくとも 15 日前と、実際の生産を開始する 15 日前に監督官庁に通知を行うことが義務づけられています。

工場の認可の有効期限は開設後 5 年目の年末までで、更新が可能です。工場の認可更新の申請書は、現在の認可の有効期限が切れる前に関係官庁に

提出する必要があります。認可の有効期間中は、毎年認可料が課せられます。

また、工場の増築、機械設備のほかの場所への移動、工場の敷地の移動などを行う際にも工業省（Ministry of Industry）からあらかじめ許可を取る必要があります。さらに、工場を移譲、賃貸または販売する場合にも、同様に許可が必要です。

## 株式公開

会社が株式または債券の一般公募を行う場合には、証券取引委員会（Securities Exchange Commission : SEC）とタイ証券取引所（Stock Exchange of Thailand : SET）による規制に従います。次に、この2つの機関の役割について説明します。

### **証券取引委員会 (*Securities Exchange Commission*)**

SEC は、証券業界の取締・管理を行う機関です。SEC の目的は次のとおりです。

1. タイの資本市場の発展に対し、単独の法的枠組みを提供する。SECは、民間企業による債権の一般公募を監督し、目録見書の検査と承認を行います。
2. 投資家の保護を強化する。SECは必要要件、インサイダー取引、買収を監視します。
3. タイの投資市場を開拓する。たとえば、SECは外資による投資信託の設立を許可しました。

### **タイ証券取引所 (*Stock Exchange of Thailand*)**

1992 年証券取引法（Securities and Exchange Act）にもとづき、SET は SEC の指導のもとに、SEC から選任された理事会とメンバーの仲介人が運営しています。つまり、SET は証券取引の運営を行い、SEC は関連法規の執行を行っているのです。

また SET は、証券取引所への上場を許可する会社の決定を行います。SET が上場を許可する権限をもっています。

# 第3章

# 事業規制



## 第3章

# 事業規制

## 会計と財務報告

### 会計帳簿と法定記録

2000年会計法（Accounts Act）では、商務省（Ministry of Commerce）経済開発局（Department of Business Development）局長に、各事業体が維持するべき会計帳簿とその関係書類に関する規制を定める権利を与えてています。

また、2000年会計法（Accounts Act）の第12項では、維持するべき帳簿に関する一般的な規則が次のように定められています。

「会計記録にあたっては、会計担当者が帳簿記入に必要な正確かつ完全な書類を簿記係に渡し、事実と会計基準にもとづいて、経営成績、財務状況、または財務状況の変化を常に帳簿が示すように維持するものとする。」

帳簿の作成にあたってはタイ語以外の言語を使用することができますが、タイ語への翻訳を併記する必要があります。帳簿の作成は常に、インク、タイプライター、または印刷によって行うものとします。

### 会計期間

会社を新しく設立した場合、登記から12ヶ月以内に決算を行います。その後は、12ヶ月ごとに決算を行います。会計期間を変更したい場合は、歳入局（Revenue Department）長官と事業開発局の会計検査官から書面による許可を得る必要があります。

### 会計報告の義務

2000年会計法（Accounts Act）に準拠し、すべての法人、パートナーシップ、外国企業の支店、駐在員事務所、地域事務所、およびジョイントベンチャーは、会計期間ごとに財務諸表を作成する必要があります。財務諸表は、公認会計士の監査を受けることが義務付けられています。ただし、タ

イ国法のもとに設立された登録パートナーシップで、資本、資産、または収入のうちいずれか、あるいはすべてが、政府規定に記述されている額以下の場合は例外となります。監査済財務諸表は、各会計期間の決算日から150日以内に歳入局（Revenue Department）に提出する法人所得税申告書に添付する必要があります。

## 会計の原理

タイにおいては、過去からタイ国会計基準（TFRS）と IFRS への同等化作業が進められており、金融商品会計を除き 2013 年時点では TFRS は IFRS とほぼ同等となりました。この点、非上場会社、とりわけ中小企業が同会計基準を適用することは実務上困難を伴うことが懸念されたため、タイ国会計士連盟より非公的責任会社向けタイ国会計基準(TFRS for Non Publicly Accountable Entities、以下 TFRS for NPAEs)が作成されました。その結果、現状タイにおいては 2 種類の会計基準が存在し、従来より存在し今後も上場会社等が適用すべき会計基準を、公的責任会社向けタイ国会計基準（TFRS for Publicly Accountable Entities、以下 TFRS for PAEs）と呼称しています。

これらの会計基準の概要は、付録 5 を参照してください。

会社は特定の会計処理を首尾一貫して使用する必要があり、会計方法の変更を行う場合には歳入局（Revenue Department）の許可が必要になることがあります。次に、いくつかの会計処理について述べます。

**減価償却**：歳入法（Revenue Code）では、資産種別に異なる減価償却率が定められています。また、最大の減価償却率を使用する必要はなく、会計上の見積耐用年数に見合った率を使用することもできます。

**退職年金**：年金や退職基金の掛金は、掛金を実際に従業員に支払った場合や、退職基金法（Provident Fund Act）に基づく基金として認可を受け、資格をもつファンドマネージャーによって管理されている場合を除き、税金の計算上、損金に算入することはできません。

**連結会計**：TFRS for NPAEs 上では、連結財務諸表の作成は求められていません。一方、TFRS for PAEs では連結財務諸表を作成する必要があり、上場会社はこの報告書をタイ証券取引所（Stock Exchange of Thailand）に提出することが義務付けられています。

**利益準備金**：非公開株式会社は、利益準備金が会社の資本金の少なくとも 10%に達するまで、各配当金の支払時に利益の少なくとも 5%を利益準備金として積み立てる必要があります。公開株式会社は、利益準備金が会社の授権資本の少なくとも 10%に達するまで、配当金を支払うかどうかに関わらず、年間利益の少なくとも 5%を利益準備金として積み立てる必要があります。

## **監査の必要要件と基準**

法人（株式会社、登記済みパートナーシップ、外国企業の支店、駐在員事務所、地域事務所および共同事業体）の財務諸表は、各会計年度ごとに、公認会計士の監査を受けた後、歳入局（Revenue Department）と商業登記所（Commercial Registrar）に提出します。

## **外資規制**

### **外国人事業規制法 (*Foreign Business Act*)**

2000 年 3 月 3 日、1999 年外国人事業規制法（Foriegn Business Act）が NEC 令第 281 号に代わって施行されました。この法律では外国人投資家と、タイで登記を行った資本金の半分以上が外国資本である会社は、該当する業務に対してあらかじめ関係当局から許可を得た場合を除き、特定の種類の業務を遂行することができません。

投資委員会（Board of Investment）の奨励を受けた会社は、1999 年外国人事業規制法（Foreign Business Act）で制限されている業務のうち、その奨励を受けた業務を行うことができます。

外国人事業規制法における「外国人」とは、次のものを指します。

1. タイ以外の国籍をもつ自然人
2. 外国で登記された法人
3. 以下の条件を満たす法人、タイで登記された法人のうち、
  - i. 資本の少なくとも 50%がタイ国籍以外の自然人、または外国で登記されている法人によって保有されている法人。あるいは、資本金の少なくとも 50%がタイ国籍以外の自然人、または外国で登記されている法人によって実質的に出資されている法人

- ii. 業務執行社員（managing partner）または管理者（manager）がタイ国籍以外の人物である有限パートナーシップまたは登記済みパートナーシップ
- 4. 資本の少なくとも50%が、前述の1.2.3.の自然人または法人により保有されている法人、あるいはそれらの自然人または法人により実質的に出資されている法人

規制の対象となる事業活動は3種類に分類され、当該法律の別表1～3に記載されています。これらの3種類の業務は次のとおりです。（詳細については「付録2」を参照）

- 外国人が携わることのできない業務。
- 国家の安全保障に関する業務。文化的芸術、伝統的慣習、および民族工芸に影響を与える業務。および、天然資源や環境に影響を与える業務。
- タイ国民が外国人と競争する段階に達していない業務。

### **外国人雇用法（*Foreign Employment Act*）**

外国人雇用法（*Foreign Employment Act*）には、タイ国民のみが従事することのできる職業が列記されており、その他の職業に外国人が就く場合の規制及び手続きが定められています。この法令の概要は次のとおりです。

- 一部の例外を除き、タイ国民以外の人物がタイ国内で労働する場合は、労働省（Ministry of Labor）から労働許可証を取得しなければなりません。
- これらの労働許可証は、許可証申請の際に申告した特定の職業、特定の雇用主、特定の場所でのみ使用できます。これらの条件に変更がある場合は、新しい労働許可証を取得する必要があります。
- 投資委員会（Board of Investment）の奨励を受けた会社で労働する外国人、または、特別な法令（1971年石油法（Petroleum Act）など）に基づいてタイに滞在する外国人は、労働許可証を取得することができます。同様に、駐在員事務所や地域事務所での勤務を任命された外国人は、商業登記所（Commercial Registrar）から労働許可証を取得できます。
- 上記の奨励を受けた会社で勤務する外国人、または特別な法律に基づいてタイ国内で勤務する外国人がタイに入国した場合は、タイ入国後30日以内に労働許可証の申請をする必要があります。

- 雇用主は、外国人従業員の雇用を開始してから15日以内に、または外国人従業員を新しい場所に転任させる場合、あるいは外国人従業員がタイを出国する場合に、労働許可証を発行した関連政府機関に書面で通知を行う必要があります。
- タイとその他の国（世界銀行などの国際組織を含む）の間で締結されている特別協定に基づいてタイ国内で労働する外国人に対しては、労働許可証の取得義務は免除されます。

## 移民局による外国人に対する要求事項

外国人は、次の種類のビザによってタイに入国することができます。

**通過ビザ**：次のいずれかの理由でタイへの入国を望む場合は通過ビザが発行されます。

1. 最終目的地に向かうために、あるいは自国に戻るために、タイを通過して旅行する。
2. スポーツ関連の活動に参加する。
3. タイの港、駅、または地域を訪れる輸送機関の指揮者、あるいはその乗務員である。

通過ビザでは通常 30 日間の滞在期間が許可されます。特定の場合には滞在期間を延長することができますが、通常延長期間は 10 日に制限されています。

**観光ビザ**：タイ国大使館や総領事館から外国人が観光ビザを取得する場合、30 日間または 60 日間の滞在を許可されます。タイの観光ビザ免除リストに含まれている国の国民、または、タイと観光ビザ免除に関する 2 国間協定を結んでいる国の国民は、タイ国内に 60 日まで滞在できます。観光ビザをもつその他の国の国民は、タイ国内に 30 日まで滞在できます。場合によっては、移民局（Immigration Department）から 30 日間の延長滞在を許可されることがあります。

**ノンイミグラントビザ**：仕事をするため、または従業員として雇用するためにタイに入国する外国人は、タイ国大使館や総領事館からノンイミグラントビザを取得する必要があります。この人物に同伴する配偶者や扶養家族も、同じ種類のビザを取得しなければなりません。このビザに対しては通常、初めに 90 日間の滞在期間が許可されます。その後最高 1 年間の延

長が可能で、毎年更新できます。このビザをもつ外国人は労働許可証を申請できます。通過ビザや観光ビザでは労働許可証の申請はできません。

**イミグラントビザ**：タイへの移民を希望する場合は、居住証明書（Certificate of Residence）を申請できます。ただし、移民の資格を得るためにの条件は非常に厳しく、内務省（Ministry of Interior）によって定められる各国の年間移民数の制限やその他の条件が適用されます。

### **外国人の土地所有権に関する制限**

タイの土地法により、外国人(外国法人、タイで登記を行った資本金の半分以上が外国資本である会社（外資企業）を含む)は、土地を所有することが認められていません。ただし、投資委員会（Board of Investment）の認可を得た場合、または、工業団地内で事業を行う会社でタイ工業団地公社から許可を受けた場合には、外資企業であっても例外的に土地を所有することができます。

外国人が土地所有の許可を取得した場合、この許可は申請時に届出した目的に使用しなければなりません。投資委員会（Board of Investment）の奨励を受けた会社が事業を閉鎖あるいは譲渡する場合は、所有する土地を 1 年間以内に売却しなければなりません。

外国人によるコンドミニアムの購入は、特定の条件を満たす場合に許可されます。

### **外国為替管理**

#### **外国通貨の持込み**

タイ国内に持ち込むことのできる外国通貨の額には、制限や規制はありません。ただしタイ国内に居住する個人や法人が外国通貨を受領した場合は、360 日以内に承認を受けた銀行や人物に売却するか、外国通貨建ての口座に預金する必要があります。

タイから製品の輸出販売で得た外国通貨は、360 日以内に支払いを受け、360 日以内に承認を受けた銀行や人物に売却するか、外国通貨建ての口座に預金する必要があります。

タイ国内の個人や法人は、特定の条件を満たす場合、外国通貨建ての口座を保有することができます。すべての外国通貨建て口座の毎日の合計残高は一般的に、法人で1億米ドル相当、個人では100万米ドル相当を超えることは出来ません。なお、バーツを両替して得た外貨で、支払義務がなくとも外国通貨建て口座に預入できる上限額は法人・個人ともに50万米ドル相当です。非居住者は、タイの承認を受けた銀行で外国通貨建ての口座を開設して、保有することができます。これらの口座への送金は、国外からのものでなければなりません。これらの口座にある預金は、制限なくほかの口座に送金できます。

## 外国通貨の持出し

事業経費（物品やサービスに対する支払い、利息および配当金）として外国に送金できる外国通貨の額に制限はありませんが、内容を証明する書類を添付する必要があります。

タイ居住者による外国への直接投資や、融資に対しては、次の条件が適用されます。

- 居住者である法人による海外の関連会社への投資は年間1億ドル相当までになります。貸付については金額制限はありません。
- 居住者である法人による海外の非関連会社への貸付は5,000万米ドルまでになります。

国外で1,000万米ドルを超える不動産の購入のために、または総資本額が5000万米ドルを超える証券を購入するために送金を行う場合は、事前の許可が必要になります。

国外に移住したタイ国民への送金は、送金が受取人本人の個人的資産から行われるのであれば、1人あたり年間100万米ドルまで許可されています。親戚間での外国送金は、1人あたり年間最高100万米ドルまで許可されています。

外国への特定の送金は、外国通貨か国内通貨かに関わらず、歳入法(Revenue Code)による規定に基づいて適切な源泉徴収を行う必要があります。

## **国内通貨**

タイ国内に持ち込むことのできる国内通貨の額には、制限はありません。タイに隣接する国（カンボジア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、またはベトナム）に旅行する個人は、最高 500,000 バーツを許可なしに持出することができます。その他の国々に対しては、持出し限度額は最高 50,000 バーツです。

## **労働規制**

タイにおける労働関連の規制は、1998 年（タイ仏暦 2541 年）労働保護法（Labor Protection Act）の勤労の雇用（Hire of Services）（第 III 卷、表題 VI）に関する規定、民商法（Civil and Commercial Code）の契約に関する規定、1975 年（タイ仏暦 2518 年）労働関係法（Labor Relations Act）、1979 年（タイ仏暦 2522 年）労働裁判所設立と労働裁判所手続きに関する法（Act on Establishment of Labor Courts and Labor Court Procedures）、1990 年（タイ仏暦 2533 年）社会保障法（Social Security Act）、および 1994 年（タイ仏暦 2537 年）災害補償法（Compensation Act）に基づいています。労働省（Ministry of Labor）が労働関連の法規の執行と全国各地における労働状況の監督を指揮しています。

## **最低賃金**

タイの最低賃金は、2013 年 1 月 1 日より全国一律で日額 300 バーツ（最低賃金は 1 日あたりの最低賃金として定められており、月給労働者の最低賃金は月額 9,000 バーツ）となっています。

## **労働時間と休暇**

従業員の標準最長労働時間は、1 日 8 時間まで、および 1 週間 48 時間までと定められています。法律で定められている一部の職種では、雇用主と従業員が合意して労働時間の長さを決定することができますが、いずれの場合でも 1 週間の総就業時間が 48 時間を超えることはできません。法律で規定されている、労働者の健康と安全を脅かす可能性のある作業を行う職場では、1 日の就業時間は 7 時間を超えることはできず、1 週間の総就業時間は 42 時間を超えることはできません。

すべての従業員は、5 時間連続して勤務した後、1 時間の休憩時間を取り権利を与えられています。雇用主と従業員は、各休憩時間を 1 時間よりも短くすることができますが、毎日の休憩時間の合計は 1 時間を下回ることはできません。また従業員に対し、6 日間の勤務のあと、毎週少なくとも 1 日の休暇を与えることが必要です。

法律で定められた最長就業時間、または、特定の合意によって決められた最長就業時間（法定の最長就業時間よりも短い場合）を超えて従業員が労働した場合は、従業員に対して超過勤務手当を支払う必要があります。超過勤務手当の金額は、実際の労働時間に対して通常の時給の 1.5 倍から 3 倍となります。雇用主に代わって業務を行う従業員、および、法律で定められているその他の職種に対しては、超過勤務手当の権利は与えられていません。最長の超過勤務時間は、1 週間 36 時間までと定められています。

すべての従業員は、疾病休暇を日数に制限なくとることができます、有給の疾病休暇は年間 30 日を超えることはできません。疾病休暇が 3 日以上になる場合、雇用主は従業員に対し、資格をもつ医師からの証明書を提出するように要求することができます。

連続して 1 年間勤務した従業員は、タイで慣習となっている 17 日の祝日に加え、毎年 6 日間の有給休暇をとる権利を与えられます。女性従業員は、休日・祝日を含む 90 日間の産休をとることができます、有給での産休は 45 日を超えることはできません。

## 勤務記録

10 人以上の従業員を抱える雇用主は、従業員数が 10 人に達してから 15 日以内に、職務に関する書面による規則をタイ語で定め、これらの規則を職場に掲示する必要があります。またこれらの規則の写しを、職場で規則を掲示または公表してから 7 日以内に、労働保護福祉局 (Department of Labor Protection and Welfare) に提出しなければなりません。

10 人以上の従業員を抱える雇用主はまた、従業員登録簿をタイ語で設け、賃金の支払い、超過勤務、休祝日勤務、および休祝日の超過勤務に関する書類とともに維持する必要があります。

## **労災補償**

1994 年（タイ仏暦 2537 年）労働災害補償法（Compensation Act）は、従業員が職務の遂行の結果として、あるいはその途中に負傷、疾病、または死亡した場合、雇用主が法で定められた額の必要な補償を行うように義務付けています。補償は、補償金、医療費、職務復帰費用、および葬儀費の 4 つの種類に分類されます。

補償は、労災の深刻度に基づいて、法で定められた条件と額で支払われます。一般に、補償の支払いは従業員の通常の月額賃金の 60% を毎月支払う形で行いますが、毎月の支払額が 2,000 パーツ以下もしくは、9,000 パーツ以上にはできません。毎月の保証金の支払いは法で定められている特定の期間、特定の条件に基づいて行います。

医療費は必要な実際の費用を支払うものとしますが、通常は 45,000 パーツ、重傷の場合、65,000 パーツを超えて支払われることはありません。職務復帰費用は法に定められた条件、手続き、額に基づいて必要に応じて支払われますが、20,000 パーツを超えて支払われることはありません。

従業員が死亡した場合は、法で定められている最低日額賃金の 100 倍を上限として葬儀費が支払われます。

正規従業員を 1 人以上かかる雇用主は、社会保障事務局（Social Security Office）の労働災害補償基金業務室（Office of Workmen's Compensation Fund）が管理している補償基金（Compensation Fund）への加入を義務付けられています。労働災害基金は、従業員が職務の遂行の結果として、あるいはその途中に負傷、疾病、または死亡した場合に、直接補償を行うために設立されました。雇用主は労働省（Ministry of Labor）が定めた額を、翌年の 1 月 31 日までに納める必要があります。

## **社会保障**

1990 年（タイ仏暦 2533 年）社会保障法（Social Security Act）と、その改定法である 1994 年（タイ仏暦 2537 年）社会保障法第 2 号（Social Security Act (No.2) ）および 1999 年（タイ仏暦 2542 年）社会保障法第 3 号（Social Security Act (No.3) ）に基づき、1 人以上の従業員をかかるすべての雇用主は、各従業員への月給から社会保険料を差し引くことが義務付けられています。月給に対する社会保険料の率は現在 5% に定められていますが、適用する月給の上限額は 15,000 パーツです。当料率はその都度

変更されます。雇用主は、従業員が支払う社会保険料と同額を納める必要があります。雇用主と従業員の両方による社会保険料は、翌月の 15 日までに社会保障事務局（Social Security Office）に納付しなければなりません。

社会保障に登録済みの従業員は、勤務中以外の負傷、疾病、身体障害、死亡に対し、または、出産、児童福祉、老年年金、および失業に対し、補償を要求することができます。社会保険料は従業員に対する保障が向上するに従い、増加することが予想されます。

## 雇用の終了

雇用契約に期間が指定されていない場合は、雇用主または従業員は賃金支払い時またはその前に通知を行うことで契約を終了でき、次の賃金支払い期間で契約が終了されます。従業員が次のような行為を行った場合は、事前の通知や解雇手当なしに解雇することができます。

- 雇用主に対し、故意に犯罪や不正行為を行った場合。
- 意図的にまたは過失で、雇用主に損害を負わせた場合。
- 雇用主の職務規則、規制等に違反し、書面による警告を受けた場合（重要な違反に対してこのような警告が必要とされていない場合を除く）。
- 妥当な理由なしに3日間連続して欠勤した場合。
- 実刑判決を受けた場合（判決が過失や軽犯罪に対するものである場合を除く）。

上記とは別の理由により雇用契約を終了された従業員は、次の解雇手当を受け取る権利を有します。

1. 雇用期間が120日以上1年未満の場合：30日分の賃金
2. 雇用期間が1年以上3年未満の場合：90日分の賃金
3. 雇用期間が3年以上6年未満の場合：180日分の賃金
4. 雇用期間が6年以上10年未満の場合：240日分の賃金
5. 雇用期間が10年以上の場合：300日分の賃金

雇用主が業務地を移転し、従業員やその家族の生活に支障が出る場合は、雇用主は従業員に対し移転について少なくとも30日前に通知するか、事前通知に代えて30日分の賃金に相当する金額を支払わなければなりません。移転にともなって、従業員が新しい業務地に移転して勤務することを拒否

する場合、従業員は雇用契約を終了する権利を有し、規定の解雇手当の少なくとも50%相当の特別解雇手当を受け取る資格を有します。

業務部門や、生産プロセス、流通サービスの合理化の結果として、または機械や技術の導入や変更の結果として人員削減を行うために従業員の雇用を終了する場合、雇用主は労働監督官（Labor Inspector）と当該従業員に雇用契約終了の少なくとも 60 日前に通知するか、事前通知に代わって 60 日分の賃金に相当する金額を支払わなければなりません。契約を終了された従業員は、規定の解雇手当を受け取る権利を有します。また、契約を終了された従業員が 6 年間以上連続して勤務していた場合、従業員は 7 年目以降の勤務年数に対し 1 年ごとに、15 日間の賃金に相当する追加の特別解雇手当を受け取る権利を有します。ただし、この追加の特別解雇手当の総額は、最高で 360 日分の賃金に相当する額となります。

## 特許権、商標権、著作権、および業務機密

### **特許権**

タイは工業所有権保護同盟の一員ではなく、国外の特許権を相互に保護するその他の国際協定にも参加していませんが、いくつかの国と、相手国で特許権を申請できる権利を与える二国間協定に署名しています。特許法では、発明に対する特許権の有効期限は 20 年、設計に対する特許権の有効期限は 10 年と定められています。また同法では、実用新案権も 6 年間保護されており、2 年間ずつ 2 回の延長が認められています。

一般に公開された特許や、タイでの出願以前にほかの国で特許権を得た、または登録されたものは、タイで特許権を取得することはできません。また、タイでは次のものに特許権を取ることはできません。

- 自然に存在する微生物とその成分、動物、植物、または動植物の抽出物
- 科学的または数学的な原理や理論
- コンピュータ プログラム
- 人間や動物の診断方法や治療法
- 公共の秩序、道徳、健康、福祉に反する発明

## **商標権**

商標権は 2000 年商標法 (Trademarks Act) とその他の政府規則によって保護されています。商標の登録は、商標権の所有者自身かその代理人が行うことができます。登録の申請には規定の書類を使用し、商標権の所有者またはその代理人が正式に署名を行います。申請が許可された場合、登録内容が商標公報 (Trademark Journal) に公表されます。公表後に異議がなければ、商標権の所有者は登録を行った種別のすべての製品に登録商標を独占で使用する権利をもちます。登録は申請日から 10 年間有効で、その後 10 年間の期間で無限に更新することができます。登録商標の更新は、有効期限日前の 90 日間に行う必要があります。

商標法 (Trademark Act) ではサービスマーク、サービス名、団体マーク、証明マーク、商号の保護も許可されています。

## **著作権**

1978 年（タイ仏暦 2521 年）著作権法 (Copyright Act) は廃止され、1994 年（タイ仏暦 2537 年）著作権法 (Copyright Act) に置き換えられました。その後、2015 年（タイ仏暦 2558 年）著作権法（第 2 版）及び（第 3 版）により、1994 年に施行された著作権法が一部改正されています。この法律で保護される創造的な作品の種類は、文学、演劇、芸術、音楽、視聴覚作品、映画、音声録音、音声および映像による放送番組、および、文学、科学、芸術における任意の分野の作品です。著作権は、作品の制作者の死後 50 年まで保護されます。制作者が法人の場合、または本名以外の名前を使用している場合は、作品の保護期間は制作後 50 年間、応用芸術の場合は 25 年間になります。

タイは文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約に参加しています。このため、ほかのベルヌ条約参加国で登録した特定の著作権は、タイ国内でも効力をもちます。

## **業務機密**

タイでは、2002 年 7 月 22 日に施行された 2002 年（タイ仏暦 2545 年）営業秘密法 (Trade Secrets Act) 及び 2015 年（タイ仏暦 2558 年）営業秘密法（第 2 版）によって、業務上の機密が保護されています。

次の情報が機密情報として定義されており、この法律で保護されます。

- 通常当該情報と同種の情報を扱う集団に属する団体や人物が一般的に承知していない、またはこれらの団体や人物が簡単に入手できない業務情報。
- その機密性のために商業的価値をもつ業務上の情報。
- 当該情報の合法的な管理者が、機密性を保つために妥当な対策をとっている業務情報。

機密情報の保護を受けるために登録を行う必要はありません。これらの機密情報は、機密であるとみなされる限り保護対象となります。

## 輸出入規制

輸入品には、輸入時に関税と VAT が課せられます。ただし、関税法 (Customs Act) で関税を免除されている物品（再輸入証明書のある再輸入品、ほかの国から与えられた賞品やメダル、個人の身の回り品等）は例外です。輸入者は、通関書類や積荷書類等を提示して入国情地で通関手続きを行い、関税を支払って、通関許可を得る必要があります。

一部の輸入品（危険物、食品や健康製品、化粧品、医療機器等）では、通関手続き時に税関職員に輸入許可証を提示することが必要になります。現在の関税率は 0% から 60% となっていますが、FTA 等の特定の優遇措置の条件を満たす場合は、低い関税率を使用できます。

輸出に関しては、原則として輸出製品は関税を免除されます。製品の輸出にあたっては、関税局 (Customs Department) によって輸出業者に対しさまざまな種類の特典が与えられています。たとえば、税金の払い戻し、輸入材料と輸出の関税の払い戻し、保税工場、公営の保税倉庫の運営等です。

## 第4章

# 税制



## 第4章

# 税制

### 概要

#### 法人所得税率

会社の種類	税率 (%)
タイ国内で業務を行うタイ国籍の会社と外国籍の会社 (PE を含む)	
石油やガスの探査や採掘を行う会社	
払込済み資本が 500 万バーツ以下かつ物品の販売や役務提供による所得が 3000 万バーツ以下の会社 <ul style="list-style-type: none"><li>● 所得が 300,000 バーツ未満</li><li>● 所得が 300,000 バーツ以上</li></ul>	免税 10 (2015 年度 から 2016 年度)
適格石油貿易会社 (払い込み資本金が 1000 万バーツ以上かつ年間経費が 500 万バーツ以上の国内貿易、または年間収入が 20 億バーツ以上の国際貿易)	10

参考資料 : *Income Tax Schedule, The Thai Revenue Code; Royal Decree (No.530) B.E. 2554 (2011), R.D. (No. 426) BE 2547 (2004. Section 20 Petroleum Tax Act (No.4) B.E. 2532.*

(\*)2015 年 10 月 13 日に、法人所得税率 20%を恒久的に適用するという草案が閣議承認され、歳入法 (Revenue Code) が改正される予定です。

## 個人所得税率

課税所得（単位：バーツ）	2015年分の累進税率(%)
1 - 150,000	0
150,001 - 300,000	5
300,001 - 500,000	10
500,001 - 750,000	15
750,001 - 1,000,000	20
1,000,001 - 2,000,000	25
2,000,001 - 4,000,000	30
4,000,001 以上	35

参考資料 : *Income Tax Schedule, Thai Revenue Code; R.D. (No. 575) BE 2556 (2013)*

## VAT 税率

	税率
付加価値税 (VAT)	7% (本来の税率は 10% であるが、2016 年 9 月 30 日までの時限立法により軽減されている)

参考資料 : *Section 80 of the Thai Revenue Code; R.D. (No 549) BE 2555 (2012)*

## タイの税制

タイにおける主な税制は 1983 年の歳入法 (Revenue Code) です。歳入法の執行は大蔵大臣 (Minister of Finance) が行っています。歳入長官 (Director-General of Revenue) が同法や、同法を補足する勅令、財務省規則、財務省告示、税務委員会 (Board of Taxation) のルーリングにより、税法の執行並びに徵税管理業務を実行しています。

タイでは所得税の申告納税制度が採用されており、違反した場合や虚偽の申告を行った場合には重い罰則が科せられます。故意に申告を怠った納税者や、納税を避けるために不正に虚偽の情報を提供した場合には、実刑判決を受けることがあります。

タイの居住者か非居住者かに関わらず、タイ国内での雇用や事業によって課税対象の収入を得ているすべての人物は、租税条約 (DTA) や、国際協定または二国間協定の条件によって免除されている場合を除き、タイ国の個人所得税の課税対象となります。また、タイの居住者が国外で収入を得て、同じ年度内にタイ国にこの収入が持ち込まれた場合、この収入も課税対象となります。所得税は歳入法 (Revenue Code) 第 40 条に規定する課税所得に対して徴収されます。課税所得はどの種別に分類されるかによって、計算方法、控除、所得税率、源泉税率などがそれぞれ異なります。

個人が課税所得を計算する際には、さまざまな控除が認められています。法定の基礎控除、固定額の人的控除、そして、実際に支払った費用控除などがあります。個人的な費用や資本的支出、および、非課税所得税を生み出すために支払った支出は控除対象にはなりません。個人所得税には課税所得額に応じて累進税率が適用されます。また収入の支払い時には、支払い者によって源泉徴収が行われます。

タイの税務関連法令では、タイ国籍か外国国籍かに関わらず、すべての会社とその他の法人は「法人またはパートナーシップ (juristic companies or partnerships)」と記述されています。タイ国籍の法人またはパートナーシップによる全世界所得は、タイの法人所得税の課税対象になります。外国法人がタイの恒久的施設を通じてタイで業務を行っている場合は、タイ国内での業務から生じる所得が課税対象となります。

課税年度は、通常暦年です。ただし法人やパートナーシップの場合は課税年度は会計年度と同じであるとされるため、任意の日に終了することができます。いったん設定した会計年度/課税年度は、歳入長官 (Director-

General of Revenue) から変更許可を得た場合を除き、継続する必要があります。

タイの天然資源である石油やガスの採掘に関わる会社に対しては、別の所得税法が適用されます。

BOI の奨励を受けた会社は、その奨励事業を開始してから一定の年数、特別の税制優遇措置を受けることができます。

タイでは、タイ国内や外国への送金時に広範囲におよぶ源泉徴収制度が実施されています。

付加価値税 (VAT) はタイ国内での物品の販売やサービス、または物品やサービスの輸入に対して適用されます。現在の VAT 税率は 7%ですが、年間総売上が 180 万バーツを超える会社が納税義務者となります。VAT の標準税率は 10%で、1999 年 4 月 1 日に 1 年間の期限で 7%に引き下げられましたが、その後も延長され、現在のところ 2016 年 9 月 30 日まではこの税率が維持されます。タイの特定のビジネスは VAT 制度の対象外になっており、代わりに特定事業税 (SBT) が適用されます。対象となるビジネスは、銀行および銀行類似業務、金融機関、証券・住宅金融業、保険業、売掛債権買取業、および不動産業です。SBT の税率は一般的に総収入額に対して 3.3%ですが、生命保険業では 2.75%になります。

一部の書類や取引は印紙税の課税対象となります。税率は文書の種別によって異なりますが、一般的に 0.1~1%です。固定額による印紙税は、文書あたり 1~200 バーツです。

タイでは、地方税にあたる所得税はありません。

## 法人への課税

### **概要**

タイの税法における法人の定義は非常に広範囲におよび、会社、法人化されていないジョイントベンチャー、登記された組合、外国法人、外国法人の支店、財団、および事業を行う任意の団体が含まれます。

タイの法人には通常 20%の法人所得税（勅令で定められた 2015 年度までの時限立法であったが、2015 年 10 月 13 日に 20%を恒久的に適用するという草案が閣議承認され、歳入法が改正される予定）が課せられます。ただし、中小企業には、一定の条件を満たす場合、軽減税率が適用されます。課税所得は会計年度中に生じたすべての収益から歳入法（Revenue Code）で控除が認められる経費を差し引いて計算します。

基本的に、タイ内国法人やタイ国内で恒久的施設を通じて業務を行う外国法人の所得が、法人所得税の課税対象となります。

事業体によっては、法人所得税の納税義務を特別に免除される場合があります。これらの事業体には、規定された公共慈善団体、大使館、国連機関、特別の法令によって課税される特定の産業に属する企業（石油所得税法（Petroleum Income Tax Act）によって課税される石油・ガス産業など）があります。

一般的に、タイの税務関連の法令ではパススルー事業体は認められません。登録パートナーシップ等は法人として課税されます。例外は SET に上場されている投資信託です。このような投資信託は証券取引法（Securities and Exchange Acts）によって法人として認識されて、有限責任が与えられる一方、投資信託の収入は投資家にパススルー課税がされます。

### **所在地**

法人の所在地がタイ国内であるかどうかは、タイの課税対象になるかどうかを決定するものではありません。

タイの法律に基づいて登記された法人、並びに外国の法律に基づいた法人であってタイで業務を行っているすべての会社（その他の形態の法人を含む）は、法人所得税の課税対象となります。タイの法律に基づいて登記された会社のすべての収入は、法人所得税の課税対象となります。外国の法

律に基づいて登記された会社がタイで業務を行っている場合は、タイ国内での業務から生じる所得のみが課税対象となります。

「タイで業務を行っている外国法人」という表現には、タイ国内での業務契約から収入を得ているすべての法人が含まれます。この法人が恒久的に開設されている支店またはその他の施設を有するかどうかは関係なく、たとえば、外国の法律に基づいて設立された会社が業務を行うためにタイ国内に従業員、販売人、代理人、または仲介人を持ち、タイ国内で所得を得る場合、これらの会社はタイで業務を行っているとみなされます。

## **課税所得**

所得税は、税務上の「税引前利益」に対して課税されます。税務上の税引前利益には、会計上の利益を調整して計算します。タイの法律では会計上の利益は独立の監査人によって監査される必要があります。課税年度中の事業収入から控除可能な経費を差し引いて計算します。収入と支出の計算は発生主義で行います。つまり、特定の課税年度内に発生した収入は、当該年度内に支払いを受けなかった場合でもその年度の収入に含めます。また、この収入に関連するすべての支出は、当該年度内に支払いを行わなかった場合でもその年度の支出に含めます。

## **課税所得の範囲**

歳入法（Revenue Code）第 40 項に記述されている課税所得の範囲は、法人が得ると考えられるすべての種類の収入が網羅されており、さらに特に詳細を指定しないすべての収入を対象とする包括的な条項があります。

## **国外所得**

タイの法律に基づいて設立された法人は、すべての国外所得に対してもタイ国の税金を納税する義務があります。

## **キャピタルゲイン課税**

すべての実現利益（キャピタルゲインを含む）は、このような利益が不定期にもたらされるものであっても収入として定義されます。タイでは、法人のキャピタルゲインに対して別の税金は課せられません。資産の処分によって生じた利得は、資産がどのような目的で取得された場合でも課税所得として扱われ、所得税の課税対象となります。

## **配当金**

配当金受領者の配当金の支払い対象となった株の所有期間が、配当金の支払い以前と以降で 3 か月未満の場合には、法人が受け取った配当金は、課税対象となりますが、以下の条件を満たす場合は、次のように扱われます。

- タイ証券取引所 (Stock Exchange of Thailand) の上場企業は、他のタイの上場企業、他の株式会社、および投資信託から受け取ったすべての配当金につき所得税が免税となります。
- タイの法律によって設立された非上場のタイの株式会社は、配当受領会社が支払会社の議決権を有する株式の25%以上の株を所有しており、かつ、支払会社が受領会社の株を所有していなければ、そのタイ国内の会社から受け取った配当金、または利益分配を課税所得に含める必要はありません。
- タイの法律に基づいて設立された非上場のタイの株式会社は、上記の条件を満たさない場合、タイの法律に基づいて設立されたタイ国内の他の会社、投資信託、またはその他の金融機関から受領した配当金や利益分配の2分の 1 を課税所得に含めなければなりません。

## **非課税所得**

会社が受け取った配当金は、上記の様に課税所得に含めない場合があります。

また、BOI の奨励を受けた事業について、免税期間中に稼得した所得は非課税となります。

## **費用の控除**

原則として、利益を稼得するために支払った費用と、タイ国内で事業を行うために必要な費用を控除することができます。このため、通常の事業活動費、条件を満たす貸倒引当金の繰入額、および固定資産の種類によって5～100%の率による減価償却費が控除されます。商業銀行は貸倒引当金の全額を控除できます。引当金額はタイ銀行（Bank of Thailand）の引当金規則にしたがって計算されます。

法人所得税においては、特定の費用は所得から控除できません。このような費用には、準備金又は引当金（一部の例外を除く）の繰入額、個人的な費用、所得税、違約金、罰金、課税所得の2%を超える慈善団体への寄付、および、総売上高に基づいて計算される上限額を超える接待交際費などがあります。

タイでは、所得税を期限までに払わなかつたために発生した延滞金（利子）や加算税（罰金）は控除することはできません。

外国法人の支店の所得計算においては、タイ支店の運営のためのみに支出された費用でない限り、本社の経費は当該支店の事業活動経費として控除することはできません。本社のみで使用される項目の費用（事務所の賃借費、光熱費、事務用品費など）は、支店の所得から控除することはできません。このため、本社での一般的な諸経費をタイ支店にチャージしている場合、税務上の問題が発生することがあります。時に、タイ支店にチャージされた本社の諸経費がタイの税法で求める基準を満たしていることを証明するために、本社の監査人の証明書が必要となることがあります。

所得から控除される経費は、これらの経費が発生した会計年度において控除でき、会計帳簿に反映されていることが必要です。

## **繰越欠損金**

ある会計期間において法人に生じた税務上の損失は、会計期間で最長5年間繰越すことが可能で、翌年以降の所得と相殺することができます。タイでは、税務上の損失の前期への繰戻しは認められていません。

会社の所有者が変わった場合、または会社の業務が変わった場合でも、繰越欠損金は消滅しません。

## **連結納税制度**

タイでは法人税の連結納税制度はありません。各会社は監査済みの財務諸表を基礎として法人税の申告をする必要があります。

## **減価償却**

減価償却費は、税法で定めている耐用年数よりも短い期間で償却されない限り、償却限度額の範囲内で、一般に認められている会計償却方法と減価償却率を使用できます。

法人が採用した特定の償却方法と減価償却率は、歳入長官（Director-General of Revenue）から変更許可を得た場合を除き、これらを継続して使用する必要があります。

税法に規定されている減価償却率は以下の通りです。

資産の種類	減価償却率 (%)
機械および関連装置	20
恒久的な建物	5
仮設建物	100
非再生天然資源	5
営業権、使用権、商標権、ライセンス、特許権、著作権、およびその他の権利	10
有効期間の定めのないもの	100/期間
有効期間の定めのあるもの	
コンピュータソフトウェア、ハードウェア、機器	33.33
その他の償却資産（土地と棚卸資産を除く）	20

参考資料：タイ国歳入法 (Thai Revenue Code) 第 60 項の 2、1984 年 (タイ仏曆 2527 年) 勅令第 145 号

機械設備については時限立法により特別な償却方法が認められています。

1999 年 10 月 23 日に発効した勅令によって、通常は最大 20% の減価償却率が適用される一定の資産に対し、最大 40% の減価償却率を使用できるようになりました。この場合、期首の残存簿価に対して一定率を乗じて各年

度の減価償却費を計算し、資産の耐用年数の最終会計年度では、資産の残存価格を減価償却費として控除します。

ただし、納税者の会計上の減価償却率が税法規定の減価償却率よりも小さい場合は、通常、会計上の減価償却費を課税所得から控除します。

中小企業（SME）は、固定資産を取得した年に次の表に示す減価償却費を追加で控除することができます。

資産の種類	減価償却率 (%)
コンピュータソフトウェア、ハードウェア、機器	40
機械および関連装置	40
工場の建物	25
建物と無形資産以外の固定資産 (年間最高 500,000 パーツ)	100

参考資料：タイ国歳入法 (*Thai Revenue Code*) 第65項の2、1984年（タイ仏暦2527年）勅令第145号、2002年（タイ仏暦2545年）勅令第395号、2008年（タイ仏暦2551年）勅令第473号）

上記の初年度償却は、会社の保有する固定資産（土地を除く）の取得価額の合計が2億バーツ以下で、従業員数が200人以下である中小企業に認められるものです。法律の発効日から3年後に、歳入局長官（Director-General of the Revenue Department）は償却を行うための条件を変更することができるとされています。

BOI の投資奨励を受けた会社に対しては、インフラストラクチャの設置と建設の費用に対し、特別の控除が与えられる場合があります。

会計期間中に資産を取得した場合は、減価償却費を日割計算します。

固定資産の処分損益は、課税所得または損金算入の対象になります。資産の売却損益は、資産の売却価格から償却後簿価を引いて計算します。

## 無形固定資産の償却

その他の特定の資本的支出（無形固定資産など）は、所得税の計算において見積耐用年数で償却します。

## 支払利息

タイの税法では、利息に関する規定はありません。ただし、次に分類される所得は利息とみなされます。

「債権、預金、債券、手形、融資（担保の有無を問わない）の利息、石油所得税を規制する法律に基づき源泉徴収の対象となる融資利息のうち源泉徴収後の利息、または、法人である会社、パートナーシップ、あるいはその他の法人によって発行され、割引額で発行された手形や証券の償還価値と発行価額の差異（利息と同様の性質をもつ所得を含む）、融資またはあらゆる種類の債務の履行請求によって得た利得またはその他の報酬（担保の有無を問わない）。」

一般的に、タイでの事業のために行った資金調達（株式取得のための資金調達や、配当金支払いのための資金調達も含む）に対して発生した利息は、所得からの控除が可能です。資金調達費は、その性質によって、費用が発生した年度において控除する場合と、税務計算上繰り延べる場合があります（建設利息など）。なお、過小資本税制は設けられていません。

## 税率

法人には通常、課税所得に対して 30% の法人所得税が課せられていましたが、その税率は 2012 年からは 23%、2013 年には 20% に軽減されました。なお、当軽減税率は勅令で定められた 2015 年までの時限立法でしたが、2015 年 10 月 13 日に 20% を恒久的に適用するという草案が閣議承認され、歳入法が改正される予定です。

中小企業（SME）に対しても、法人所得税の税率が優遇されています。SME は、会計期間の終了時において払込済み資本が 500 万バーツ以下でかつ、物品の販売や役務提供による所得が 3000 万バーツ以下の法人またはパートナーシップとして定義されます。優遇税率は次のとおりです。

課税所得（バーツ）	税率 (%)
0 – 300,000	免税
300,000 以上	10 (2015 年度から 2016 年度)

配当金やその他方法によって国外に送金された法人の利益に対しては、10% の源泉徴収が行われます。

国際輸送業を営む外国法人は、諸経費を差し引く前の総収入に対して税金を支払わなければなりません。旅客運送を行う場合、税率はタイで回収された運賃の 3% です。物品運送の場合、税率はタイからの物品の運送に対しタイ国内外で回収された輸送料の 3% です。

## 申告と納税の手続き

すべての法人は、法人所得税の申告を行う義務があります。タイでは税制においては申告納税制度が採用されています。連結納税に関する規定はありません。

法人は任意の 12 か月の期間を会計期間として選ぶことができますが、いつたん会計期間を設定したら、歳入局 (Revenue Department) 長官からの許可を得ない限り変更はできません。

法人所得税は毎年 2 回に分けて分納し、納税の際には次の関連する申告書を併せて提出します。

- 確定申告書。監査済みの財務諸表とともに、会計年度の期末から 150 日以内に提出します。
- 中間申告書。会計年度の上半期末から 2か月以内に提出します。すべての上場企業、銀行、金融機関、証券会社、住宅ローン会社、および歳入局 (Revenue Department) の認可を受けている会社は、実際の所得に基づいて支払う必要があります。その他の会社では、年間の課税所得を推定し、その半額に対する税金を納付します。
- 中間申告で支払った税額と、源泉税は、確定申告において控除できます。

歳入局 (Revenue Department) は申告書と添付の監査済みの財務諸表が正確かつ適切であることを確認します。歳入局が必要と考える場合は、控除等の項目を証明する情報の提出を要求されることがあります。また、歳入局は任意に法人を選んで、詳細な調査や監査を行う場合があります。

タイの法律に基づいて設立された外国資本の会社、および外国法人の支店に対しても、タイの国内の会社と同様の税務申告の規則が適用されます。

## 納税者登録

タイで登記を行ったすべての法人は、納税者番号が付与され、すべての税務申告書に記載する必要があります。

外国法人で、タイ国内からの源泉所得に対して源泉徴収のみ適用される場合は、納税者番号は必要ありません。

## 税制上の優遇措置

### **投資委員会 (BOI) プロジェクト**

BOI は、タイへの投資を奨励するために優遇措置を提供する主な政府機関で、1977 年投資奨励法 (Investment Promotion Act) と、この改正法である 1991 年投資奨励法第 2 号 (Investment Promotion Act (No 2)) および 2001 年投資奨励法第 3 号 (Investment Promotion Act (No 3)) によって統制されています。

BOI の奨励するプロジェクトに投資を行うタイ企業および外資企業には、税制関連の優遇やその他の優遇措置が与えられます。ただし、BOI は外国法人の支店に対して奨励優遇措置を与えることはありません。奨励の対象となる活動は、BOI が発行するガイドラインに規定されています。また、BOI のガイドラインに規定されていない活動でも、タイの経済に恩恵をもたらすとみなされ、国家開発目標に沿うものであれば、奨励対象となる場合があります。

BOI は、国家開発目標に見合う投資プロジェクトに対し、広範囲に及ぶ財政的および非財政的な優遇措置や保証を与える権利をもっています。1977 年投資奨励法 (Investment Promotion Act) で規定されている税制上の優遇措置の概要を次に示します。

- プロジェクトに使用する機械設備の輸入の際の輸入税の免除または減額
- 輸出用製品のための原材料や部品の輸入の際の輸入税の免除または減額
- 3~8年の法人所得税の免除。損失は免除期間終了後5年間繰越が可能

- 法人所得税の免除期間中に稼得かつ決議された配当金の源泉税の免除

BOI は 2014 年 12 月 4 日に新投資奨励策を発表し、新投資奨励策は 2015 年 1 月 1 日以降の申請から適用されることになりました。新投資奨励の方針は次のとおりです。

- 研究開発、イノベーションの創出、農業・工業・サービス業における付加価値の創造等を促進することにより、国の競争力向上に寄与する投資を奨励する。
- 持続的かつバランスのとれた成長のため、環境に優しく、省エネルギーもしくは再生可能エネルギーを使う事業を奨励する。
- バリューチェーンの強化と地域の能力に一致したクラスター(Cluster) の創出を奨励する。
- 南部国境地域内における経済発展の支援の目的、域内投資を奨励する。
- 隣国と経済的に繋がり、アセアン経済共同体(AEC) をサポートするために、特別経済開発区、特に国境地帯の工業団地内外での投資を奨励する。
- 世界舞台でタイの役割を増加し、競争力を向上させるため、タイから外国への投資を奨励する。

新投資奨励策では、地方への分散投資を目的とした従来のゾーン別の投資恩典は廃止され、①業種別の投資恩典(Activity-based Incentive)と、②メリットを考慮した追加の投資恩典(Merit-based Incentive)の 2 種類が用意されました。さらに、一大生産拠点となったタイをアジア周辺諸国における物流ハブとすべく、従来の Regional Operating Headquarters("ROH") 及び International Procurement Office("IPO") が新たに、地域統括本部 (International headquarters: IHQ) 及び国際貿易事業 (International trading centers: ITC) という業種に区分され、より魅力的な投資恩典が付与されることになりました。

新投資奨励策による投資恩典の詳細については、第 5 章（投資に対する優遇措置）をご参照ください。

## 国際課税

### **二重課税の回避**

タイ法人は、外国からの所得に対して外国で課税された場合、その外国との間に租税条約が結ばれており、またその条件を満たす場合に、両国で、あるいは一方の国で控除や還付を受けることができます。

法人が外国からの所得について外国税額控除を適用する場合、当該税額がその所得総額に対して課されたことを示さなければなりません。また、歳入局長官（Director-General of Revenue）の指定する納付証明書を提示することが要求されます。

タイで業務を行う外国法人が、タイと租税条約を締結する国の納税者である場合は、タイに恒久的施設（PE）がある場合にのみ、タイ国内での業務から生じた利益が課税対象となります。「PE」とは、一般的には業務全体またはその一部を行う恒久的な場所として定義され、通常、支店、事務所、工場、倉庫、建設現場、鉱山などを含みます。ただし、この定義は各国との租税条約によって異なります。

### **外国子会社からの配当所得**

タイ法人がその外国子会社から受け取る配当金については以下の条件を満たした場合、免税となります。

- 1 外国子会社の株式を 25%以上所有している。
  - 2 配当受領前その外国子会社の株式を 6 ヶ月以上保有している。
  - 3 外国子会社が存する国の法人税の実効税率が 15%以上である。
- なお、上記 3 の要件について、その国の特別な法律に基づき税率が軽減されているような場合においても、当該免税規定は適用されます。

## **国内源泉税**

タイ国内に居住する納税者は、国内での個人や法人への支払額から、次の率により源泉税を徴収する義務があります。

所得の種類	源泉徴収率 (%)	注
給与、賃金、および諸手当	0-35	
利息		
個人への支払	15	1
法人への支払	1 または 10	4
配当金	0 または 10	2
ロイヤリティ		
個人への支払	0 - 35	1
法人への支払	3	
資産の賃貸料	5 または 10	4.5
専門家報酬	3 または 10	4.5
請負報酬	3 または 10	3.5
輸送費	1	
サービス料	3	7
生命保険以外の掛金	1	
政府機関との契約によって支払われた報酬	1	
コンテストの賞金	5	
芸能人報酬	5	7
広告料	2	
水産物またはそれに関する製品	1	
景品、割引、またはその他の特典	3	6
ゴム、キャッサバ、ジュート、とうもろこし、さとうきび、コーヒー豆、アブラヤシの種、および米製品の販売対価（特定の場合）	0.75	

参考資料： タイ仏暦 2522 年政府規制第 144 号第 50 条、および No. Taw. Paw. 4/2528

1. 法人以外によって支払われた利息にはゼロを適用。次の条件を満たす場合には源泉徴収は適用されない。
  - タイ国内の貯蓄預金に対して支払われた利息で、年間の利息総額が 30,000 パーツを超えない場合。
2. タイ国内の定期預金に対して支払われた利息で、定期預金の期間が 1 年を超え、年間の利息総額が 30,000 パーツを超えない場合。
  - タイ証券取引所 (Stock Exchange of Thailand) に上場されている会社に対しては、ほかの登記済み会社、株式非公開会社または株式公開会社、および投資信託から受け取ったすべての配当金に対する所得税は免除される。ただし、配当金の支払前後少なくとも 3 か月間、当該証券を保有していることが条件となる。
  - タイの法律によって編成された未上場のタイ国内の会社では、配当金の支払前後少なくとも 3 か月間、受領会社が支払会社の議決権をもつ株式の少なくとも 25% の株を所有していて、支払会社が受領会社の株を所有していないければ、ほかのタイ国内の会社から受け取った収入、配当金、または利益分配を含める必要はない。

- (a) または (b) によって免除されている場合を除き、居住者または非居住者に対して支払われた配当金からは 10% の源泉徴収が行われる。
3. タイ国内で行われた請負業務の報酬を外国籍会社が恒久的施設 (PE) を経て受け取る場合、当該会社が恒久的な支店を有しない場合には、3% または 5% の源泉徴収が行われる。外国の法律に基づいて設立された法人がタイ国内での業務を含む契約に参加する場合、下請業者やその他の課税所得の受領者に支払いを行う場合には、源泉徴収を行う義務がある。
  4. 歳入法 (Revenue Code) 第 47 項 7 (b) に基づいて歳入局から指定の通知を受けた財団や団体を除き、収入を生み出すなんらかの業務に携わっている財団や団体に対しては、所得を受領する際に 10% の源泉徴収が行われる。
  5. 源泉徴収は、法人やパートナーシップによる支払のみに適用される。
  6. 芸能人が外国に居住する場合は、所得に応じて定められた税率による。
  7. サービスの提供によって生じる課税所得の支払。ただし、公共輸送機関、ホテル、レストランのサービスや、生命保険の掛金は除く。

上記所得の支払者は源泉徴収を行い、支払を行った月の翌月の 7 日までに徴収した額を納付し、申告書を提出する必要があります。外国法人でタイで業務を行っている会社は、タイ居住者、非居住者のいずれの支払いについても、所得の種類に応じて源泉徴収を行う必要があります。

契約に基づいて支払われるべき金額の合計が 1,000 バーツ未満の場合は、源泉徴収を行う必要はありません。

国内源泉徴収の対象となった所得を稼得した会社は、その法人所得税から源泉徴収された額を控除できます。

### 海外への送金の源泉徴収

特定の種類の課税所得を海外に居住する人物や法人に支払う場合は、次に示す率で源泉徴収税を行います。

所得の種類	源泉徴収率 (%)	注
配当金	10	1
利息	15	1
ロイヤリティ	15	1
タイ国内での株式譲渡による利益	15	1
配当金以外の利益送金	10	1
歳入法第 70 項によって源泉徴収の対象となる管理費、技術費、その他の所得	15	1

参考資料：タイ国歳入法 (Thai Revenue Code) 第 50 条および第 70 条

- 上記はタイ国内法に基づく税率であり、その所得の受領者がタイとの租税条約の締結国の居住者である場合、その租税条約で定める課税権、軽減税率が適用される。

## 二重課税協定 (Double Tax Agreement : DTA)

2015年1月1日現在、タイは60か国（直近2年間ではアイルランド、エストニア、タジキスタン、ペラルーシ）と租税条約（DTA）を結んでいます。タイに恒久的施設をもたない外国人/法人が支払を受ける場合、その所得の受領者の居住国に応じて次の源泉徴収率が適用されます。

受領者の居住国	配当 (%)	利息 (%)	使用料 (%)
アルメニア	10	10/15 <sup>(1)</sup>	15
オーストラリア	10	10/15 <sup>(1)</sup>	15
オーストリア	10	10/15 <sup>(1)</sup>	15
バーレーン	10	10/15 <sup>(1)</sup>	15
バングラデッシュ	10	10/15 <sup>(1)</sup>	15
ベルギー	10	10/15 <sup>(1)</sup>	5/15 <sup>(2)</sup>
ブルガリア	10	10/15 <sup>(1)</sup>	5/15 <sup>(10)</sup>
カナダ	10	10/15 <sup>(1)</sup>	5/15 <sup>(3)</sup>
チリ	10	10/15 <sup>(1)</sup>	10/15 <sup>(14)</sup>
中華人民共和国	10	10/15 <sup>(1)</sup>	15
キプロス	10	10/15 <sup>(1)</sup>	5/10/15 <sup>(11)</sup>
チェコ共和国	10	10/15 <sup>(1)</sup>	5/10/15 <sup>(4)</sup>
デンマーク	10	10/15 <sup>(1)</sup>	5/15 <sup>(2)</sup>
フィンランド	10	10/15 <sup>(1)</sup>	15
フランス	10	3/10 <sup>(5)</sup>	0/10/15 <sup>(6)</sup>
ドイツ	10	10/15 <sup>(1)</sup>	5/15 <sup>(2)</sup>
イギリス	10	10/15 <sup>(1)</sup>	5/15 <sup>(2)</sup>
香港	10	10/15 <sup>(1)</sup>	5/10/15 <sup>(4)</sup>
ハンガリー	10	10/15 <sup>(1)</sup>	15
インド	10	10/15 <sup>(1)</sup>	15
インドネシア	10	10/15 <sup>(1)</sup>	15
イスラエル	10	10/15 <sup>(1)</sup>	5/15 <sup>(3)</sup>
イタリア	10	10/15 <sup>(1)</sup>	5/15 <sup>(2)</sup>
日本	10	10/15 <sup>(1)</sup>	15
大韓民国	10	10/15 <sup>(1)</sup>	5/10/15 <sup>(13)</sup>
クウェート	10	10/15 <sup>(1)</sup>	15
ラオス	10	10/15 <sup>(1)</sup>	15
ルクセンブルグ	10	10/15 <sup>(1)</sup>	15
マレーシア	10	10/15 <sup>(1)</sup>	15
モーリシャス	10	10/15 <sup>(1)</sup>	5/15 <sup>(10)</sup>

受領者の居住国	配当 (%)	利息 (%)	使用料 (%)
ミャンマー	10	10	5/10/15 <sup>(1)</sup>
ネパール	10	10/15 <sup>(1)</sup>	15
オランダ	10	10/15 <sup>(1)</sup>	5/15 <sup>(2)</sup>
ニュージーランド	10	10/15 <sup>(1)</sup>	10/15 <sup>(7)</sup>
ノルウェー	10	10/15 <sup>(1)</sup>	5/10/15 <sup>(12)</sup>
オマーン	10	10/15 <sup>(1)</sup>	15
パキスタン	10	10/15 <sup>(1)</sup>	10/15 <sup>(6)</sup>
フィリピン	10	10/15 <sup>(1)</sup>	15
ポーランド	10	10/15 <sup>(1)</sup>	0/5/15 <sup>(6)</sup>
ルーマニア	10	10/15 <sup>(1)</sup>	15
ロシア	10	10 <sup>(15)</sup>	15
セイシェル	10	10/15 <sup>(1)</sup>	15
シンガポール	10	10/15 <sup>(1)</sup>	15 <sup>(17)</sup>
スロベニア	10	10/15 <sup>(1)</sup>	10/15 <sup>(7)</sup>
南アフリカ	10	10/15 <sup>(1)</sup>	15
スペイン	10	10/15 <sup>(1)</sup>	5/8/15 <sup>(8)</sup>
スリランカ	10	10/15 <sup>(1)</sup>	15
スウェーデン	10	10/15 <sup>(1)</sup>	15
スイス	10	10/15 <sup>(1)</sup>	5/10/15 <sup>(4)</sup>
台湾	5/10 <sup>(16)</sup>	10/15 <sup>(1)</sup>	10
トルコ	10	10/15 <sup>(1)</sup>	15
ウクライナ	10	10/15 <sup>(1)</sup>	15
アラブ首長国連邦	10	10/15 <sup>(1)</sup>	15
アメリカ合衆国	10	10/15 <sup>(1)</sup>	5/8/15 <sup>(9)</sup>
ウズベキスタン	10	10/15 <sup>(1)</sup>	15
ベトナム	10	10/15 <sup>(1)</sup>	15
アイルランド	10	10/15 <sup>(1)</sup>	5/10/15 <sup>(4)</sup>
エストニア	10	10	8/10 <sup>(18)</sup>
タジキスタン	10	10	5/10 <sup>(19)</sup>
ペラルーシ	10	10	15

出典：タイ国歳入局（Revenue Department）のWebサイト。更新日：2015年8月6日

1. 利息：
  - 銀行または金融機関（保険会社を含む）への支払は 10%
  - その他の利息の支払は 15%
2. 使用料：
  - 文学、芸術、科学的作品の著作権の使用または使用権に関するものは 5%
  - その他の使用料は 15%
3. 使用料：
  - 任意の文学、演劇、音楽、芸術作品の上演や再上演に対するものは 5%（ただし、映画フィルム、ビデオテープなどをテレビで使用する場合の使用料は除ぐ）
  - その他の使用料は 15%
4. 使用料：
  - 文学、芸術、または科学的作品の使用や譲渡に関するものは 5%

- 任意の特許権、商標、設計、雑形、秘密の調合法、またはプロセスの譲渡に関するものは10%
  - その他の使用料は15%
5. 利息 :
- 公共の金融機関が関わって国家機関に対して行われた、または、任意の機器の売却に関して企業に対して行われた、または、工業的、商業的、あるいは科学的施設と公共事業の調査、設置、または提供に対して行われた、4年間以上に渡る貸付金やクレジットに対して支払われた利息の場合は3%
  - 受領者が金融機関の場合は10%
6. 使用料 :
- フィルムやテープの場合は、ゼロパーセント（締約国または国有会社に支払う場合）
  - 文学、芸術、または科学的作品の著作権の使用権料または使用料の場合は5%
  - その他の使用料は15%
7. 使用料 :
- 任意の著作権、任意の工業的、商業的、または科学的機器、テレビに関する任意の映画、フィルム、ビデオテープ、またはその他の録画物、またはラジオ放送に関するテープやその他の録音物の使用料または使用権料の場合、および、テレビやラジオの放送での画像や音声の使用に関連し、衛星、ケーブル、光ファイバー、または同様の技術によって送信された視覚的画像や音声の受信、受信権、またはその両方の場合は10%
  - その他の使用料は15%
8. 使用料 :
- 文学、演劇、音楽、芸術、または科学的作品の著作権の使用や使用権に関するものは5%（ラジオやテレビで使用する映画、フィルム、テープを除く）
  - 工業的、商業的、または工業的機器の使用権または使用に対するものは8%
  - その他の使用料は15%
9. 使用料 :
- 文学、芸術、または科学的作品の著作権の使用や使用権に関するものは5%（ソフトウェアや、ラジオやテレビの放送での使用に関する映画、フィルム、テープ、その他の手段による再現を含む）
  - 工業的、商業的、または工業的機器の使用権または使用に対するものは8%。
  - その他の使用料は15%
10. 使用料 :
- 文学、演劇、音楽、芸術、または科学的作品の著作権の使用や使用権に関するものは5%（ラジオやテレビの放送で使用する映画、フィルム、テープを除く）
  - その他の使用料は15%
11. 使用料 :
- 文学、芸術、または科学的作品の著作権の使用や使用権に関するものは5%（ソフトウェアや、ラジオやテレビの放送に使用する映画、テープを含む）
  - 工業的、商業的、または工業的機器、あるいは、工業的、商業的、または科学的な情報の使用権または使用に対するものは10%
  - その他の使用料は15%
12. 使用料 :
- 文学、芸術、または科学的作品の著作権の使用や使用権に関するものは5%
  - 工業的、商業的、または工業的機器の使用に対するものは10%
  - その他の使用料は15%
13. 使用料 :
- 文学、芸術、または科学的作品の著作権の使用や使用権に関するものは5%（ソフトウェアや、ラジオやテレビの放送での使用に関する映画、フィルム、テープ、その他の再現手段によるものを含む）
  - 特許権、商標、設計や雑形、計画、機密のフォーミュラまたはプロセスに関するものは10%

- 工業的、商業的、または工業的機器や、工業的、商業的、科学的経験に関する情報の使用または使用権に関するものは 15%
14. 使用料：
- 文学、芸術、または科学的作品の著作権の使用や使用権に関するもの、および、工業的、商業的、または工業的機器の使用に対するものは 10%
  - その他の使用料は 15%
15. 使用料：
- 文学、芸術、または科学的作品の著作権の使用や使用権に関するものは 5%
  - 経営管理、コンサルタントの性質を含むサービスの利用、または工業的、商業的、科学的経験に関する情報の使用または使用権に関するものは 10%
  - その他の使用料は 15%
16. 配当：
- 受益者が配当を支払う法人の資本金の少なくとも 25% を直接的に所有する場合は 5%
  - その他の配当は 10%
17. シンガポールとの新租税条約（2015 年時点では未発効）では、使用料の制限税率は以下のとおり
- 文学、芸術、または科学的作品の使用や使用権に関するものは 5%
  - 著作権、商標権、デザインやモデルプラン、機密のフォーミュラやプロセス、または工業的、商業的、科学的設備に関する情報の使用または使用権に関するものは 8%
  - その他の使用料は 10%
18. エストニアとの新租税条約では、使用料の制限税率は以下のとおり
- 工業的、商業的、または科学的権利の使用に対するものは 8%
  - その他の使用料は 10%
19. タジキスタンとの新租税条約では、使用料の制限税率は以下のとおり
- 文学、芸術、または科学的作品の使用や使用権に関するものは 5%
  - その他の使用料は 10%

## 租税回避防止規定

### **概要**

タイには、一般的な租税回避防止規定はありません。ただし歳入局（Revenue Department）は、会社や個人の業務を調査して、税務申告書に記載されている情報が正確かつ完全なものであるかどうかを判断する権限をもっています。

税務関連の法律では、所得獲得の目的、または業務目的の費用に限り損金算入が認められています。つまり、所得獲得の目的、または業務目的以外の支出によって納税者が課税所得を減らそうとした場合、このような費用は税務上否認される場合があります。また、虚偽の費用や架空の費用は課税所得から控除することはできません。

租税回避に関わった会社や役員に対しては、さまざまな罰則、課徴金、実刑判決が課せられることがあります。罰則の程度は状況によって異なります。

### **移転価格税制**

近年、企業の多国籍化が進み企業活動の国際化が進展する一方で、一連の国外関連者間取引における移転価格が関連者間の所得配分を左右し、各国の税収に影響を与えることとなることから移転価格税制に関する各国税務当局の関心が高まっており、世界的に移転価格に関する課税強化の動きが見られています。この動きは日系企業の子会社が多数進出するこのアセアン地域でも同様に見られ、アセアン各国でも移転価格税制に関する法整備が年々と進んでおり、当地、タイにおいても 2015 年 5 月 7 日に移転価格税制に関する新法案の骨子が公表されました。公表された骨子は次のとおりです。

- 税務当局は、独立企業間価格とは異なる価格で関連会社(直接または間接的に持株関係、実質支配関係を有する会社)との取引を行っている会社に対し、その取引価格の修正を行う権限を有する。
- 税務調査を受けている会社に過払税金または源泉徴収税過納額がある場合、その会社は還付請求を行う権利を有し、その請求期限は、税務調査の通知された日から 60 日以内、あるいは対象事業年度の法人税確定申告書提出期限から 3 年以内である。
- 当移転価格税制が適用される会社は、関連会社取引について以下の内容を記載した文書を事業年度末日から 150 日以内に歳入局に提出しなければならない。(期限内の提出を怠った場合、40 万バーツ以下の罰金)
  - 関連会社の直接的または間接的な持株関係、支配関係に関する情報
  - 関連会社取引価格における収益と費用の算定方法

本法案は国会での承認を経て法令化されますが、施行時期は未定です。

### **現行の根拠法令**

タイの移転価格税制の根拠法令となっている内国歳入法第 65 条及び歳入局通達 (No. Paw.113/2545) においては、納税者が関連者との取引に関して

独立企業原則に反した取引を行っていたと認めた場合に、係る納税者の課税所得及び損金算入を行った費用の額に関して税務当局が更正を行うことができるものと規定しています。

即ち、正当な理由なく納税者が係る取引から收受した対価の額が市場価格に比して低いと認められた場合、または支払った費用の額が市場価格に比して高いと認められる場合に、税務当局が独立企業間価格を基準として係る対価の額を適正な価格にひき直し、課税所得の計算を行うことができるここと解されています。

### 市場価格

また上記の通達の中で、関連会社との取引において価格を決定する際に税務当局が推奨する 4 ステップアプローチをガイドラインとして紹介しています。タイは OECD 非加盟国ではありますが、この通達における市場価格の定義は OECD の移転価格ガイドラインにおける独立企業間価格の考え方と準ずるものです。

つまり、資産の譲渡、役務の提供、または資金供与に関する市場価格とは、その取引日において同種、同様の性質・種類の資産の譲渡、役務の提供、又は資金の貸付に関して独立した企業間の契約において支払われるであろう対価の額を意味しています。

「独立した企業間の契約」とは、契約に関わる双方の企業が、経営、管理、資本の面で直接的または間接的な関係を全くもたないことを意味します。この定義は、OECD による移転価格ガイドラインにおける「関連当事者」の概念と一致するものです。

### 移転価格算定方法

また、上記の通達では、市場価格を決定する際、次に示す 4 つの方法のいずれかによって算定することとされています。

- 独立価格比準法
- 再販売価格基準法
- 原価基準法
- その他の方法

2010 年 7 月に公表された OECD ガイドライン改定において、最適法ルールが導入されることとなり、日本でも平成 23 年度税制改正により独立企業間価格算定方法の適用優先順位が廃止されていますが、実務上、タイでは現在も上記の最初の 3 つの方法（伝統的取引基準法）を適用できない場合に、納税者は「国際的に認められている」任意のその他の方法を使用することができるものとされています。なお、タイの税務当局は、納税者による移転価格の算定において、OECD が採用している利益を基準とする方法（取引単位利益法：取引単位営業利益法及び利益分割法）の適用を認めています。

### 移転価格文書化

日本では平成 22 年度税制改正により移転価格文書化が実質義務付けとなり、移転価格税制を規定する租税特別措置法 66 条の 4 第 6 項の推定規定、第 8 項の質問検査規定において、遅滞なく提出又は提示を求められる書類の範囲について具体的に定められました。この日本の税制改正の動きに続き、その後、日系企業が数多く進出するアセアン諸国でも移転価格文書化を含む移転価格税制に関する法整備への取り組みが進んでいますが、当地、タイにおいては、上記の通り新法案の骨子は公表されているものの、法令化までは至っていません。

### **恒久的施設 (Permanent Establishment : PE)**

タイ国歳入法 (Thai Revenue Code) の一般規定では、「外国の法律に基づいて設立された会社が業務を行うためにタイ国内に従業員、代理人、または仲介人を有し、タイ国内で収入または利得を得る場合、これらの会社はタイで業務を行っているものとみなされ、法人税の課税対象となる」と定めています。

これにより、タイ国内の PE に帰属する利益には、20%の法人所得税が課せられます。タイ支店がこの利益を本社に送金する場合は、税引後のタイ支店の利益に対し、10%の支店利益送金税が課せられます。

このため、タイ支店が本社に利益を送金した場合の税金総額はタイ支店の利益の 28%となり、タイの法人が利益を外国の親会社に配当金として送金する場合に支払う税額と同等になります。ただし、一般的に、タイで事業を行う場合にはタイ法人を登記するほうが組織的に容易であると考えられています。また、タイ法人ではマネジメントフィーやロイヤルティーなど

を損金として控除できるのに対し、タイ支店は本社と一体の法人とみなされ、タイの税法上これらの費用を損金として控除することはできません。タイはほかの国々と非常に広範囲にわたる租税条約を締結しています。これらの租税条約で使用される PE という言葉は一般的に、OECD での定義と一致するものです。

### **過小資本税制**

タイには過小資本に関する規定はありません。

### **支配外国法人（Controlled Foreign Company ("CFC")）規制**

タイには CFC に関する規定はありません。

### **個人への課税**

#### **概要**

タイの居住者か非居住者かに関わらず、タイ国内での雇用や事業によってタイ国内源泉所得を得ているすべての個人は、租税条約の規定によって免除されている場合を除き、タイ国の個人所得税の課税対象となります。これは、このような所得がタイの国内又は国外のどこで支払われるかどうかは関係ありません。

また、タイの居住者である個人がタイ国外で収入を得て、同じ課税年度内にタイ国にその収入を持ち込んだ場合、またはタイ国に送金を行った場合、この国外所得もタイの個人所得税の課税対象となります。

雇用主は従業員に支払った給与や手当等から個人所得税を源泉徴収する義務があります。

#### **居住者**

課税年度（暦年）の間に 180 日以上タイに滞在する個人は、税務上タイの居住者として扱われます。

非居住者とは、居住者以外の個人をいい、タイ国内での雇用や事業によって国内源泉所得を得ているすべての非居住者に対しては、この所得がタイ国の個人所得税の課税対象となります。

## 課税対象

タイでは、居住者および非居住者ともにタイ国内に源泉がある所得を得た場合、個人所得税が課せられます。また、タイの居住者が国外で収入を得て、同じ課税年度内にタイ国にこの収入を持ち込んだ場合、またはタイ国に送金した場合は、その収入も課税対象となります。

所得の範囲には、タイ国内での雇用から受け取った金銭的および非金銭的な報酬のほとんどが含まれます。それら所得の受領者が居住者であるか否か、あるいは支払がどこで行われたか、また、雇用の性質が正式なものか一時的なものかを問わず課税の対象となります。

タイ国内にある不動産からの所得は、受領者がタイ国の居住者であるかどうかに関わらず、課税対象になります。また、タイの居住者が国外の不動産から収入を得て、同年度内にタイ国にこの収入を持ち込んだ場合、またはタイ国に送金を行った場合、この収入も個人所得税の課税対象となります。

タイ国内の貯蓄預金（要求払預金）に対して支払われた利息は、年間の利息総額が 20,000 バーツを超えない限り所得税が免除されます。また、タイ国内の銀行における 1 年満期の定期預金に対する利息は、年齢が 55 歳以上の個人で、その個人が年間に受け取ったすべての種類の定期預金からの利息合計額が 30,000 バーツを超えない限り、所得税が免除されます。

通常、居住者と非居住者の個人がタイ国内でその他の利子所得を得た場合、個人所得税の課税対象となり、このような利息には、15% の源泉徴収がされます。源泉徴収の対象となる利息は、他の所得と合算せず分離課税を選択することができます。

非居住者の課税所得は、タイ国内での雇用、不動産保有、事業から生じる、またはこれらの結果としての所得に限られ、これらの所得がタイ国内又は国外のいずれで支払われたかを問わず課税されます。

## **キャピタルゲイン課税**

タイでは、キャピタルゲインに対して特別の規定はありません。通常の所得と同様に課税されます。ただし、タイ証券取引所上場企業の株式を売却して得た売却益（認可を受けたブローカーを通じて売却を行った場合）や、投資信託を売却して得た利益は、免税になります。

また、タイの居住者が国外でキャピタルゲインを得て、同じ課税年度内にタイ国にその収入を持ち込んだ場合、またはタイ国に送金した場合は、この所得は課税対象となります。

## **配当金**

原則として、居住者又は非居住者の個人がタイ国内で配当所得を得た場合、個人所得税の課税対象となります。居住者または非居住者に対して支払われた配当金からは 10% の源泉徴収が行われます。

タイの居住者は、源泉徴収税額の還付や配当控除を申請しない限り、分離課税を選択できます。

なお、非居住者は、配当控除を申請する権利はありません。

## **給与所得**

歳入法（Revenue Code）では、課税所得の範囲には雇用からの所得が含まれ、この所得には「給与、賃金、日給、賞与、報奨金、心付け、年金、家賃手当、雇用主が無償貸与した住宅の金銭価値相当額、雇用主による従業員の支払債務の肩代わり、または雇用に起因する任意の金銭、資産、または手当」が含まれます。

給与所得の支払時には源泉徴収が行われます。源泉徴収額は、課税年度を通じて支払を受けると想定した年間の所得総額に基づいて算定し、これを個人が一年間に受ける支払の回数で除した額となります。

雇用主は給与とその他の手当から所得税を源泉徴収し、給与等の支払を行った月の翌月の 7 日までに歳入局（Revenue Department）に納付する義務があります。

## **非課税所得**

歳入法（Revenue Code）第 42 条には、課税所得とならない所得の種類がいくつか定められています。これらの所得には、一定の要件および上限金額を満たす場合のタイ国内の銀行における貯蓄預金や定期預金の利息、出張経費の払戻し、売買や利益追求の意図なしに取得した資産からの利得、家族からの生活費、相続財産、遺産、贈答品、奨学金などが含まれます。また、財務省令第 126 号でも、特定の種類の所得が課税所得から除外されています。

タイ証券取引所の上場企業の株式（認可を受けたブローカーを通じて売却を行った場合）や、投資信託を売却して得たキャピタルゲインは、非課税です。タイ国内で動産を売却して得た利益は、その資産が利益を得る目的で取得された場合にのみ課税対象になります。

## **経費**

タイの税法では、さまざまな種類の所得に対して控除が認められています。一部の種類の所得には基礎控除が適用されますが、その他の所得には所得を得るために支払った実際の費用が控除の対象となります。

給与所得では、個人の総所得に対して 40% の経費控除が適用され、年間最高 60,000 パーツを経費として差し引くことができます。個人納税者は生命保険の掛金、住宅ローンの利子、慈善団体への寄付、認可を得た退職基金の掛金なども税法規定に従って控除できます。

契約による請負や、各種の事業、商業などから得た所得では 65~85% の経費控除を適用できますが、代わりに実際の費用を控除することもできます。

医療専門家として受け取った所得には、60% の経費控除を適用できます。また、その他の独立専門職で認められている経費控除は、課税所得の 60% です。いずれの場合も、代わりに実際の費用を控除することができます。

不動産から所得を得ている場合、課税年度内に発生したと証明できる実際の費用を控除することができます。また、実際の費用の代わりに経費控除を行うことも可能で、経費控除額は不動産の種類によって、総所得の 10 から 30% となります。

## 人的控除

歳入法では、課税所得から控除できる人的控除は次のようにになっています。

	バーツ
納税者	30,000
納税者の配偶者	30,000
就学中の、または親の保護下にある、嫡出子または 養子（最高 3 人まで）	1 人あたり 15,000
親の扶養控除	1 人あたり 30,000

参考資料：タイ国歳入法 (*Thai Revenue Code*) 第 47 条

納税者またはその配偶者に子供がいる場合、扶養控除の対象になります。この控除の対象となる子供は最高 3 人までですが、この制限は 1980 年 1 月 1 日以降に生まれた子供に適用されます。

また、生命保険の掛け金、年金基金の掛け金、住宅ローンの利子の支払、および慈善事業への寄付に対しても控除が認められます。子供がタイ国内の学校や大学に就学している場合は、2,000 バーツの教育費控除が認められます。

納税者が年間 180 日以上タイ国内に居住しない場合には、配偶者控除や扶養控除は認められません。

納税者やその配偶者の親については、1 人あたり 30,000 バーツの扶養控除の対象になります。この控除の対象となる親は 60 歳以上であることが必要で、所得がないか、生計を立てるのに十分な所得がなく、歳入法に基づいて歳入長官が定める要件を満たし、納税者の扶養になっている状況にあることが条件になります。

## 税率

居住者と非居住者の両方に対する 2015 年分の個人所得税率は次のとおりです。

課税対象の純所得（単位：バーツ）	2015 年分の累進税率(%)
1-150,000	0
150,001-300,000	5
300,001-500,000	10
500,001-750,000	15
750,001-1,000,000	20
1,000,001-2,000,000	25
2,000,001-4,000,000	30
4,000,001 以上	35

参考資料：タイ国歳入法所得税一覧表 (*Income Tax Schedule, The Thai Revenue Code*)、  
2013 年（タイ仏暦 2556 年）勅令第 575 号

## 申告と納税の手引き

所得税申告書は、課税対象所得を受け取った年の翌年の 3 月 31 日までに提出しなければなりません。所得税も、この日以前に納付する必要があります。

法律、医療、工学、建築、会計、芸術などの職業、請負者が工具類に加え必要な材料を提供する契約に基づく請負、およびその他の事業から 1 月から 6 月までの間に所得を得た者は、中間申告書を提出して、9 月までに個人所得税を納付しなければなりません。このような個人に対しては、中間申告を行う際に年度の総税額の半額の納付が求められます。この中間納付所得税は、年度末の税額計算において控除することができます。

婚姻した夫婦では通常、夫が合算所得税申告を行い、所得税を納付します。ただし、希望する場合には、配偶者が雇用所得の所得税申告を個別に行うこともできます。個別に申告を行った方が実効税率が低くなる可能性があります。

タイに居住するすべての納税者には納税者番号が割り当てられ、納税者はすべての税金申告書にこの番号を記入する必要があります。

国民 ID 番号をもつタイ国籍の納税者は、所得税の申告や源泉徴収の申告に国民 ID 番号を使用します。

次のような個人がタイを出国する際には納税証明書が必要になります。

- 出国時に支払期限を過ぎた税金の納税義務のある外国人
- タイ国内で業務を行う外国法人の代わりに納税義務を有する外国人
- 外国人の芸能人

## 間接税とその他の税金等

### **社会保険料**

正規従業員を一人以上かかる雇用主は、社会保障基金（Social Security Fund）への加入が義務付けられています。社会保障基金への掛金は、従業員、雇用主、および政府によって支払われます。最低掛金は、従業員と雇用主の支払分は従業員の給与の 5%（毎月最高 750 パーツ）、政府の支払分は 2.75% です。従業員の掛金は雇用主が給与の支払時に差し引き、毎月基金に納付します。

### **付加価値税 (VAT)**

VAT はタイで販売・消費される広範囲の物品とサービスや、物品・サービスの輸入に対して課されます。VAT は最終消費者の消費を対象とする税金で、基本的な徴税のメカニズムは生産過程の各段階で税金を徴収し、各供給者は顧客から徴収した VAT から自己の支払った VAT を控除して納税します。

VAT 課税対象の物品には、標準の 7%か、0%の税率が適用されます。0% の税率は輸出取引に適用されます。サービスの輸出については、タイ国外で使用されるサービスについて 0% 税率が適用されます。一部の物品は VAT 非課税になります。たとえば、未加工の農産品、新聞、雑誌、教科書、ヘルスケアサービス、教育サービス、法律に基づく医療・監査・法定弁護サービス、不動産の賃貸料、および国内の陸送費などです。現在の VAT は 7%ですが、これは勅令によって一時的に引き下げられた税率です。現在の

適用期間がさらに延長されない限り、2016 年 10 月 1 日に 10% に戻されます。

2005 年 4 月 1 日より、物品を販売したり、サービスを提供する業務を行う供給業者は、業務の課税標準が 180 万バーツを超える場合に VAT の登録を行うことが義務付けられています。このような事業会社は VAT 申告書を毎月提出する必要があります。徴収した VAT は翌月の 15 日までに納付します。

また、VAT 登録を行った事業会社の経営者は、物品の販売やサービスの提供を行わなかった月においても、翌月の 15 日までに VAT 申告を行わなければなりません。

事業会社の仕入れに伴って支払った VAT が売上に伴って徴収した VAT を上回る場合は、還付を申請するか、翌月以降の売上 VAT から控除できます。

### 特定業務税 (*Specific Business Tax*)

タイにおける一部の事業は VAT 制度の対象外となっており、代わりに特定事業税 (SBT) の対象となります。SBT は総売上高を課税標準とします。

SBT の対象になる業務と対応する税率は次のとおりです。

SBT	税率 (%) <sup>(1)</sup>
銀行、および同様の業務	3.3 または 0.11
金融業、証券業、住宅ローン会社	3.3 または 0.11
生命保険	2.75
不動産業	3.3 または 0.11 <sup>(2)</sup>

参考資料：タイ国歳入法 (*Thai Revenue Code*) 第 91 項の 6、タイ仏暦 2545 年勅令第 413 号、2008 年（タイ仏暦 2551 年）勅令第 469 号、2008 年（タイ仏暦 2551 年）勅令第 472 号

1. 上記の税率は、SBT の 10% である市税を含む。
2. 0.11% の税率を使用するには多くの条件を満たすことが必要。たとえば、売上は 2010 年 3 月 28 日までに登録されなければならない。

上記の事業会社が SBT の課税対象取引に直接関連しない取引を行う場合は、VAT の課税対象となることがあります。

月次の申告書は、納付する SBT があるかどうかに関わらず、翌月の 15 日までに毎月提出します。申告書の提出は、事業会社の所在地の所轄税務署へ行います。ビジネスが複数の場所で運営されている場合は、歳入長官から一括して申告することの許可を得た場合を除き、各事業所で個別に申告を行う必要があります。

## 関税

関税は輸入と一部の輸出の両方に課せられます。

輸入関税は物品の数量に応じて定額を課税するものと、取引価額に一定率で課税するもの、またはそれらを複合的に課税するものがあります。複合的な課税は、定額による課税と定率に応じた課税を組み合わせたもので、額の大きい方が適用されます。関税率は一般的に 1~20%ですが、一部の贅沢品（タバコ（60%）、酒類、自動車など）は例外となります。原則として輸入関税の計算における輸入品の価額は CIF 価額に基づいて、輸出品の価額は FOB 価額に基づいて算定されます。関税評価は、実際に支払われた、あるいは支払うべき価格に基づく取引額を主に使用する GATT 基準によって行われます。ただし、関連会社間での取引に対しては、価格調整の規定があります。また近年、親会社からの輸入で、その輸入品の販売を条件にロイヤルティやライセンスフィーを親会社に支払っている場合、当該ロイヤルティやライセンスフィーを関税評価額に含めるべきという関税調査官からの指摘が頻繁にあり、関税調査によるペナルティーは最大で関税評価額の 4 倍という重い罰則となっています。輸入品の取引額から関税評価額を決定できない場合は、その関税評価額は同一物品の取引価格、類似物品の取引価格、演繹的な価格/評価額、算定価格、予備価格の 5 つの方法のいずれかを使用して決定されます。

通常、輸出関税は、生皮と木材の 2 つのグループの物品が対象となります。

関税に加え、輸入の際には付加価値税（VAT）も支払う義務があります。国外との取引は、外国為替管理法の条項やさまざまなライセンス協定の規制を受けます。輸出に対する VAT の税率は 0% です。

## 物品税

物品税は次の物品が対象となり、定額または定率、あるいは複合的に課税されます。複合的課税は、定額による課税と定率に応じた課税を組み合わ

せたもので、額の大きい方が適用されます。物品税は、国内外の製造の場所を問わず、次の種類の製品に適用されます。

- 石油と石油製品
- ミネラルウォーターと飲料（アルコール飲料と非アルコール飲料の両方）
- 特定の種類の電気機器
- 特定のガラス製品とクリスタル製品
- 自動車
- ヨット
- 香水と化粧品
- その他の製品（カーペット、大理石、電池など）
- 競馬場などの娯楽施設
- 酒類
- 嗅ぎタバコとタバコ
- トランプ

物品税の納税義務は、国内で製品が製造された場合は、工場から製品が出荷される際に生じます。輸入製品に対しては、輸入時に物品税が課されます。

物品税の計算は、(a) 国産品の場合は過去の製品価格、(b) 輸入品の場合は CIF 価格 + 輸入関税を課税標準として計算されます。

物品税に加え、タバコとトランプを除く上記のすべての製品に対し、物品税の 10% に相当する付加税が適用されます。

## 印紙税

歳入法の印紙税一覧に記載されている文書や取引は印紙税の課税対象となります。税率は文書の種類によって異なりますが、一般的に 0.1~1% です。ただし、一部の文書に対する印紙税には上限が定められています。たとえば、貸付契約に関する文書の印紙税は最高 10,000 パーツです。

## **固定資産税**

土地建物税 (House and Land Tax) は、年間賃料相当額の 12.5% の税率で徴収されます。この税金は建物の所有者に適用されますが、所有者が住宅として居住している場合は対象外になります。

なお、タイでは土地建物税の改正の審議が行われています。

## **相続税**

従来、タイには相続税に相当する税金はありませんでしたが、2015 年 5 月にタイで初めてとなる相続税導入を定めた相続税法案が国会で可決承認されました。相続税は 1 億バーツを超えた部分に課税され、親、子孫が相続する場合は 5%、それ以外が相続する場合は 10% の税率となる見込みであり、2016 年中に施行される見込みです。

## **贈与税**

従来、タイには贈与税に相当する税金はありませんでしたが、相続税同様に 2015 年 5 月に贈与税導入を定めた贈与税法案が国会で可決承認されました。贈与税は、受益者が子や孫などである場合には、2000 万バーツを超える金額、受益者が子や孫でない場合には、1000 万バーツを超える金額について、5% の税率が適用される見込みであり、2016 年中に施行される見込みです。



# 第5章

# 投資に対する 優遇措置



© 2016 KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

## 第5章

# 投資に対する優遇措置

## 投資奨励法（Investment Promotion Act）による優遇措置

### 政府の役割

投資委員会（Board of Investment : BOI）は、重要度の高い分野に対する民間企業の投資を奨励するために、優遇措置の認可を行う政府機関です。今日の BOI の構造、役割、政策は、基本的に 1997 年投資奨励法（Investment Promotion Act）と 1991 年と 2001 年の同法の改訂に含まれているガイドラインに基づくものです。

BOI は首相を委員長とし、委員や顧問には主要な省庁の大臣や民間代表者が含まれています。BOI の事務所は同委員会の運営機関として機能します。BOI は、ソンクラー、ナコンラチャシマー、チェンマイ、チョンブリー、スラーターニー、コンケーン、およびピッサヌロークに合計 7 か所の地域事務所を、シドニー、ソウル、北京、広州、ストックホルム、ニューヨーク、フランクフルト、東京、パリ、上海、ロサンゼルス、大阪、台北、ムンバイの 14 か所に海外事務所をもっています。

### 外資規則

BOI では、奨励する投資プロジェクトに参加できる外資の割合を次のように定めています。

プロジェクトの種類	外資の最大参加率 (%) (1)
農業、畜産、漁業、鉱物探査と採鉱および タイ从曆 2542 年外国人事業法（Foreign Business Act）表 1 に記載されているサー ビス業におけるプロジェクト	49
すべての地域における製造プロジェクト	100

投資委員会は、適切と考える場合、一部の奨励するプロジェクトに参加する外資の割合を特別に固定する場合がある。

## **BOI の目標**

急速に変化する 21 世紀の世界において、タイが直面する重要な課題は、外国資本投資に対するインセンティブを維持することにあります。そのためには BOI が時代に対応して変化していくことが重要です。

BOI の新しい目標は、投資を規制するよりも、投資を促進する立場に立つことです。国家開発目標に合わせ、BOI の運営モデルには次の 3 つの目標がかかけられています。

まず、才能を集め、研究開発能力の発展を促進するばかりでなく、技術の開発や移転投資を奨励します。生産性の向上による経済成長は、資本投下による経済成長よりも望ましいものといえるからです。

次に BOI は、ビジネスがサプライチェーン全体を通じて、規模と効率性による経済的利益を最大化できるような開発を奨励します。

最後に、業種によって投資家のニーズが異なるという事実に基づき、BOI は「全産業に適用可能」なアプローチを廃止し、各プロジェクトの経済開発への貢献度によって、個々の投資家にあわせた支援を行います。

## **投資奨励の対象**

株式会社、財団、およびパートナーシップのいずれの法人も BOI の投資優遇措置の対象となることができます。奨励の申請は、BOI 規定の規則、手続き、書類にしたがい、奨励を受ける会社の設立前に行うことができます。

## **奨励を受けた会社に対する税金以外の優遇措置**

奨励を受けた会社には、次に掲げる税金以外の優遇措置が適用されます。

以下のことの許可：

- 土地の所有
- 投資予備調査のための、外国人のタイでの就労
- 奨励プロジェクトに従事する外国人技術者や専門家のタイでの就労

- 国外からの外国為替の受領、および国外への外国為替の送金

### **業種別恩典 (Activity-based Incentive)**

業種別の投資恩典 (Activity-based Incentive) においては、今後のタイの国際競争力の向上等に必要と考えられる業種の重要度に応じて、個々の業種について、法人税の免税恩典が与えられるグループ A (A1～A4) と、法人税の免税恩典が与えられないグループ B (B1～B2) に分類されています。グループ A に分類されるには高度な技術の活用が要求されている点が特徴的であり、それぞれ A1～A4 及び B1～B2 に分類される業種の投資恩典の概要は、下表のとおりです。

Activity-based Incentive				
産業区分			法人税免税	その他恩典
A1	知識集約産業、研究開発等	22 業種	8年(免税額の上限なし)	・機械の輸入税の免税 (B2を除く) ・輸出用製品に使用する輸入原材料の輸入税の免税 ・土地所有許可 ・ビザ・ワークパミットの優遇 ・外貨による海外送金許可
A2	インフラ開発、先進技術産業	49 業種	8年(免税額は投資額を限度)	
A3	高度技術産業	69 業種	5年(免税額は投資額を限度)	
A4	サプライチェーン強化に資する産業	48 業種	3年(免税額は投資額を限度)	
B1	高度技術を有しない補助産業(バリューチェーンに重要)	42 業種	なし	
B2		6 業種		

### **メリットベースの追加の投資恩典 (Merit-based Incentive)**

メリットベースの追加の投資恩典 (Merit-based Incentive) においては、競争力の向上、地方への投資分散、産業地区の開発という 3 つの観点から、一定の要件を満たす投資に対して、追加的に法人税の免税恩典等が付与されます(ただし、Activity-based Incentive と合わせた法人税の免税期間は 8 年が限度とされます)。Merit-based Incentive による追加の投資恩典の概要は、Activity-based Incentive の分類に応じて、それぞれ下表のとおりです。

Merit-based Incentive				
分類	競争力の向上	地方への分散投資		産業地区の開発
	一定額以上の研究開発や技術研修等の投資を行った場合	所得が低い 20 県(*1)に立地する場合		工業団地又は奨励工業区に立地する場合
A1	N/A	5 年間の法人税の 50% 減免を追加	運送費及び水道光熱費の 10 年間の二重の所得控除、インフラ投資額の 25% の追加所得控除(*2)	N/A
A2	その支出額分、法人税の免税上限額が増加			1 年間の法人税の免税を追加
A3				
A4				
B1	収入に対する研究開発や技術研修等の支出割合又は支出額に応じて、1~3 年間の法人税の免税を追加(*2)			N/A
B2				

(\*1)ガーラシン、チャイヤブーム、ナコンパノム、ナーン、ブンガーン、ブリーラム、ブレー、マハーサーラカーム、ムクダハーン、メホーソーン、ヤソートン、ローイエット、シーサーグート、サコンナコーン、サグーオ、スコータイ、スリン、ノーンブアラムブー、ウボンラーチャターニー、アムナートジョルーンの 20 県

(\*2)業種別恩典でグループ B に分類される場合でも、条件を満たせば、法人税の免税等が与えられる。この場合、投資奨励を申請する際に、メリットを考慮した追加の投資恩典を申請する必要があります。

## タイ南部国境県および特別経済開発区への投資

タイ南部国境県(\*1)及び特別経済開発区(\*2)への一定の要件を満たす投資については、2015 年 1 月 1 日～2017 年 12 月 31 日までの投資奨励申請に限り、最大で 8 年間の法人税の免税+5 年間の法人税の 50% 減免などの投資優遇措置が付与されます。

(\*1)パッタニー、ヤラー、ナラーティワート、サトゥーンの 4 県及びソンクラー県の 4 郡(チャナ、ナータヴィー、サバヨーイ、テーパー)

(\*2)ミャンマー、カンボジア、ラオス、マレーシアと国境を接するターク、トラート、サグーオ、ソンクラー、ムクダハーンの 5 県の経済開発区

## 申請手続き

上記の優遇措置は、2015 年 1 月 1 日以降に提出された申請に適用されます。

申請が承認されたら、BOI から優遇措置の対象者に連絡があり、投資奨励対象となるための条件が提示されます。承認通知から 1 か月以内に、申請

者は BOI に書面で投資奨励パッケージを受け入れることを確認するか、提示された条件や優遇措置の変更を打診します。

BOI は次の書類を受け取った後に、申請者に対して奨励奨励書を発行します。

- 奨励証明書の申請書
- 基本定款
- 法人の登記証明書
- 登記資本金、役員のリスト（サイン権者を明示）、および本社の住所を示す証明書
- 株主と各株主の国籍のリスト
- 外国人投資家に対しては、海外からの資金送金を示す書類、または海外での投資の証明書
- 該当する場合、ジョイントベンチャーの契約書、ライセンス契約書、技術移転契約書
- 必要な公共施設や人的資源に関する書類

その後、BOI が指定した期間内に機械設備類を輸入する必要があります。通常、奨励証明書を受領してから 36 か月以内に操業を開始する準備を整える必要があります。

工場の操業開始 15 日前までに BOI に通知を行い、職員が工場を検査できるようにします。その後 BOI によって、操業開始の正式許可が下ります。

## 国際地域統括会社（International Headquarters-IHQ）及び 国際貿易センター（International Trading Center-ITC）の優 遇措置

新投資奨励制度のもと、タイ投資委員会（BOI）は製造業に国際競争力の向上に資する付加価値が高い産業構造への転換を求める一方、本年末を目処に発足する ASEAN 経済共同体（AEC）の中心国、かつ、地理的優位性を活かした国際物流のハブとなるべく、研究開発や先進技術とともに多国籍企業の経営管理機能をタイに呼び込むため、国際地域統括本部（IHQ）や国際貿易センター（ITC）という投資奨励制度を新たに導入しました。

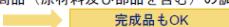
## 従来の奨励制度との比較

従来は Regional Headquarters("ROH")という地域統括会社及び International Procurement Office("IPO")という国際調達センターの奨励制度がありましたが、今回導入された IHQ 及び ITC の奨励制度との主な違いは、以下のとおりです。

### (1) ROH と IHQ の奨励制度の比較

要件	ROH	IHQ
サービス提供先要件	タイを除く3ヶ国以上の関係会社	タイを除く <b>1ヶ国以上</b> の関係会社
関係会社の定義	25%以上の資本関係を有する親会社、子会社、兄弟会社	直接又は間接的に25%以上の資本関係を有する全ての法人
資金金要件	THB 10百万以上	
事業要件 (奨励対象業務)	関係会社に対する以下のいずれかの業務 1. 一般管理、事業計画立案、ビジネスコーディネーション 2. 調達関連サービス 3. 製品の研究開発 4. 技術サポート 5. マーケティング及び販売促進 6. 人事管理、トレーニング 7. 財務管理、マーケティング、会計システム等のビジネスアドバイザリー 8. 経済・投資分析、調査 9. 与信管理 10. その他委員会で承認されたサービス	関係会社に対する以下のいずれかの業務 1. 一般管理、事業計画立案、ビジネスコーディネーション <b>2. 原材料及び部品の販売</b> 3. 製品の研究開発 4. 技術サポート 5. マーケティング及び販売促進 6. 人事管理、トレーニング 7. 財務管理、マーケティング、会計システム等のビジネスアドバイザリー 8. 経済・投資分析、調査 9. 与信管理 <b>10. トレジャリーセンター業務</b> 11. その他委員会で承認されたサービス
投資要件 (BOIの一般要件)		THB 1百万以上の新規の固定資産の取得 (契約期間3年以上のオフィス等のリース契約を含む)

### (2) ITC と IPO の奨励制度の比較

要件	国際調達事務所 (IPO)	国際貿易センター (ITC)
対象取引	原材料または部品の調達	商品（原材料及び部品を含む）の調達  完成品もOK
資金金要件	THB 10百万以上	
倉庫所有要件	倉庫を所有（賃借可）し、コンピューターによる在庫管理をすること	N/A
品質管理要件	商品の調達、品質検査、梱包プロセスを有すること	N/A
調達要件	国内を含む複数の調達先を有すること（国内の調達先は10%以上）	N/A
投資要件 (BOIの一般要件)		THB 1百万以上の新規固定資産の取得 (契約期間3年以上のオフィス等のリース契約を含む)

## IHQ および ITC の税務恩典

IHQ および ITC 制度のもとで歳入局から与えられる税務恩典の概要は、以下のとおりです。

### (1) IHQ の税務恩典

優遇税制措置の対象		優遇税制	適用期間
法人所得税	海外の関係会社から受ける所得	管理・技術支援、金融サービス	免税
		ロイヤルティー	免税
		配当金	免税
	タイ国内の関係会社から受ける所得	管理・技術支援、金融サービス	10%
		ロイヤルティー	10%
	海外の関係会社の株式の譲渡益		免税
	海外の関係会社への原材料・部品の売買利益 (いわゆるOut-Outの三国間貿易)		免税
源泉税	海外の法人が受ける所得	IHQからの配当金(上記のIHQの免税所得から支払われたもの)	免税
		IHQからの一定の受取利息	免税
	IHQの外国人社員(常勤)の個人所得税		15% (*))と同期間
関係会社への貸付利息にかかる特定事業税		免税	-

(\*)) IHQ の優遇税制措置を定めた勅令 No.586においては、上記の要件をひとつでも満たさなかった場合には、その年度についてのみ優遇税制措置が受けられないとされており、過年度および将来の優遇税制措置の適用に影響を及ぼさない措置となっています。

### (2) ITC の税務恩典

優遇税制措置の対象		優遇税制	適用期間
法人所得税	タイ国外での商品売買 (いわゆるOut-Outの三国間貿易)	免税	優遇税制措置を付与された事業年度から15事業年度(*)
	海外の法人に対する国際貿易関連サービス (商品の調達・保管等)	免税	
源泉税	海外の法人が受ける所得	ITCからの配当金 (上記のITCの免税所得から支払われたもの)	免税
ITCの外国人社員(常勤)の個人所得税			15% (*))と同期間

(\*)) ITC の優遇税制措置を定めた勅令 No.587においては、上記の要件をひとつでも満たさなかった場合には、その年度についてのみ優遇税制措置が受けられないとされており、過年度および将来の優遇税制措置の適用に影響を及ぼさない措置となっています。

## **申請等の注意点**

IHQ 又は ITC の税務恩典の申請をする場合、BOI ではなく、歳入局長に対し、規定の申請書を提出する必要があります。

## **その他の手続き (BOI と商務省)**

本来、IHQ 業務はサービス業、ITC 業務は卸売業に該当するため、外国人事業法に定める規制対象事業となりますが、外資企業の投資を促進するため、BOI は IHQ 及び ITC を投資奨励業種に定めており、当該投資奨励により外資企業でも IHQ 又は ITC 業務を行うことが認められます。BOI から IHQ 又は ITC 業務の投資奨励を取得した際は、その後 30 日以内に商務省に対して証明書(Foreign Business Certificate)を発行してもらう必要があります。

## タイ工業団地公社法 (Industrial Estate Authority of Thailand Act) による優遇措置

タイ工業団地公社 (Industrial Estate Authority of Thailand : IEAT) は 1972 年に工業省 (Ministry of Industry) のもとの政府機関として設立され、「工業団地」を設けることで産業開発と公害規制に努めています。工業団地は民間開発業者との合弁事業として開設されることもあります。工業団地は、工業の性質によって次の 2 つの地区に分けられます。

- 一般工業地区 (General Industrial Zone : GIZ) : 工業やサービス業の運営、あるいは、工業やサービス業にとって有益、または、関連がある事業の運営に指定された地区。
- IEAT フリーゾーン (IEAT Free Zone) : 工業や商業の運営、あるいは、工業や商業にとって有益、または、関連がある事業の運営に指定された地区で、経済、国家安定、国民福祉、環境管理、またはタイ工業団地公社の委員会が定めるその他の必要目的を満たすことを目的とします。IEAT フリーゾーンに供給される品には、適切な法律に基づいて、税制や手数料の面で追加の優遇措置が与えられます。

一般工業地区や IEAT フリーゾーンにプロジェクトをもつ工業事業者には、BOI の奨励を申請しなくとも、次のような投資優遇措置が与えられる場合があります。

一般工業地区の投資家には次のような特典が与えられます。

- 工業団地に土地を所有する許可
- 外国人の熟練労働者とその配偶者や扶養家族をタイに入国させる許可
- 国外に送金を行う許可

IEAT フリーゾーンの投資家には次のような特典が与えられます。

- 土地を所有する許可
- 外国人の熟練労働者とその配偶者や扶養家族をタイに入国させる許可
- 国外に送金を行う許可

また、IEAT フリーゾーンの工業事業者には、次のような税制優遇措置が与えられる場合があります。

- 工場の機械類や建設資材に対する、輸入関税、付加価値税、および物品税の免除。
- 製造に使用する原材料や供給品に対する、輸入関税、付加価値税、および物品税の免除。
- 工場の機械類や建設資材に対する、輸出関税、付加価値税、および物品税の免除。
- 製造に使用する原材料や供給品に対する、輸出関税、付加価値税、および物品税の免除。

## 石油法（Petroleum Laws）による優遇措置

### 関連法

1971 年に成立したタイの石油法（Petroleum Act）と石油所得税法（Petroleum Income Tax Act）と、さまざまな改訂法によって、石油の調査、探査、生産に関わる営業許可取得者に対しては特別の優遇措置が用意されています。これは、政府によるタイの天然資源開発の政策と一致するものです。

## **営業許可申請者の条件**

営業許可の申請者は、石油の調査、生産、販売、供給を行うために十分な資本、機械、設備、専門家を有していかなければなりません。

## **投資に対する優遇措置**

石油法（Petroleum Act）と石油所得税法（Petroleum Income Tax Act）で営業許可取得者に与えている優遇措置は次のとおりです。

- 民間企業によるいかなる産業活動も国営化しないという国の保証
- 運営に必要な土地を所有する許可
- 製品を自由に輸出できる権利
- 外国人の専門家や技術職員と、その扶養家族をタイに入国させる許可（契約業者も含む）
- 独自の業務に必要な、または採掘業者やオイルフィールドサービス業者が使用する機械類、スペアのパーツ、材料を輸入する際の関税を免除

## **報告義務**

採掘期間中、営業許可取得者は特定の政府機関に対し、作業の進捗状況（出費に関する明細を含む）を定期的に報告する義務があります。調査・探査期間中は、営業許可取得者は歳入局に所得税申告書を提出する必要はありません。所得税の最初の課税年度は、生産が始まった日から開始します。ただし、探査営業許可を部分的に、またはすべて売却した場合は、所得税申告が必要となります。

# 付録



# 付録1

## 登記に必要な書類

外国企業が支店、駐在員事務所、または地域統轄会社を通じてタイ国内で業務を行う場合は、次に掲げる書類と情報を提出する必要があります。

### 1. 次の内容を示す本店に関する供述書

- 会社名、登記番号、登記日
- 登記事務所の住所
- 会社の登記を行った管轄区域
- 主要株主の名前、住所、国籍、年齢、および人種。保有する株式数
- 登記による授権資本。株式数とそれぞれの額面価格。払込済み株式の額
- 株主の総数、国籍、各国籍ごとに所有/保有されている株式の数

### 2. 本店により発行されたタイの管理者に対して、この支店において管理者の役割を果たすことを認める委任状

### 3. タイの管理者の給与証明書

### 4. 本社の案内書またはデータブック

### 5. 本社の会社概要

### 6. 本社の最新の監査済財務諸表

### 7. タイ事務所の住所と地図

### 8. タイ事務所の組織図

事務所の責任者の給与も含め、各従業員の役職、給与、国籍を明記する。

### 9. タイ事務所の推定年間支出

## 10. 事業に関する説明文書

営業許可を申請する場合、申請者はタイで行う事業に関する詳細な説明と、最初の3年間の支出を含む詳細な事業計画を記載した文書を提出する必要があります。この文書には、少なくとも次の情報が含まれます。

- 申請者の経歴、名前、登記資本金、営業地、及び現在タイで営んでいるすべての事業の種類
- 次のものを含む事業計画
  - タイ从暦2542年施行外国人事業法（Foreign Business Act）に基づいて認可を申請した事業の種類
  - 業務と作業、または運営の特徴
  - 事業の規模、資本額、及び資本の源泉
  - タイ国民及び外国人両方の雇用、国籍、雇用者数、熟練労働者数
  - 運営に使用する機械類と原材料の種類と量
  - タイ人への技術移転
  - 研究開発
  - 予測されるタイでの業務期間
  - 申請者の過去の業績
  - 社会、天然資源、及び環境に与える影響
- 営業許可を申請する理由と必要性
- 次の要因に対する業務の長所と短所
  - 国家安全保障
  - 国家の経済社会的発展
  - 公共の秩序と道徳
  - 国家的伝統と文化
  - 天然資源の保護
  - 省エネと環境保護
  - 消費者保護

## 11. 著名なプロジェクト、クライアント、製品など（場合による）

# 付録2

## 外国人事業規制法（**Foreign Business Act**）によって制限を受ける事業の種類

### 第1種

特別の理由によって、外国人の経営が許可されていない業務

1. 新聞の刊行、ラジオ局やテレビ局
2. 稲作農業、農業、園芸
3. 畜産業
4. 林業、及び自然林からの木材加工
5. 漁業。ただし、タイの領海と排他的経済水域（Exclusive Economic Zone）における水生動物の捕獲のみを対象とする
6. タイの薬草の抽出
7. タイの骨董品、または国家の歴史的な価値を持つ品の売買や競売
8. 仏像や仏像画の製造と鋳造、僧鉢の製造
9. 土地取引

### 第2種

国家の安全保障に関わる業務、芸術、文化、民族的慣習、及び伝統的工芸に影響を与える業務、及び、天然資源や環境に影響を与える業務

1. 次のものの製造、販売、維持管理
  - 銃器、銃弾、火薬、及び爆発物
  - 銃器、銃弾、及び爆発物の部品
  - 兵器、軍用の戦艦、飛行機、車両
  - 一般的に、兵器の付属品や部品
2. 国内の陸水空の輸送（国内航空会社を含む）

## 芸術、文化、民族的慣習、及び伝統的工芸に影響を与える業務

1. 骨董品や、タイの作品や工芸品など芸術品の取引
2. 木彫品の製造
3. 養蚕、タイ絹糸の製造、タイ絹布（織物）やタイ絹布（プリント）の製造
4. タイ伝統楽器の製造
5. 金、銀、黒金、ブロンズ、漆器製品の製造
6. タイの文化芸術である陶器土器類の製造

## 天然資源や環境に影響を与える業務

1. サトウキビからの砂糖の製造
2. 塩田（天日製塩法を含む）
3. 岩塩採掘
4. 鉱業（発破・碎石を含む）
5. 家具や用具を作るための木材加工

## 第3種

### タイ国民が外国人と競争する段階に達していない業務

1. 精米と、米や農作物からの粉末の製造
2. 漁業。ただし、水生動物のみを対象とする
3. 養殖林での林業
4. 合板、化粧板、チップボード、またはハードボード
5. 石灰の製造
6. 会計業務
7. 法律業務
8. 建築設計業務
9. エンジニアリング業務
10. 建設業務（ただし、以下は除く）
  - 特殊な設備、機器、技術、または専門知識を必要とする、公益事業や通信に関連する一般大衆に基本的なサービスを提供

する事物の建設。外国人は 5 億バーツ以上の資本をもつことが条件

- 政府規則に規定されているその他の種類の建設

11. 仲買人や代理人（ただし、以下は除く）

- 証券取引を行う仲買人や代理人、または農産物の商品先物取引、金融商品、証券類の取引に関連するサービス
- 関連会社での生産やサービスの提供に必要な物品やサービスの購入、販売、調達を行う仲買人や代理人
- 国内で製造した、または輸入した商品を流通するために、国際企業として売買・購入・流通・取得を行うタイ国内外の市場の仲買人や代理人、外国人は 1 億バーツ以上の資本をもつことが条件
- 政府規制に定められているその他の種類の仲買人や代理人

12. 競売業務（ただし、以下は除く）

- 骨董品や、歴史的な品、**タイの作品**や工芸品などの芸術品、または、国家的な歴史的価値をもつ骨董品やその他の品以外の国際入札を行う競売業務
- 政府規制に定められているその他の種類の競売人

13. 現在法律で禁止されていない国産の農産品や農業製品を国内で取りする業務

14. 最低資本金が 1 億バーツ未満、若しくは各店舗の最低資本が 2000 万バーツ未満のすべての種類の商品の小売

15. 最低資本金 1 億バーツ未満のすべての種類の商品の卸売

16. 広告業

17. ホテル（ただし、ホテル管理サービスは除く）

18. 旅行代理業務

19. 食品や飲料の販売

20. 植物の種蒔、増殖、育成に関する業務

21. 政府規制に定められているサービス業を除く、その他の種類のサービス業務

# 付録3

## タイにおける税務調査について

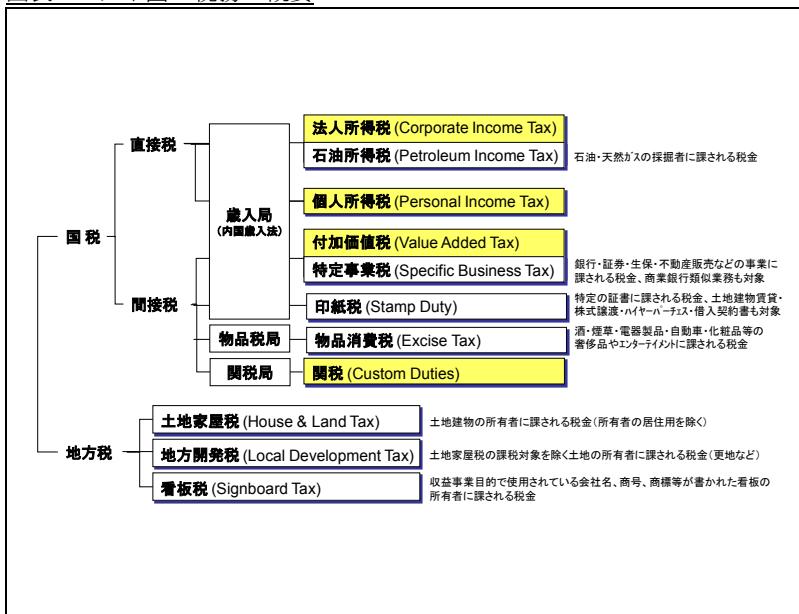
### I. タイ国の税務の概要

#### 1. タイ国の税法体系

タイにおける税法体系は国税と地方税に分かれます。国税は内国歳入法を根拠とする所得税、付加価値税（VAT）、特定事業税及び印紙税、関税法を根拠とする関税が主であり、地方税には土地家屋税などがあります（図表1参照）。

タイにおける税務調査の対象は主として所得税、VAT、関税ですが、本稿では、内国歳入法に規定する法人所得税について述べることにします。

図表1 タイ国の税務の概要



## 2. タイ内国歳入法と日本税法との主な相違点

法人所得税について、タイ国内歳入法と日本税法との主な相違点は、下表のとおりです。

項目	日本	タイ
法人税	課税方式 申告納税方式 (納税者が税務申告書を作成して納税)	左記同様
	税額計算 決算書上の税引前利益に税務上の加算・減算調整を行って課税所得を算出	左記同様
	法人所得税 (地方税) 法人の所得に対して課される税金は、法人税（国税）のほかに法人事業税と法人住民税（地方税）がある	法人の所得に対して課される税金は、 <b>法人税（国税）のみ</b>
	実効税率 法人所得税（法人税+法人事業税+法人住民税）の合計の実効税率は、33.1%	法人所得税の実効税率は <b>20%</b>
	確定申告期限 (納税期限) 決算日後 2 ヶ月以内（申請により 1 ヶ月の延長可）納税期限は申告期限と同じ	<b>決算日後 150 日以内</b> (延長不可) 納税期限は申告期限と同じ
	中間申告期限 上半期決算日（6 ヶ月）後 2 ヶ月以内納税期限は申告期限と同じ	上半期決算日（6 ヶ月）後 2 ヶ月以内 納税期限は申告期限と同じ年間の見積課税所得の 1/2 を納付 <b>最終の課税所得よりも 25% 以上下回った場合にはペナルティーあり</b>

次に、上表の主要な項目について、具体的な相違点及び留意点を以下に記載します。

### (1) 納税方式

タイにおける納税方式は、申告書を納税者が自ら作成し、申告と同時に納税を行うものです。手続的には日本と同様であるため、日本の青色申告制度の下での納税方式と同様なものと認識されるかもしれません。日本の青色申告制度は、納税者が税法の要求する要件を整えた場合に一定の税務恩典を与えるものであり、税務調査においても、税務当局が更正を行う場合には推定で行うことはできず、税務当局側が更

正理由を納税者に示す必要があります。

しかしながら、タイにおいては、日本の青色申告制度のような制度ではなく、租税確定方式を規定した内国歳入法第 14 条には、英訳では "Assessment tax and duty" であると規定されており、手続は申告納税方式に見えますが、実態は、賦課課税方式（租税行政府の処分によって納税額が確定する方式）に近いものと考えられます。上記の英訳 "Assessment tax" を、そのまま賦課税と解釈するのは問題があるかもしれませんのが、税務当局からの一方的な修正申告に同意せざるをえない結果となるケースがあることを勘案すると、申告書を提出し納税を完了した段階ではなく、税務調査が完了した段階でその事業年度の税額が確定すると理解した方が良いかもしれません。

## (2) 損金経理要件の不明確さ

税務申告書には監査報告書つきの決算書を添付する必要があり、会計上の利益に税務調整をくわえて課税所得を算定する方式は日本と同様です。しかし、損金経理要件（法人がその確定した決算において費用又は損失として経理すること）については、内国歳入法には明記されていませんが、会計上で計上していない費用を申告書上で調整して減算することは認めないとする税務調査官も多いようです。

例えば、タイには税務上、初年度特別償却の制度があります。会計上は、このような特別償却費用を取得初年度の費用に計上することはできませんので、この制度の恩典を享受するためには税務調整で減算する必要があります。ただし、調査官によっては、「監査を経た計算書類の数値と異なる調整を行うことは認めない」と指摘する場合もあるので、十分な説明を準備しておく必要があります。

## (3) 中間申告

中間申告及び納税については、その事業年度の開始日より 6 ヶ月を経過した日から 2 ヶ月以内に中間申告及び納税を行わなければならぬ点では、日本もタイも同様ですが、タイにおける中間申告及び納税は、原則としてその事業年度の課税所得の見積額を基礎とした税額の 2 分の 1 に相当する金額を申告及び納税することとされています。ここで注意すべき点として、会社が合理的な理由なく中間申告及び納付の手続を怠った場合、又は、中間納付額の基礎となったその事業年度の課税所得の見積額が年度末の確定申告による課税所得よりも 25% 以上下回った場合には、本来中間納付すべきであった金額（確定申告による

年税額の 2 分の 1 に相当する金額) と実際の中間納付額との差額の 20%に相当する金額を延滞税として支払わなければなりません。

#### (4) ペナルティーの厳しさと役人の権限の強さ

内国歳入法に規定するペナルティー（加算税）、サーチャージ（延滞税）は以下のとおりです。日本に比べ厳しいものとなっています。

- ① ペナルティー：過少申告の場合は過少本税の 100%までを限度とする。通常、その額の 50%の軽減は容認される。ただし、自主修正申告の場合には不要。
- ② サーチャージ：月 1.5%、軽減なし

くわえて、内国歳入法には、一定の悪質な行為に対しては懲役刑も規定されています。また、このような罰則規定がありますので、一般にタイ人の経理担当者にとって税務調査への対応は大変ストレスの高い業務となります。さらに、タイでは、役人の地位は高いとの認識が強く、税務調査で調査官から強く指摘を受けた場合、相対的に低位にある（と感じている）経理担当者がその言われたままを受け入れてしまう傾向があります。税務調査の際には専門家を入れて論理的公正な立場からの支援を受けたほうが、より速やかに、かつ合理的な合意を得ることができると考えられます。

#### (5) その他（付加価値税、源泉税）の相違点

タイの付加価値税（Value Added Tax、以下「VAT」という）については、物品の販売者やサービスの提供者が販売先やサービスの提供先から VAT を徴収し、支払った VAT を控除して税務当局に申告及び納付するという手続、並びに最終消費者が VAT を負担するというコンセプトは、日本の消費税と変わることはありません。ただし、日本では消費税の確定申告が年間 1 回であることに対して、タイでは VAT の確定申告及び納付を毎月行うこととなります。また、日本の消費税と大きく異なる点として、タイにおいて事業者が物品の販売やサービスの提供を行った場合には、タックスインボイスを発行して販売先やサービスの提供先に交付しなければならず、VAT の申告は、自身が発行したタックスインボイスに記載された VAT の金額をもとに売上 VAT（日本でいう仮受消費税）を、交付されたタックスインボイスに記載された VAT の金額をもとに仕入 VAT（日本でいう仮払消費税）を集計して申告書を作成することになります。タックスインボイスの発行要件やタックスインボイスの記載要件は、税法において詳細に規定されており、

タックスインボイスの発行漏れや、記載事項の漏れがあった場合には、本来発行されるべきタックスインボイスに記載される VAT の金額に対して最大 200%のペナルティーが課されたり、記載要件を満たさないタックスインボイスの交付を受けた事業者において仕入 VAT の控除（日本でいう仕入税額控除）が認められないといった不都合が生じます。したがって、日本の消費税に比べて、タイの VAT はその事務手続が煩雑であることに注意が必要です。

次に、源泉所得税については、日本では毎月の源泉徴収について申告書の提出は要しませんが、タイでは毎月、源泉所得税の申告書の提出が要求されます。また、日本と異なる点として、タイではほとんどのサービス取引について源泉所得税が課されることとされているため、源泉徴収の対象となる取引の範囲が日本よりも広い点に注意が必要です。

以上をまとめると下表のとおりです。

項目		日本	タイ
消費税(VAT)	申告方式	必ずしもインボイスに記載された税額を申告・納税するわけではない	タックス・インボイスに基づき申告・納税
	税率	現行 8% (将来的に 10%)	現行 7% (将来的に 10%となる可能性あり)
	確定申告期限	決算日後 2 ヶ月以内 納税期限は申告期限と同じ	毎月、その翌月の 15 日 納税期限は申告期限と同じ
源泉税(WHT)	源泉税の対象	—	請負・サービスといったものは、ほとんど源泉税の対象となるなど、日本と比較して源泉税の対象範囲が広い
	申告期限(納税期限)	申告書の提出は要しない 納税期限は毎月、その翌月の 10 日	毎月、その翌月の 7 日 納税期限は申告期限と同じ

### 3. 税制体系及び改正について

タイの税法体系は前述のとおりですが、個々の税法を見てみると、日本のように税目ごとに本法、施行令、施行規則といった整然とした体系になっていません。内国歳入法に 5 税目がまとめて規定され、それを補完するものとして勅令（Royal Decree）、省令（Ministerial

Regulation) や歳入局規則 (Departmental Regulation) 等が公布されていますが、どの官庁がどの税法の詳細についてどこまで定義する権限を有しているのかが分かりづらい体系であり、整然としていません。また毎年定期的に税制改正が行われることではなく、その時々の政治及び経済情勢により都度改変が行われているようです。

さらに、BOI (Board of Investment:投資委員会) 奨励企業に与えられる投資奨励としての税制恩典については、税法上に定義するのではなく、投資奨励法上に規定されており、制度としての一貫性がないようを感じられます。この制度上の問題に端を発したものが後記の税務調査事例で解説する「複数 BOI プロジェクト間の損益通算」の問題です。

#### 4. 専門家による申告書レビューの定着率の低さ

制度上の問題点ではありませんが、タイでは、税務申告書の申告前に専門家のチェックを受けるケースは少ないようです。その理由としては、日系の多くの製造業は BOI 投資恩典を得ており、3~8 年の間、法人所得税が免税となるため、法人所得税申告書の外部専門家によるチェックを受ける対コスト効果が低いと思われていること、また、法人所得税申告書自体が高度の税務知識を要するようなものではないと考えられている企業が多いことなどが挙げられます。

また、会計監査人に対して、法人所得税申告書にサインを要求する制度となっていますが、これを以って「公認会計士が申告書のチェックをしている」と誤解されている納税者もあるようです。この署名はあくまでも会計上の利益の適正性について保証させるもので、税務計算の正確性までを担保するものではありません。

#### 5. 税務調査の種類

##### (1) 担当税務調査官による定期的ヒアリング

前述したように、タイの課税方式は賦課課税方式に近いものと言えます。したがって、法人所得税申告書を提出した後は、担当の調査官によるレビューが行われるケースがあります。このレビューは、電話による問合せ、あるいは文書による税務当局への呼出命令をして行われれます。

納税者が調査官の指摘や質問に対して合理的な説明ができず、納得させることができない場合には、納税者が自ら修正申告をして差額税額

を納付するよう要求されます。納税者が修正申告に応じず、かつ、調査官がそれらの指摘事項についてなお疑義があるとする場合には、税務当局は召喚状を発行して本格的に税務調査に移行することができます。

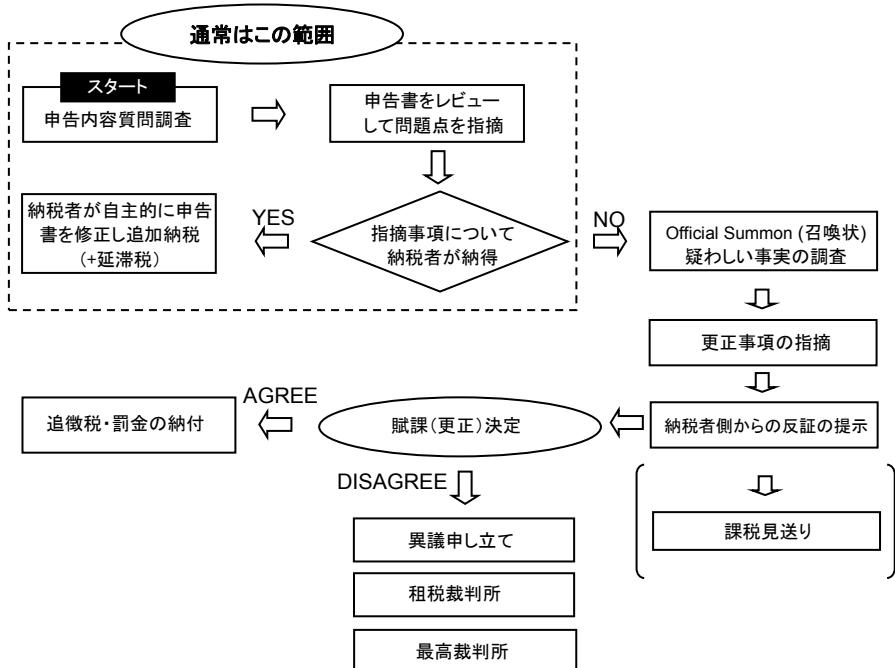
## (2) 召喚状による本格調査

召喚状が発行されると法人所得税に限らず、源泉税やVAT、印紙税といった内国歳入法が所轄するすべての税目が対象とされます。この調査の過程においても反証を提示して税額交渉を行うことが可能ですが、調査が完了し、税務当局が更正通知（アセスマント）を発行した場合には、納税者は一旦ペナルティーやサーチャージを含めた納税が必要となります（交渉次第では銀行保証を入れて納付を繰延べることも可能です）。その上で、更正内容に納得できない場合には異議申立（アピール）、税務裁判所、最高裁判所といった行政手続及び司法手続による救済措置が用意されています。

## (3) 還付申告の場合

法人所得税の前払いである源泉税（タイ税法では、多くの国内取引が源泉税の対象とされています）が最終的な法人所得税を上回る場合や、中間申告での納税が多すぎた場合には還付申請を行うことになります。この場合通常、調査官による税務レビューを経なければ還付されません。過去、このレビューを避けたいために還付申請を諦める会社も多かったようですが、最近は、還付を申請しないことが、税務当局側に「還付を諦めるのは、調査を嫌う理由があるのではないか」という疑問を抱かせ、逆に、調査を誘発してしまうケースもあるようです。以上まとめると図表2のとおりです。

図表2 タイ国の税務調査



## 6. 近年の税務調査傾向

「日系企業は、タイ企業や他の外国企業に比べて調査対象とされやすいのではないか」と質問を受けることがあります。税務当局がどう見ているのかを知ることはできませんが、実際、日系企業の経理担当者は指摘事項に同意する傾向が強い相手と見られているのかもしれません。

税務調査官の指摘する事項が、納税者側の解釈や手続のミスによるものなのか、調査官の強引な解釈なのか、それとも議論の余地のあるグレーゾーンなのかを見極めることが重要ですが、日系企業の経理担当者には後者の二つのケースであっても、そのまま調査官の言いなりに修正申告に応じてしまうことが多いようです。まずは、指摘事項について、会計税務専門家の客観的意見を参考にするなどしてよく吟味し、

不合理な指摘、グレーな解釈と判断された場合には、時間をかけて議論する必要があります。往々にして、日系企業の経営者のなかにも、そのように時間やコストをかけるよりも、双方の妥協点を探る交渉をして一定の最小限の納税額で決着する方法を選択するほうを選ぶ方々が多いように思います。また不合理な更正を受けても、異議申立や租税裁判に持ち込むケースもほとんど稀です。このような背景により、税務当局にとって日系企業は指摘事項に同意する傾向が強い相手考えられているのかもしれません。

近年の調査の傾向としては、これまで指摘されることの多かった親会社への技術支援料などの各種支払いの否認や源泉税徴収漏れに加え、課税所得が欠損となった会社へのその欠損理由の追及が増えています。欠損理由が親会社との不適切な取引価格により生じた場合、あるいは製品別・顧客別のセグメント分析をした場合に個別製品群や顧客との取引が損失となっている場合、税務当局側も、損失の理由説明を簡単には認めてくれません。事実認識の相違というものはありますが、調査官には損失取引を絶対的に問題視する姿勢もあるようです。この場合、親会社やグループ会社と協同して対処する、あるいは、そのような事態が想定される場合には事前に損失を回避するように対処することがより望ましいと言えます。

## II. 税務調査事例の分析

近年指摘の多いもの、留意すべきものについて、以下のとおり事例を挙げて解説します。

### 1. 損失取引を認めないとするもの

#### 【事例】

A 社（卸売業）及び B 社（製造業）は、前期の赤字決算について税務調査官からその理由を説明するように要求された。両社が合理的理由について説明しあぐねていたところ、調査官が個別製品・顧客ごとの売上と原価の資料の提出を要求し、調査官はその中から損失取引を抽出して、一方的に特定の粗利益率を提示して、その利益額を計上すべく売上額または原価額を修正申告するように要求した。

## 【根拠法令】

内国歳入法第 65 条の 2 には「資産の譲渡、役務の提供または資金の貸付で、正当な理由なく、その対価が無償または市場価額より低い場合であるときは、当局職員は、市場価額をもってその対価を定めることができる」とあり、この条文を根拠として、または製造した商品を原価より安く売ることはあり得ず、それは時価ではないので、税務当局側が適切な利益率となるよう修正することを求めたものです。

## 【納税者の対応】

A 社は、輸入物品の国内販売を行っており、外貨による物品の輸入であるために為替変動によって輸入原価がタイ国内販売価格を上回った取引を指摘されたケースです。競合他社との関係から市場価格がある程度固定されており、為替による影響を販売価格にタイムリーに転嫁できず、やむを得ず損失を計上したものです。

B 社のケースは、親会社の販売戦略に従い、意欲的な製造コスト削減を見込んだうえで親会社と買取価格設定をしたものですが、その後の原料高騰の結果、コスト削減が思うように進まず結果的に損失取引とならざるを得なかったものです。

これらの説明を行っても、税務当局は、それは時価取引ではないとの主張を譲らず、自主的な修正申告を受け入れなければ、召喚状を用意して本格的調査を行うと強行な姿勢を崩しませんでした。

## 【対策】

納税者側がどのように合理的根拠や資料を準備しても、なかなかそれをまとまに取り合おうとしない調査官は少なくありません。ただし、税務専門家を交えて、根気よく交渉を続ければ、ある程度合理的な範囲内に決着を見るケースもあります。例えば、A 社のケースにおいては、当初の為替予測に基づく粗利益率とその後の為替変動による影響、競合他社の価格情報など客観的な資料を提示して、損失が意図的なものでないことを証明する準備が必要です。

また、B 社のケースでも、原料価格の値上がりの状況を時系列で示すことにより、決して当初から損失を意図した移転価格ではなかつたことを説明します。また、親会社から最終顧客に対する価格情報が開示できるのであれば、当該取引により親会社サイドでも不適切な利益を計上するものでないことが説明できます。

もちろん、最初から損失取引とならないように、為替予約などにより為替変動リスクをヘッジする、親会社の移転価格には過度な目標設定

を避け、原価高騰の影響をタイムリーに取引価格に反映させるなどの未然の対策を講じられることも、是非ともお勧めしたいところです。

## 2. 移転価格調査

近年、ASEAN 各国は、経済発展の進展とともに、外国進出企業に対する課税の強化に一様に取り組み始めており、移転価格税制の導入及び移転価格調査の強化がなされています。タイにおいても近年、移転価格調査件数は増加傾向にあり、多国籍企業にとって移転価格税制への対策は重要な税務課題の一つとなっています。

一般的にタイで移転価格調査の対象となりやすい法人は以下のとおりです。

- 売上総利益率／営業利益率がマイナスまたは著しく低い
- 売上総利益率／営業利益率が著しく変動している
- BOI 免税恩典終了後に利益率が急激に下落している
- 国外関連者との取引への依存度が高い
- 業界水準に比して低い利益率で推移している
- ロイヤリティ、マネージメントフィー等の支払がある
- 機能・リスクに応じた移転価格設定がされていない
- 移転価格文書が整備されていない等

### 【事例】

C 社（製造業）は、その製品のほとんどを日本の親会社に販売しており、取引通貨には円またはドルを採用していた。そのため、急激なバーツ高が進行した年度には、同社の損益が大きく悪化し、赤字決算が 2 期連続する結果となった。

その後、歳入局の移転価格調査部門から当該損失年度の損益について問合せがあり、当局から請求された資料の提出を行うと共に説明を行った後、同調査チームから、C 社と同様の事業を営む比較対象会社の利益率データ（営業利益/売上原価+販管費）に基づき、同社の利益率は特定の利益率の幅（レンジ）にあるべきで、当該レンジの中位値と同社の実績値利益率との差額について修正申告するよう指摘を受けた。

### 【根拠法令】

歳入法第 65 条及び歳入局通達（Departmental Instruction） No. Paw 113/2545 第 2 項において会社が合理的な理由なく、低廉譲渡ないし高価買入れ等、市場価格から乖離した価格にて取引を行った場合に、調

査官が法人税の計算上、それらの取引を市場価格に引き直して調整することができると規定しています。

なお、実務上は、十分に比較可能性のある独立第三者との取引価格の情報を入手し、取引価格の妥当性を検証することは難しいことから、

「市場価格」の算定については、利益法（取引単位営業利益（TNMM法））を移転価格算定方法として適用するのが一般的です。本件においては上記の税務当局の指摘において計算根拠とされた比較対象企業については開示されず、当局内に有するデータを根拠とした推定課税を行ったものです。

### 【納税者の対応】

一般的に、親会社との取引価格については、円やドルを取引通貨に採用している場合が多く、その移転価格の算定に際しては見積り原材料コスト等をもとに算定される子会社の予想原価に一定マージンを加え、社内基準為替レートをもって円、ドル等に換算の上、移転価格設定をしている法人が多く見受けられます。子会社の立場からすると、予想に反した原材料（市場）価格の高騰や為替レートの変動といったリスクを負うことになりますが、リスクに見合う利益水準が確保されていないケース、またはそのような想定外の原価や為替の変動による損失を適宜、仕切価格に反映して調整していないケースが少なくありません。したがって、税務当局側からこれらの取引は親会社から子会社に対し不当に損失を押し付けるものであると指摘されると、なかなか合理的な反論ができないのが実状です。

### 【対策】

このような移転価格調査に際しては、国外関連者との取引に関する網羅的かつ適切な移転価格文書を事前に整備しておくことが重要です。また、関連者間取引についてリスク負担ルールの確立、機能・権限の明確化、それに基づいた移転価格設定方針の整備を行い、納税者自らが行ったベンチマーク分析結果に基づく独立企業間レンジを含む移転価格文書を遅滞なく提出することも重要です。これらの対応により、当局の調査は原則として、タイにおいても納税者が立証するところの移転価格文書に基づき進行することとなり、移転価格更正リスクの軽減につながると同時に、移転価格の妥当性の如何に関する立証責任が税務当局側に移ることとなります。

移転価格税制の執行方法の予見可能性が低いタイを含む東南アジア地域等へ進出している企業にとって関連者間での適性な利益配分を検討し、タイないしそれらの国々における法制と実務の両面における移転価格対応策を立案することが急務となっています。

さらには、日本とタイの両国での二重課税を未然に防ぐため、二国間事前確認（APA—将来年度における国外関連者との取引価格の算定方法について税務当局から事前に合意を得る制度）制度を利用することを検討されることをお勧めしたいと思います。なお、移転価格税制対策に際しては、日本側とタイ側の双方の所得配分、利益の調整を検討されることが必要となりますので、本社主導でのプランニングが不可欠である点、ご留意ください。

### 3. 複数 BOI プロジェクト内の損益通算

#### 【事例】

D 社は BOI 免税事業（投資プロジェクトごとに付与される）を 2 事業（a 及び b）営んでいるが、過年度において a 免税事業は利益を計上し、b 免税事業は損失であった。因みに、b 免税事業の損失額は、a 免税事業の利益額を上回る額であった。D 社は税務上の取扱い、及び過去のルーリングにもとづき、a 免税事業からの利益はそのまま免税扱いとし、b 免税事業の損失は免税期間終了後の 5 年間にわたり繰り延べるために繰り越し、あるいは、他の課税所得（免税事業以外の事業からの所得）と相殺して処理してきた。

ところが、歳入局は過去とは異なるルーリングを公表し、免税事業が複数ある場合には、まず、複数 BOI プロジェクトの損益を通算する必要があるとの見解を示した。税務当局はこのルーリングに基づき、D 社の過年度の申告書を修正し、繰越欠損金の額を再計算するよう要求し、さらには、その結果として b 免税事業の損失額で相殺されていた非免税事業の所得から課税所得が生じることとなり、追加の納税を行うよう指導を受けた。

#### 【根拠法令】

BOI 事業の免税期間中の損失に係わる取り扱いは、法律には明確に規定されていません。ただし、過去、いくつかのルーリングが発表され、取り扱いには変遷が見られます。第一に、一つの BOI プロジェクトにおいて、免税期間の初期において発生した損失について、その後の免税期間中の利益と相殺したうえで、免税期間後の繰越損失額を計算す

べきであるか否か、第二に、複数の BOI プロジェクトがある場合に、同年度内に生じたひとつのプロジェクトの損失を他のプロジェクトの利益と通算すべきか否か、という問題です。直近のルーリングが発表されるまで、これら二つの問題について、いずれもその損益の通算は不要であり、各プロジェクトの損失額は、そのまま全額が免税期間後に繰り越される、あるいは、同年度以降 5 年以内の非免税事業所得と相殺が可能と解釈されていました。それが、この直近のルーリングで、まるで逆の見解が示されたわけです。

### 【納税者の対応】

新ルーリングが出たことで、過去の租税判断を覆し、遡及して当該ルーリングを適用するケースは、前例がありません。

D 社は同様の指摘を受けた複数の日系企業と歩調を合わせて BOI の支援を取り付け、首相が主催する審議委員会において従前の解釈に戻すよう結論が得られましたが、税務当局はこの結論に同意せず、D 社には上記の見解に基づく更正決定がなされました。現在、本件は、最高裁判所で係争中です。

### 【対策】

この事例が示すように、法律では明確にされていないことが、当局見解の変更、あるいは現場の調査官の裁量により、過去に認められていたものが認められなくなる事例も少なくはありません。一方、そのような変化は専門家でもなければ容易にその動向を知り得ることもできません。納税者としては、税務当局の過年度に遡るような指摘を受けた際には、専門家に相談し、その対処の仕方を十分に検討する必要があります。

## 4. 債務超過会社への支援

### 【事例】

E 社はタイ資本との合弁によりスタートした会社であるが、経営が傾いたことにより債務超過に陥っていた。株主総会で、会社を再建するために増資を行うことを決定したが、現地タイ側株主には増資に応じる資金がなく、日本側だけが新株式を引き受けこととなった。ただし、外国人事業法の規制事業を行う E 社は、発行済み株式数の過半数をタイ側株主が維持する必要があったため、少數の優先株式を多額のプレミアムを付して日本側株主のみに発行した。この優先株のプレミアム発行に対し、税務当局は、当該プレミアム部分は純粋な資本取引で

はなく、子会社の損失を相殺して支援するためのもので受贈益に該当し、課税所得となると指摘した。

### 【根拠法令】

タイ税法においては、損益取引と資本取引の区別が明確には記述されていません。上記の背景から、当該株式のプレミアムの金額が、株主が回収を想定しない、寄付金と同等のものとの解釈がなされたものです。

### 【納税者の対応】

本件は、最高裁判所にて納税者敗訴となりました。この事例は、事実認定の問題ですが、資本取引という法形式を信頼して取引を行った納税者の予測を超えるものでした。

### 【対策】

本件が発生したために、その後、別の会社が優先株のプレミアム発行について、税務当局の法務部門にルーリングの発行を申請しました。その回答には、損失の補填を目的とする株式のプレミアム発行は、当該プレミアム部分の金額を寄付金として取り扱い、その意図のないプレミアム発行は資本取引であり課税所得とはならないという見解が示されました。本件を意識した回答と思われますが、少なくとも、今後は、債務超過会社への株式のプレミアム発行は慎重に検討する必要があるということになります。

## 5. 研究開発費等、親会社への支払いの損金否認

### 【事例】

F社（製造業）の親会社では、世界中の製造子会社で製造する製品の開発を行っており、その開発費を各子会社にその負担能力に応じて負担させるべく、各子会社の売上額の割合により按分して請求している。この取引について、税務当局は、役務提供を受けた事実と請求金額との関係が明確ではなく、不当に高額である可能性があり、損金に算入することを否認する修正申告を行うよう指摘した。

## 【根拠法令】

内国歳入法第 65 条の 3 に、「課税所得の算定に際し、合理的理由なく妥当な金額を超えている資産の購入価額については損金の額に算入しない」とあり、これは納税者に妥当な価額の根拠を要求するものです。

## 【納税者の対応】

昨今、日本の税務当局が本社から子会社への役務提供に対しては相応の請求をするよう指導する状況下において、この問題は、タイのみにとどまらず、どの国の製造子会社においても存在する問題であると考えますが、特にタイの税務当局は、基本的に按分による費用の負担を認めたがらず、費用と効果の直接的な関係による金額の合理性を説明するように求める傾向があります。本社経費の支払いについては、金額の計算根拠、それら費用の効果の証明資料に配慮しておく必要があります。その説明が不十分、あるいは、子会社の日本人マネジメントとタイ人の経理担当者とのコミュニケーション不足のために曖昧な回答に終始していると、税務当局からの一方的な修正申告に同意せざるをえない結果となることも少なくありません。

## 【対策】

按分計算以外の金額の算定根拠が示せるのであれば、そちらのほうが望ましいと言えます。例えば、研究開発費の場合は、開発部門内的人件費ならびに経費を技術者の時間単価に織り込んで、作業時間の記録を基礎としたチャージ金額の計算を行う方法に変更するなどの対応が考えられます。また、このこと、移転価格設定方法の一つとして、日タイ双方での APA を申請するなどの対応も考えられます。

## 6. 關税ロイヤリティ

### 【事例】

タイの製造子会社 G 社は、日本の親会社 H 社より仕入れた原材料を加工して製造した製品をタイ国内の顧客に販売していた。また、親会社である H 社は、当該加工工程に係るノウハウの提供を目的としたロイヤリティ契約をタイ子会社 G 社との間で締結しており、ロイヤリティの請求を行っていた。

これにつき關税局は、タイ子会社 G 社に対して、ロイヤリティの支払先である親会社 H 社から調達した部品や原材料等について、それがノ

ウハウ等の入り込む余地のない單なる汎用品であったとしても、支払ったロイヤリティの額を輸入した原材料等の関税評価額に加算するよう指摘した。

### 【根拠法令】

関税法第9条において「輸入物品に直接又は間接的に関連するロイヤリティ又はライセンスフィーは輸入物品の課税価格に算入する」ととされていることを根拠に、ロイヤリティの支払先（日本の親会社など）から部品や原材料等を輸入しているものがあれば、当該部品や原材料等の課税価格についてロイヤリティの加算漏れを指摘してきます。

### 【納税者の対応】

ロイヤリティの契約書において、そのロイヤリティは（輸入物品に関連しない）タイ子会社におけるライセンス製品の製造のための特許・ノウハウ・技術支援の対価と明記していたとしても、実際にそのロイヤリティの支払先から調達した部品や原材料等の輸入物品が単なる汎用品で、当該輸入物品に特許・ノウハウ等が入り込む余地がないということを実際の取引にかかる証憑書類に基づいて示せない限り、関税当局は見解を覆さないケースが多くあります。通常、ロイヤリティの支払先である日本の親会社等から輸入している部品や原材料等は、一部には汎用品が含まれるもの、日本の親会社等からしか調達できないものが含まれるため、その輸入物品に特許・ノウハウ等が一切含まれないということを（ないものをないと）立証することが非常に困難であり、最終的に関税当局との間の交渉によって双方で合意した金額を追加納付して決着するケースが見受けられます。

### 【対策】

ロイヤリティの関税評価額への加算については根本的な対策はなく、前述したとおり、関税当局との交渉によって双方で合意した追加納付額で修正申告・納付することで決着を図ることが実務上の落としどころとなっています。

納税者は、関税当局の言い分に対して不服申し立てを行うことができますが、基本的に当局の言い分を覆すためには法廷（租税裁判）で争う必要があります。日系企業は、費用面やその後の関税当局との関係などを考え、基本的に法廷で争うことを望まない傾向にあります。この場合、数年後の関税調査でも同様の指摘を受ける可能性があり、根本的な解決にはなりません。

## 7. 事業所得とロイヤリティ（使用料）の区分

### 【事例】

日本の親会社 I 社からタイ子会社 J 社の工場の製造ラインの立上げ支援のため、または技術指導のため、もしくは機械装置の据付のために人を派遣し、その派遣の対価を得ていた。

これにつき税務当局は、人の派遣に伴いノウハウや技術情報といったものがタイの子会社に移転したと考え、その派遣の対価はロイヤリティに準ずるもの（産業上、商業上、もしくは学術上の経験に関する情報の対価）として、タイ子会社に 15% の源泉徴収を行うよう指摘してきた。

ただし、日本の税務当局は、当該対価は人的役務提供の対価として事業所得に該当するため、日本とタイとの租税条約上、タイで課税されるべき所得ではない（二重課税が生じる所得ではない）として、日本の親会社 I 社による外国税額控除は認めないとされ、結果として日本の親会社 I 社が 15% もの二重課税を受け入れざるを得ないという状況が発生した。

### 【根拠法令】

タイの国内法上は、人的役務提供の対価またはロイヤリティ（使用料）のいずれであったとしても、タイ国内の法人が 15% の源泉徴収を行わなければならないことに変わりはありません。一方、租税条約上は、ロイヤリティ（使用料）に該当しない限り、タイで課税は生じないこととされています。

ただし、ここで日本とタイの課税実務の間で、租税条約の解釈が異なります。日本の税務当局が租税条約上の事業所得に該当するとされたものについて、タイの税務当局が租税条約上のロイヤリティ（使用料）に該当するという見解をもとに源泉徴収を要求してくるケースがあります。

日本とタイとの間の租税条約においては、タイ国内の法人から外国法人に対して支払われる人的役務提供の対価及びロイヤリティ（使用料）について以下のとおり定めています。

事業所得	日本の企業の利得に対しては、その企業がタイにある恒久的施設（PE）を通じてタイにおいて事業を行わない限り、日本においてのみ租税を課すことができる。なお、
------	--

	「企業の利得」には、不動産以外の財産（使用料の起因となったものを除く）の使用又は使用的権利の対価として受領するすべての種類の支払金は含まない（日タイ租税条約第7条）。
ロイヤリティ（使用料）	タイにおいて生じ、日本の居住者に支払われる使用料に対しては、日本において租税を課すことができる。上記使用料に対しては、当該使用料が生じたタイにおいても、タイの法令にしたがって租税を課すことができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の15%を超えないものとする。使用料とは、文学上、美術上もしくは学術上の著作物の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式もしくは秘密工程の使用もしくは使用的権利の対価として、又は産業上、商業上、もしくは学術上の経験に関する情報の対価として受領する全ての種類の支払金をいう（日タイ租税条約第12条）。

### 【納税者の対応】

タイの課税実務上は、日本の親会社I社からタイ子会社J社の工場の製造ラインの立上げ支援のため、または技術指導のため、もしくは機械装置の据付のために人を派遣した場合においても、ノウハウや技術情報といったものがタイの子会社に移転したと考え、その派遣の対価についてもロイヤリティに準ずるもの（産業上、商業上、もしくは学術上の経験に関する情報の対価）と取り扱われるケースが散見されます。その結果、タイ子会社J社は、日本の親会社I社に対して何らかの技術的要素が含まれたサービス料の支払をした場合には、将来の税務調査で税務当局から源泉徴収漏れを指摘されることを恐れ、保守的に15%の源泉徴収を行っているのが現状です。

### 【対策】

この問題については、日本とタイの税務当局との解釈の違いに起因するものであり、抜本的な解決に向けての具体的な行動はとられていないのが現状です。

### III. おわりに

以上、タイにおける税務調査の実務について述べてきました。日本に比べ税法体系が今ひとつわかりづらく、ルーリング主体の裁量行政が一般化しています。ルーリング集は英文では出版されておらず、タイ語版のみであり、かつすべてが公表されているわけではありません。

また、英語を母国語とする国以外では当然のことですが、英文翻訳版がタイ語を適切に翻訳しているとは限らないこともあります。したがって、英文翻訳版だけをもって判断するのではなく、必ずタイ語の原文にあたり、専門家の意見を聞くことが重要です。

また、これまで述べてきたとおり、日頃から税務処理について専門家に相談・確認を行い、税務調査で指摘されると可能性のある事項を事前に把握して対応策を検討しておくことをお勧めします。税務調査官の問い合わせへの最初の対応が拙くて、その後にどのような反証資料を提示しても聞き入れてくれなかつた事例もあります。

くわえて、申告業務と税務調査対応を現地タイ人スタッフ任せにせず、必ず指摘された事項や調査対象となっている事項については、それが納税者側の明らかなミスなのか、当局側の不合理な解釈なのか、あるいは、そのいずれでもないグレーな領域のものなのか、専門家の意見を入れて、その内容を見極めた上で、その後の対処の仕方を検討することが重要であると考えます。

# 付録4

## 移転価格リスクへの対応

### 1. 概要

#### 現行の根拠法令

タイの移転価格税制の根拠法令となっている内国歳入法第 65 条及び歳入局通達 (No. Paw.113/2545) においては、納税者が関連者との取引に関して独立企業原則に反した取引を行っていたと認めた場合に、係る納税者の課税所得及び損金算入を行った費用の額に関して税務当局が更正を行うことができるものと規定しています。

即ち、正当な理由なく納税者が係る取引から收受した対価の額が市場価格に比して低いと認められた場合、または支払った費用の額が市場価格に比して高いと認められる場合に、税務当局が独立企業間価格を基準として係る対価の額を適正な価格に引き直し、課税所得の計算を行うことができる

ことと解されています。

#### 市場価格

上記の通達の中で、関連会社との取引において価格を決定する際に税務当局が推奨する 4 ステップアプローチをガイドラインとして紹介しています。タイは OECD 非加盟国ではありますが、この通達における市場価格の定義は OECD の移転価格ガイドラインにおける独立企業間価格の考え方を準ずるもので

つまり、資産の譲渡、役務の提供、または資金供与に関する市場価格とは、その取引日において同種、同様の性質・種類の資産の譲渡、役務の提供、又は資金の貸付に関して独立した企業間の契約において支払われるであろう対価の額を意味しています。

「独立した企業間の契約」とは、契約に関わる双方の企業が、経営、管理、資本の面で直接的または間接的な関係を全く持たないことを意味します。この定義は、OECD による移転価格ガイドラインにおける「関連当事者」の概念と一致するものです。

## 移転価格算定方法

また、上記の通達では、市場価格を決定する際、次に示す 4 つの方法のいずれかによって算定することとされています。

- 独立価格比準法
- 再販売価格基準法
- 原価基準法
- その他の方法

2010 年 7 月に公表された OECD ガイドライン改定において、最適法ルールが導入されることとなり、日本でも平成 23 年度税制改正により独立企業間価格算定方法の適用優先順位が廃止されますが、実務上、タイでは現在も上記の最初の 3 つの方法（伝統的取引基準法）を適用できない場合に、納税者は「国際的に認められている」任意のその他の方法を使用することができるものとされています。なお、タイの税務当局は、納税者による移転価格の算定において、OECD が採用している利益を基準とする方法（取引単位利益法：取引単位営業利益法及び利益分割法）の適用を認めています。

## 移転価格文書化

日本では平成 22 年度税制改正により移転価格文書化が実質義務付けとなり、移転価格税制を規定する租税特別措置法 66 条の 4 第 6 項の推定規定、第 8 項の質問検査規定において、遅滞なく提出又は提示を求められる書類の範囲について具体的に定められました。この日本の税制改正の動きに続き、その後、日系企業が数多く進出するアセアン諸国でも移転価格文書化を含む移転価格税制に関する法整備への取り組みが進んでいますが、タイにおいては、下記のとおり新法案の骨子は公表されているものの、法令化までには至っていません。

## **2. 新法案**

タイでは現在（2015 年 10 月現在）のところ移転価格の文書化は法令上義務付けられていませんが、2015 年 5 月 7 日に公表された移転価格税制に関する新法案の骨子は、以下のとおり移転価格の文書化を義務付ける内容となっています。

- 税務当局は、独立企業間価格とは異なる価格で関連会社(直接または間接的に持株関係、実質支配関係を有する会社)との取引を行っている会社に対し、その取引価格の修正を行う権限を有する。
- 税務調査を受けている会社に過払税金または源泉徴収税過納額がある場合、その会社は還付請求を行う権利を有し、その請求期限は、税務調査が通知された日から 60 日以内、あるいは対象事業年度の法人税確定申告書提出期限から 3 年以内である。
- 当移転価格税制が適用される会社は、関連会社取引について以下の内容を記載した文書を事業年度末日から 150 日以内に歳入局に提出しなければならない(期限内の提出を怠った場合、40 万バーツ以下の罰金)。
  - 関連会社の直接的または間接的な持株関係、支配関係に関する情報
  - 関連会社取引価格における収益と費用の算定方法

施行時期については未定ですが、本法案が施行された場合、関連会社取引に関する文書を事業年度末日から 150 日以内に歳入局に提出しなければならず、期限内の提出を怠った場合は 40 万バーツ以下の罰金が課されることになります。

### **3. 移転価格調査及び対応策**

タイにおける移転価格調査は通常、召喚状が発行される以前の非公式な調査となります。したがって、最終的な課税所得の調整、追加納税については、更正処分ではなく、納税者の自主修正申告で終結しますが、追徴税額に加え、延滞税（月利 1.5%、本税を上限とする）及び場合によっては、過少申告部分について国外関連者への配当を行ったものとみなして 10% の源泉税が課されるケースもあり、調査対応への多大なコストにくわえて二重課税リスクを被ることとなり、企業収益に多大な影響を及ぼすことがあります。

こうした状況下、国外関連者との取引を行う多国籍企業については移転価格リスクへの最低限の対応として移転価格文書の整備に早期に着手することが推奨されます。

#### **タイで移転価格調査の対象となる主な関連者取引の類型**

- 有形資産取引ー仕入/販売取引、生産設備の購入等
- 無形資産取引ーライセンスフィー、ロイヤリティの支払等
- 役務提供取引ーマネージメントフィー、サービスフィーの支払等
- 金融取引ー親会社からの借入に対する利子の支払等

## 移転価格リスクへの主な対応策

### ■ 移転価格調査・課税への事前対応

対応策	具体的な作業	対応拠点	
		本社	海外拠点
移転価格プランニング	<ul style="list-style-type: none"> <li>事実・機能分析に基づく移転価格リスクの特定</li> <li>各国・当局課税方針の詳細調査</li> <li>グローバル移転価格設定方針の立案・フォーミュラ化</li> <li>リスク負担ルールの確立・社内ガイドラインの策定</li> <li>機能・権限の明確化</li> <li>グループベースでの価格設定に対する認識の統一</li> <li>上記移転価格設定方針、ルールを含めた社内ガイドラインの適用</li> </ul>		 グローバル移転価格設定方針の展開
移転価格文書化	<ul style="list-style-type: none"> <li>事実分析</li> <li>関連者間取引の状況</li> <li>産業分析</li> <li>機能・リスク分析</li> <li>移転価格算定方法の選定</li> <li>経済分析</li> </ul> <p>に基づき取引の実績値について移転価格税制上の観点からその妥当性の検証を行い文書化</p>		 マスター文書の提供（適宜）  マスター文書との整合性の確保が望ましい
移転価格調査対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務当局からのリクエスト書類の準備</li> <li>当局への回答方針の検討、回答書の作成準備</li> <li>当局との交渉</li> </ul>		
事前確認制度(APA)の活用	<p>将来年度及びオープン過年度についての税務当局への事前確認の申請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>確定取引及び方針の検討</li> <li>税務当局との事前確認</li> <li>事前確認申請書類の作成</li> <li>税務当局とのミーティング、交渉</li> </ul>		連携対応

### ■ 移転価格課税への事後対応

対応策	概要
移転価格課税後の異議申立て、訴訟提起（税務裁判）	移転価格課税が行われた年度について不服申立て及び訴訟（税務裁判）に基づく国内救済手段による二重課税の排除を目指す
相互協議の申立て	移転価格課税が行われた年度について相互協議を申立てることにより二重課税の排除を目指す

移転価格税制は「独立企業間価格」という包括的かつ具体性が明確でない概念を採用していることから、その算定方法の選択、適用に係る事実認識及び経済分析にあたっては、高度かつ広範囲な専門知識が必要となります。移転価格調査では、国外関連者との取引に関する様々な資料・データ・契約書関連の提示が求められることになりますが、その内容は概ね共通したものとなっておりますので、これらの資料を移転価格設定方針等の納税者の主張に沿って、秩序立て整備するために専門家の助言を得られることをお薦めします。

## 移転価格文書化

- タイの移転価格ガイドラインー歳入局通達 No. Paw 113/2545 で作成・保存が推奨されている 10 項目の移転価格関連書類
  - a. グループ組織構造、資本関係、各関連者の事業内容
  - b. 予算、事業計画、損益計画
  - c. 納税者の事業戦略とその戦略の採用理由
  - d. グループ関係会社との取引の内容、損益状況
  - e. グループ国外関係会社と関連者間取引を行う理由
  - f. 價格設定方針、製品別収益率、参入市場概況、各社の利益配分状況  
(各関連者の機能、資産、リスクプロファイルに鑑みた分析が必要)
  - g. 特定の移転価格算定方法の選択理由
  - h. その他の移転価格算定方法を不採用とした理由
  - i. グループ関係会社との取引価格交渉の事実を補足する資料
  - j. 取引価格決定に関するその他の書類（適宜）

実際の「移転価格文書化」においては、上記タイ当局が掲げる 10 項目の内容を概ね網羅する單一文書として、以下の構成にて移転価格の文書化を行うのが一般的である。

- 一般的なタイにおける移転価格文書の構成（例）

I	事実分析	関連者・事業の概要、資本関係、組織構造等
II	関連者間取引の状況	関連者間取引の内容、価格設定方針等
III	産業分析	市場動向、業界構造、競合他社の情報等
IV	機能・リスク分析	関連者間の機能・リスク・資産の配分状況
V	移転価格算定方法の選定	上記 I-IV を踏まえたうえでの選定
VI	経済分析	Vに基づくベンチマーク分析の実施
VII	結論	納税者の移転価格が妥当であることの説明

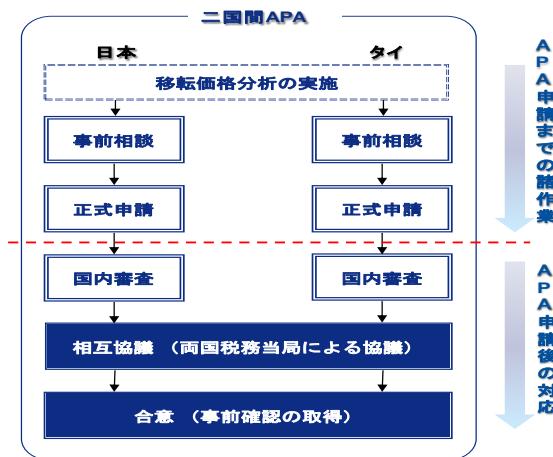
#### 事前確認制度（APA）の活用

移転価格リスク対応策の一つとして挙げられる事前確認制度（APA – Advance Pricing Agreement）とは、納税者の予測可能性及び法的安定性を確保することを目的として、納税者が将来年度における国外関連者との取

引価格の算定方法について税務当局から事前に合意を得る制度で、日本を含む先進諸国をはじめ、近年ではアジアの多くの国々においても導入されています。APA 取得の最大のメリットは APA 対象期間（通常 3 年～5 年程度が一般的）における移転価格リスクをほぼ完全に排除することが可能であるということで、二国間 APA が申請した両国で合意に至った場合、納税者が係る APA の合意内容の範囲内で取引を行っている限りにおいては、過少申告加算税、延滞税、罰金等のいずれも課されることはないことから、国際的二重課税のリスクを解消する最も有効な手段と考えられます。

タイでは、現状、二国間 APA が申請可能とされており、日系企業の申請件数も近年、増加傾向にあると言われております。ただし、二国間 APA については通常、合意に至るまでに数年を要するため、対応コストがかかる点、また最終的に合意に至らないケースもあり得ることから、申請に際しては、両当事国における移転価格税制及び当局の動向等を十分に理解した十分な検討が必要です。さらには、相手国法人（親会社）とタイ子会社の双方が合意する一貫した方針に基づいた分析や当局との折衝等の申請手続を行うことが、二国間 APA 合意に達するために不可欠となります。

なお、タイでは二国間 APA について 2010 年に歳入局よりガイドライン（Guidance on APA Process）が公表されております。



# 付録 5

## タイ国会計基準の概要と日系企業の留意事項

### 1. タイ国会計基準について

タイにおいては、タイ国会計法（Accounts Act 2000）によって、全ての会社がタイ国会計基準に準拠した財務諸表の作成を義務付けられています。このタイ国会計基準は、タイ国会計士連盟（Federation of Accounting Professionals、以下 FAP という）が設定主体となっており、公的説明責任を有するか否かによって適用すべき会計基準を以下の 2 つに分けて設定しています。

- (1) Thai Financial Reporting Standards for Publicly Accountable Entities  
(以下、TFRS for PAEs という)  
上場会社等、Publicly Accountable Entities (以下、PAEs という) と呼ばれる公的説明責任を負う会社に対して適用される会計基準です。TFRS for PAEs は、その内容のみならず、基準書及び解釈指針等の構成についても IFRS とほぼ同等となっており、例えば Thai Accounting Standards (以下、TAS という) 第 19 号は、IAS 第 19 号と同様に従業員給付に係る会計処理が規定されています。ただし、2. (1) にて後述しますが、IFRS と完全に同等化されているわけではありません。
- (2) Thai Financial Reporting Standard for Non-Publicly Accountable Entities (以下、TFRS for NPAEs という)  
PAEs に該当しない Non-Publicly Accountable Entities (以下、NPAEs という) と呼ばれる公的説明責任を負わない会社について適用される会計基準です。FAP より別途公表されたタイ国独自の会計基準です。

## 2. TFRS for PAEsについて

### (1)現在のTFRS for PAEsについて

タイ国会計基準は、国際的に許容されることを目的に、過去から IFRSへのコンバージェンスが進められてきました。2015年1月1日時点において公表されているTFRS for PAEsは、概ね2013年1月1日時点において公表されているIFRSをコンバージョンしたものとなっており、その一覧は図表1のとおりです。

【図表1：2015年1月1日時点で適用されているTFRS for PAEs】

基準書	基準書名
TAS第1号	財務諸表の表示
TAS第2号	棚卸資産
TAS第7号	キャッシュ・フロー計算書
TAS第8号	会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬
TAS第10号	後発事象
TAS第11号	工事契約
TAS第12号	法人所得税
TAS第16号	有形固定資産
TAS第17号	リース
TAS第18号	収益
TAS第19号	従業員給付
TAS第20号	政府補助金の会計処理及び政府援助の開示
TAS第21号	外国為替レート変動の影響
TAS第23号	借入コスト
TAS第24号	関連当事者についての開示
TAS第26号	退職給付制度の会計及び報告
TAS第27号	個別財務諸表
TAS第28号	関連会社及び共同支配企業に対する投資
TAS第29号	超インフレ経済下における財務報告
TAS第33号	1株当たり利益
TAS第34号	期中財務報告
TAS第36号	資産の減損
TAS第37号	引当金、偶発負債及び偶発資産
TAS第38号	無形資産
TAS第40号	投資不動産
TFRS第2号	株式に基づく報酬
TFRS第3号	企業結合

基準書	基準書名
TFRS 第 5 号	売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業
TFRS 第 6 号	鉱物資源の探査及び評価
TFRS 第 8 号	事業セグメント
TFRS 第 10 号	連結財務諸表
TFRS 第 11 号	共同支配の取決め
TFRS 第 12 号	他の企業への関与の開示
TFRS 第 13 号	公正価値測定

## (2) TFRS for PAEs の今後の IFRS とのコンバージェンスについて

TFRS for PAEs は、FAP による IFRS へのコンバージェンス作業が継続して行われ、IFRS の改訂から数年のコンバージェンス作業期間を経て、TFRS for PAEs の改訂が行われています。しかしながら、図表 2 に記載の基準書については、現時点において未適用となっています。TFRS 第 9 号及び TAS 第 39 号等、デリバティブ取引に関連する基準書は現時点でコンバージェンスが完了しておらず、今後の導入が大きな焦点です。過去から議論は行われていますが、実務的困難性等から導入は見送られています。

【図表 2：未適用の TFRS for PAEs の基準書とその適用予定】

基準書	基準書名	適用開始時期
TFRS 第 4 号	保険契約	2016 年
TAS 第 32 号	金融商品：開示	2019 年
TAS 第 39 号	金融商品：認識及び測定	未定
TAS 第 41 号	農業	2016 年
TFRS 第 7 号	金融商品：開示	2019 年
TFRS 第 9 号	金融商品	2019 年
TFRS 第 14 号	規制繰延勘定	未定
TFRS 第 15 号	顧客との契約から生じる収益	2019 年

## 3. TFRS for NPAEs について

### (1) 背景

前述のように、タイの全ての会社はタイ国会計基準に準拠した財務諸表の作成が義務付けられています。また、そのタイ国会計基準は IFRS へのコンバージェンスが進められています。IFRS は

PAEs を対象とした会計基準であり、また、要求される開示情報も膨大であることから、そのほとんどが中小規模の会社である NPAEs が IFRS と同等の会計基準に準拠した財務諸表を作成することは多大なコストと労力を要すると考えられます。過去 FAP は、一部のタイ国会計基準について NPAEs は非適用とすることができるとのガイダンスを提供する事で対応してきましたが、抜本的な問題解決を図るため、NPAEs にとって適切であり実務的に適用可能である NPAEs を対象にした会計基準を新たに策定することとしました。それが TFRS for NPAEs であり、2011 年 1 月 1 日開始事業年度より適用されています。

## (2)特徴

TFRS for NPAEs は、全 21 章・計 390 項からなる会計基準であり、その概略は図表 3 のとおりです。

【図表 3 : TFRS for NPAEs の会計処理概略】

項目	要求される会計処理
売掛金	回収可能性に応じた貸倒引当金の計上が要求される。個別引当、一般引当について言及されている。
棚卸資産	低価法の適用が要求される。また、在庫評価損及びその戻し入れは売上原価にて計上される。
有形固定資産	再評価モデルは認められず、原価モデル（減価償却・評価減を考慮）による評価。コンポーネント・アプローチに基づく処理が要求される。
無形固定資産	再評価モデルは認められず、原価モデル（償却・評価減を考慮）による評価。耐用年数が定められない場合（のれん等）は 10 年償却。
投資	市場性のある投資については満期保有目的投資を除き時価評価。市場性のない投資は原価法による評価（評価減を考慮）。
借入金	借入利息の資産化が要求される。
退職給付債務	最善の見積りにより計上することが要求される。
リース	ファイナンス・リース取引については資産化処理を要求される。

外国為替	機能通貨については言及されていない。
会計方針の変更	原則として遡及適用することが要求される。
開示	キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表、セグメント情報等の開示が要求されない。

継続企業の前提及び発生主義会計をベースとして、会計の原則的な点をおさえながら、税効果会計やデリバティブ取引といった実務上の適用が困難な会計処理については言及せず、開示についても実務的負担に配慮したシンプルな会計基準となっています。

NPAEs は原則として TFRS for NPAEs を適用することと規定されていますが、TFRS for PAEs を任意適用することも認められています。また、TFRS for NPAEs を適用する場合であっても、一部の TFRS for PAEs の基準書について、個別に任意適用することが認められています（図表 4 参照）。例えば、TFRS for NPAEs を適用したうえで、TAS 第 12 号「法人所得税」を任意に適用することにより、法人所得税については、IAS 第 12 号とほぼ同等の処理を行うことが可能となります。

【図表 4：任意適用可能な TFRS for PAEs の主な基準書】

基準書	基準書名
TAS 第 7 号	キャッシュ・フロー計算書
TAS 第 12 号	法人所得税
TAS 第 19 号	従業員給付
TAS 第 24 号	関連当事者についての開示
TAS 第 27 号	連結及び個別財務諸表
TAS 第 28 号	関連会社に対する投資
TFRS 第 3 号	企業結合
TFRS 第 8 号	事業セグメント

### (3) 日系企業の対応

タイに進出する日系企業は（NPAEs の場合）、TFRS for PAEs を任意適用できる状況にありますが、ほとんどの会社が TFRS for NPAEs に準拠して財務諸表を作成しています。これは TFRS for NPAEs を適用したとしても 4 で後述のとおり連結報告目的での対応がある程度可能なためです。

### (4) TFRS for NPAEs の現状の留意点

TFRS for NPAEs について 2011 年 1 月 1 日の適用開始後、改定は行われていません。そのため、IFRS との会計基準差が拡大する傾向にあります。また、TFRS for NPAEs には包括利益（純資産の変動額のうち、当該企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引によらない部分）の概念がないため、TFRS for PAEs の基準書を個別に任意適用した場合に、一部の会計処理の適用が困難となるケースがあります。

## 4. 日系企業の連結決算へ与える影響と留意点について

### (1) 連結目的の財務諸表

前述した事項は、タイの法規制により作成を要求される財務諸表で適用される会計基準の説明ですが、連結目的で作成される財務諸表には別途の考察が必要です。

日本において連結財務諸表を作成する場合、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」において、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は原則として統一しなければならないとされ、当面の取扱いとして、のれんの償却等、一部の項目について連結決算上の修正を行うことを条件に、IFRS 又は米国会計基準に準拠して作成された在外子会社の財務諸表を連結決算手続上利用することが認められています。従って、タイに在する日系企業は通常は IFRS に準拠した連結目的の財務諸表を作成することが必要です。

### (2) 日系企業の対応

以上から日系企業は通常、タイ国会計基準に基づいた財務諸表と IFRS に基づいた連結目的の財務諸表を作成する必要があります。しかし、二つの財務諸表を作成することは経営上、また実務上も

好ましいことではなく、一つの会計基準で单一の財務諸表を作成することが望ましいと思われます。従って、多くの日系企業は現行の TFRS for NPAEs と IFRS を比較して、可能な範囲で両者の整合性を図った会計処理を適用し、実質的に TFRS for NPAEs を適用して作成した財務諸表を、一部連結目的で組替を行った上で（営業外損益、特別損益等）、連結目的の財務諸表として親会社に提出している状況にあります。もちろん、連結決算上の重要性や、各会社のビジネス・取引内容に左右される点もありますが、以下に、一般的な日系企業の対応方法及び注意点を説明します。

### ① 税効果会計

TFRS for NPAEsにおいては、税効果会計に関する会計処理は規定されていませんが、TAS 第 12 号「法人所得税」を任意適用することにより対応しています。

タイにおける税務申告は、会計上の利益を基礎に税務上の加減算を行うことにより課税所得を算出するという点において日本における税務申告と大きな相違はありません。また、税務上の加減算項目についても、資産の評価損や引当金の繰入額が一時差異に該当するという点においても基本的には同様と考えられます。ただし、一部の日系企業はタイ国の投資委員会から税務上の恩典を受けており、その場合の税効果会計の適用には注意が必要です。例えば、法人所得税が免除される期間中（最長 8 年）に発生した欠損金は、免税期間終了後 5 年間は税務上の繰越欠損金として発生する課税所得と相殺することができます。この場合、繰越欠損金の回収可能期間が長期にわたる場合が想定され、どの時点で会社の欠損金にかかる繰延税金資産を認識すべきか慎重な検討が必要です。

なお、歳入法勅令（RD555 及び RD577）が発表され、法人税率は従来の 30%から、2012 年は 23%、2013 年から 2015 年の期間は 20%へと変更されました。なお、2015 年 10 月 13 日に法人税率 20%を恒久的に適用するという草案が閣議承認されたことにより歳入法（Revenue Code）が改正される予定ですが、従来より税効果会計の適用に際しても 2016 年度以降について引き続き 20%を使用すべき旨の発表が FAP から発表がなされています。

## ② 減損会計

TFRS for NPAEsにおいては、減損会計についての言及はありませんが、資産の取得後の測定として、IAS 第 36 号「資産の減損」を簡素化した会計処理を規定しています。これは、IFRSにおける減損会計の複雑性や開示の実務負担を軽減すること等を目的としており、IFRSに基づく減損会計の枠組みを設けながら、その適用に際しては各社の実態に即した柔軟な対応を容認するものです。具体的には、資産生成単位の識別については規定が無く、減損の兆候についても、永続的な資産価値の低下が見込まれる場合に限定されています。そのため、TFRS for NPAEsに基づく固定資産の帳簿価額の切下げは、IFRSにおける減損会計とは完全に同一ではないことを明示する趣旨で「資産価値の減少に伴う損失（Loss on decline in value）」として損益計算書上で開示されることとなりますが、会計処理の考え方自体に IFRSとの間に大きな相違は無いものと考えられます。

## ③ 従業員給付会計（IAS 第 19 号「従業員給付」に規定される退職後給付）

タイでは、自社で独自の退職金制度を設けていない場合であっても、労働者保護法（Labor Protection Act）において定年退職を会社都合の解雇として解釈されるため、雇用契約終了後の解雇補償の支払いが退職後給付に相当すると解されています。また、従業員の退職に伴い支給する退職一時金及び退職年金につき、自社で独自の退職金制度を設けている会社や長期間にわたり勤務する従業員に対して金等の物品や金銭を支給する制度を有する会社もあります。従って、一般に従業員給付債務を認識する必要があります。

TAS 第 19 号「従業員給付」の任意適用が可能であるため、多くの日系企業が TAS 第 19 号を任意適用しています。なお、TAS 第 19 号を任意適用する場合には、数理計算上の仮定に基づき債務及び費用の測定が必要となることから、年金数理人による計算結果を利用するのが一般的です。

## ④ デリバティブ取引及びヘッジ会計

タイに進出する日系企業は、原材料の輸入や製品の輸出取引等の外貨建取引から生じる為替変動リスクの回避を目的とした為替予

約取引や、現地金融機関からの資金調達に際して金利変動リスクの回避を目的とした金利スワップ取引等のヘッジ目的のデリバティブ取引が行われていることが多いです。

TFRS for NPAEs では、デリバティブ取引に係る会計処理及びヘッジ会計については規定されていません。また、現時点で、デリバティブ取引に関する IFRS の会計基準は TFRS for PAEs にもコンバージェンスされていません。従って、タイの会計基準の枠組みではデリバティブ取引に係る会計処理についての指針がないため、デリバティブ取引について複数の会計処理が行われているのが現状です。その中には IFRS に準拠した処理も含まれており、多くの日系企業が IFRS に準拠した会計処理を実施しています。

### (3) TFRS 適用開始後に IFRS の改訂が行われている場合の留意点

前述 2.(2) で記載のとおり、TFRS は IFRS をベースとしながらも、IFRS の改訂を数年遅れで TFRS へ反映させていくことになります。そのため、すでに IFRS では改訂がなされている基準書であっても、TFRS 上では改訂がなされていない場合があり、会計基準間で相違が生じことがあります。その場合、連結上、別途修正の必要があるか検討が必要です。

## 5. その他の論点

日本において議論されている将来の IFRS とのコンバージェンスを踏まえ、タイにおける日系企業において留意が必要となる事項は以下のとおりです。

### (1) 親子会社間の会計処理の統一について

棚卸資産の評価方法や有形固定資産の減価償却の方法等について親会社と会計処理が異なるケースが散見されます。特に、後者については、耐用年数の設定や残存価額の設定を含め、大きな影響が想定され、慎重な検討が必要と考えられます。

### (2) 決算期の統一について

タイにおける日系企業は 12 月末を決算日としている場合が多く、12 月末時点のタイ子会社の財務諸表を、3 月決算である親会社の連結決算手続に利用しているケースが多いものと思われます。決算期の統一のため、タイ子会社を 3 月決算とした場合、4 月中旬

のタイの正月休暇を考慮して決算スケジュール（外部監査含む）を検討する必要があります。実務上、決算作業を他国の子会社に比べより早期に行わざるを得ないケースも考えられます。

## 6. タイ国会計基準の今後の動向について

現在、FAP では IFRS for SMEs のコンバージェンス作業を行っています。IFRS for SMEs とは、 International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities の略称であり、2009 年 7 月に国際財務報告基準（IFRS）と同じ国際会計基準審議会（IASB）により公表され、中小企業（SMEs）のニーズと能力に合わせて作られた独立した基準で、日本では中小企業向け IFRS と呼ばれています。資産、負債、収益及び費用の認識と測定に関する完全版 IFRS の原則の多くを簡素化し、中小企業に関連性のない項目は省略するとともに、要求される開示の数を大幅に削減しています。IFRS for SMEs は 2015 年 5 月に IASB より修正が公表され、修正後の IFRS for SMEs は 2017 年 1 月 1 日開始事業年度より適用されることとなります。

FAP は現在適用されている TFRS for NPAEs と IFRS との会計基準差を解消すべく、当該修正後の IFRS for SMEs をコンバージェンスしており、現在その会計基準の詳細及び適用対象会社等につき、パブリック・ヒアリングによる意見募集も含めて作業が進められています。現時点においては、修正後の IFRS for SMEs をコンバージェンスした TFRS for SMEs の導入が、2017 年に予定されています。

# 付録 6

## 投資奨励制度、税制の最新動向

近年、タイでは国際競争力強化を目的とした、投資奨励制度及び税制改正を積極的に実施しています。2015年1月1日に施行開始された新投資奨励制度では、バンコクからより遠くのエリアに有利な税務恩典を与えるゾーン制を廃止し、立地場所に関係なく、奨励事業別に恩典が付与されます。また、地域統括本部（ROH）が国際地域統括本部（IHQ）へ、国際調達事務所（IPO）が国際貿易センター（ITC）へ、それぞれ変更され、恩典の追加及び申請要件の緩和がなされました。

税制面では、2011年12月21日公表の法人税率引き下げに関する歳入法勅令により2012年1月1日以降開始する事業年度については23%、2013年1月1日以降（2015年12月31日まで）開始する事業年度については20%の軽減税率が適用されています。さらに、2015年10月13日に、法人所得税率20%を恒久的に適用するという草案が閣議承認され、歳入法が改正される予定です。一方で、世界各国が移転価格税制を中心とした課税強化の動きを見せる中、タイ国も移転価格税制の法案化を進めています。

### 1. 新投資奨励制度

2014年11月25日にタイ投資委員会は2015年から2021年までの7ヵ年にわたる新投資計画を承認しました。新方針は2015年1月1日以降の申請から適用されています。

新計画のねらいは、社会・環境にとって有益な投資を促進して国家としての競争力底上げを図り、「中所得国の罠」と呼ばれる中所得国レベルでの停滞を克服することにあります。

具体的には、高度技術を要する事業や革新的な事業、政府が推進するデジタルエコノミーの発達を促すサービス事業、ならびに地方資源の有効活用に寄与する事業について優先的に恩典が付与されます。なお、従来ゾーン別に付与されていた恩典は新投資計画の下では廃止されると同時に、全国20の低所得県、および工業団地（IEAT）については、法人税免除の恩典が追加的に付与されます。

新計画の下では奨励対象事業の数が大幅に削減されるのではないかと懸念されていましたが、200 以上の事業が奨励対象に含まれ、このうちおよそ 180 事業については法人税免除の恩典が付与されます。

また、中小企業については、2015 年 1 月 1 日から 2017 年 12 月 31 日までの期間、38 事業について法人税免除の恩典が 2 年間追加的に付与されます。一方、ミャンマーやカンボジア、ラオス、マレーシアと国境を接するターク、トラート、サケーオ、ソンクラー、ならびにムクダハーンの 5 県に所在する経済特区（SEZ）については、法人税免除の恩典が 3 年間追加的に付与されます。

なお、奨励業種及び税務恩典については「第 5 章 投資に対する優遇措置 投資奨励法（Investment Promotion Act）による優遇措置」をご参照ください。

## 2. 地域統括本部（IHQ）及び国際貿易センター（ITC）の事業範囲と恩典の拡充

IHQ 及び ITC は、2015 年 1 月 1 日から導入されたタイ投資委員会（BOI）で定める新しい投資奨励業種でもあり、IHQ については従来の Regional Operating Headquarters (“ROH”)、ITC については従来の International Procurement Office (“IPO”) に代わって導入された制度です。

IHQ 及び ITC の導入の背景には、現在シンガポールに偏っている ASEAN の地域統括会社や販売統括会社を、製造現場により近いタイに呼び込み、AEC のもとでタイが中心的な地位・役割を担っていきたいという意図があります。

### （1）IHQ

IHQ では、ROH では認められていなかった、金融統括事業（TC）が認められるなど、事業範囲が拡大されました。税務上の恩典も一部の取引からの収入が免税となる等、拡充されました。旧 ROH 制度では、3 カ国以上の関係会社もしくは支店への統括サービス提供が申請の条件でしたが、IHC では最低 1 カ国の国外関係会社または支店へのサービス提供に条件が緩和されました。

従来の ROH の制度において、地域統括事業に従事する外国人社員の個人所得税の減税（税率 15%）等の優遇措置を受けるためには、地域統括会社の全体の売上のうち、海外の関係会社からのサービス収入（ロイヤリティ収入を含む）が 50% 以上であることが要件（以下「50% 要件」という）とさ

れていました。従って、地域統括会社が商品の売買等、関係会社へのサービス（以下「ROH 事業」という）以外の事業を行う場合には、50%要件を満たすことが困難であり、個人所得税の減税等の優遇措置を放棄せざるを得ませんでした。新制度においては優遇税制措置を受けるための要件として50%要件が撤廃されていることから、地域統括会社が商品の売買等その他事業を行う場合でも、個人所得税の減税を含む優遇税制措置が受けられることになります。

#### (2) ITC

トレーディング（仕入販売）業務は外国人事業法で規制されており、外資企業がそれを行うには1億バーツ（小売・卸売各々）の資本金を払い込む事が要求されております。ITCを取得することで、外資企業に対する資本金規制を受けずに、トレーディング業務が可能になります。また、ITCでは、IPOの申請要件であった、倉庫の保有とコンピューターでの管理等の倉庫業業務や国内外の複数の調達先を有する事などの要件が不要となりました。従来、取り扱い品目が原材料及び半製品に限定されていましたが、新制度では完成品も取り扱い可能になりました。

なお IHQ 及び ITC の申請要件及び恩典については、「第 5 章 投資に対する優遇措置 投資奨励法（Investment Promotion Act）による優遇措置」をご参照ください。

### 3. 移転価格税制

2015年5月7日、移転価格税制（Transfer Pricing）に関する法案が閣議承認されました。本法案は今後、国会での承認を経て法令化されることになります。

移転価格税制とは、グループ関連会社との取引を通じた所得の移転、課税回避を防止する税制であり、グループ関連会社との資産の譲渡、役務提供その他の取引を行う場合、その取引を独立企業間価格で行うことを求めるものです。

タイで移転価格税制が導入されたのは、2002年に歳入局通達（No. Paw 113）が公表された時と考えられていますが、この通達は法律ではなく、歳入局内における運営指針という位置づけであるため、今回初めて移転価格税制が歳入法として法令化されることになる見込みです。

法案の骨子は次のとおりです。

1. 税務当局は、独立企業間価格とは異なる価格で関連会社（直接または間接的に持株関係、実質支配関係を有する会社）との取引を行っている会社に対し、その取引価格の修正を行う権限を有する。
2. 税務調査を受けている会社に過払税金または源泉徴収税過納額がある場合、その会社は還付請求を行う権利を有し、その請求期限は、税務調査の通知された日から 60 日以内、あるいは対象事業年度の法人税確定申告書提出期限から 3 年以内である。
3. 当移転価格税制が適用される会社は、関連会社取引について以下の内容を記載した文書を事業年度末日から 150 日以内に歳入局に提出しなければならない。
  - 関連会社の直接的または間接的な持株関係、支配関係に関する情報
  - 関連会社取引価格における収益と費用の算定方法

上記期限内の提出を怠った場合、40 万バーツ以下の罰金が課せられる。

## 4. 法人所得税、個人所得税及び付加価値税の軽減税率

### (1) 法人所得税

歳入法典上の法人所得税率は 30%ですが、2011 年 12 月 21 日公表の法人税率引き下げに関する歳入法勅令（Royal Decree:No.530）により、2012 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度については 23%、2013 年 1 月 1 日以降（2015 年 12 月 31 日まで）に開始する事業年度については 20%の軽減税率が適用されています。また、2015 年 10 月 13 日に、法人所得税率 20%を恒久的に適用するという草案が閣議承認され、歳入法が改正される予定です。

### (2) 個人所得税

個人所得税は累進課税で、歳入法典上の最高税率は 37%ですが、2013 年から時限立法により、最高税率が 35%の軽減税率が適用されています。

（2015 年度まで）2016 年度以降については、今後、軽減税率の延長の可否が検討される予定です。

### (3) 付加価値税

歳入法典上の付加価値税率は 10%ですが、アジア通貨危機による景気低迷の影響で、暫定的に税率を 7 %まで引き下げ、勅令による更新が続いています。（2016 年 9 月 30 日まで）2016 年 10 月 1 日以降については、今後、付加価値税の低減税率の継続の可否が検討されます。

## 5. 固定資産税

土地、建物（所有者が居住している家屋を除く）を所有している場合、年間賃料相当額の 12.5%が課税されます。現在、2016 年度以降の固定資産税の改正の審議が行われています。

## 6. 物品税

物品税は商品及びサービスに対して課税される税金で、自動車・飲料・酒・タバコ等の物品が対象となり、定額または定率、あるいは複合的に課税されます。国産品の場合は過去の製品価格、輸入品の場合は CIF 価格と輸入関税の合計を課税標準として計算します。現在、物品税の改正の審議が行われており、課税標準を製品価格から小売価格へ変更することが議論されています。

# 付録7

## 内部統制に関する留意点 —不正防止の観点から

タイを含めた東南アジア地域の企業において不正は頻発していると一般的には考えられています。一方で、適切に内部統制を構築している企業は不正リスクを抑制しつつ安定的に業績をあげている事も事実です。海外子会社レベルでは投入可能な経営資源の制約により構築可能な内部統制の体制にも限界がありますが、グループ全体の取り組みとして捉えていく必要があると考えられます。

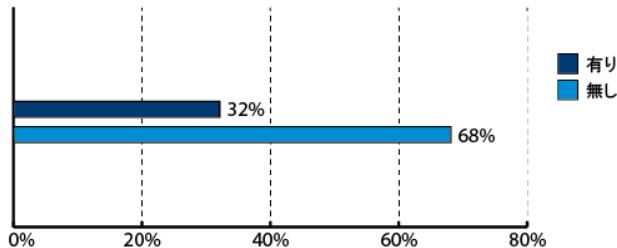
### タイの日系企業における不正発生の傾向

依拠すべき正確な統計が無いために断定するに至らないものの、他地域（日本、欧米等）と比較してタイにおける不正の発生頻度は高いと思われます。また、その発生事例の大半を占めるのは資産横領です。損害額は不正発生から発覚までの期間が短い場合は比較的少額で収まるものの、不正が反復されこれを経営者が発見できない場合は多額な損害となっています。実際に3000万バーツ以上の損害を与えた不正事例も稀に報告されている事に留意する必要があります。

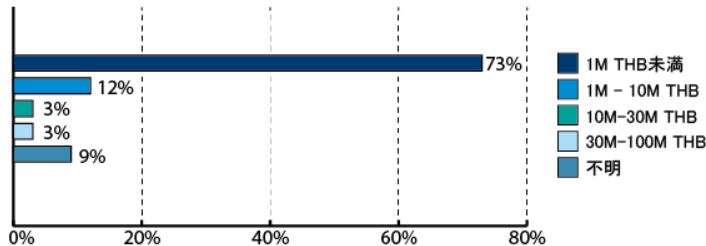
汚職による不正は横領と比較し発生頻度が低いものの、官公庁等との取引の有る企業は十分注意が必要です。

以下にて、弊社実施の在タイ日系企業における不正の発生状況に関するアンケート結果（2013年実施—107社対象）を御紹介するとともにタイにおける不正発生の傾向を述べていきます。

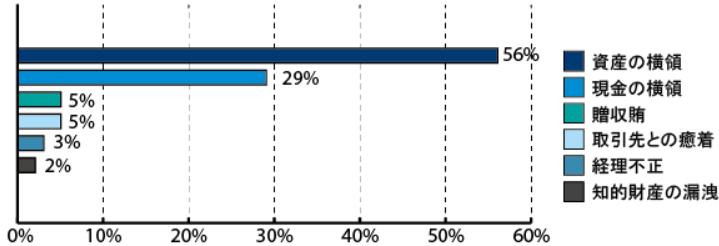
## 過去 2 年間における不正発覚の有無



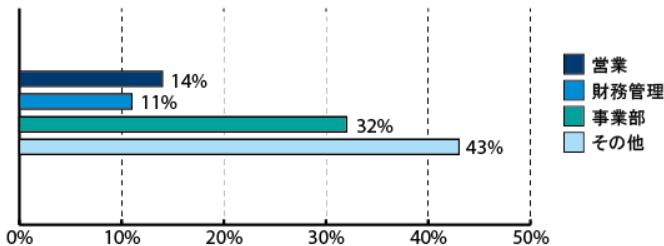
## 損害額



## 不正の種類

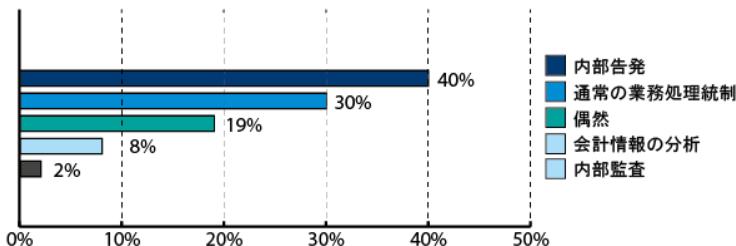


## 不正の発生部署

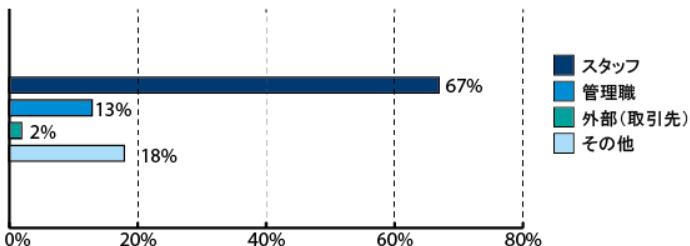


(注) 「その他」とはここでは人事総務、在庫管理、輸出入管理、廃品処理等に携わる部門を指す。

## 不正の発覚経路



## 不正を行った従業員の職位



以上より、おおまかに以下の傾向が読み取れます。

- 少額（100万バーツ未満）の不正事例が大半となります。
- 但し、不正が長期にわたって行われ、これを発見できない場合は損害額が多額となるケースが有ります。
- 不正の種類としては横領が圧倒的に多数です（全体の8割以上）。
- 不正の発生部門は多岐に渡り、社内を横断的にどの部門でも起こります。
- 不正行為者の職位はスタッフレベルから管理職が多いものの、時には外部者、また経営層も関わるケースも稀にあります。

## 内部統制構築の際の留意点

前述の通り、海外子会社レベルにおいては経営資源の制約の問題もあり、高度な内部統制の構築は困難な場合が多いと思われます。従いまして、十分な管理系の人員を確保できない前提で内部管理体制の向上を図る必要があります。特に、職務分離による内部牽制等の内部統制の基本も人員不足により十分に構築できない可能性があり、マネジメント・レビュー等、複数の統制を業務処理統制として多層的に整備する事が望まれます。

上記、業務処理統制に加えまして、定期的な内部監査による統制状況の評価と業務改善、並びに内部通報制度の整備は是非とも抑えておきたい所です。不正発覚の経路の内、内部告発が発覚経路として最も頻度が高い事は特に留意すべきと考えられます。

以下にて、不正の防止および発見に有効と思われる基本的な統制としての「業務処理統制」「内部監査」および「内部通報制度」について、その実施、または整備にあたっての留意点を述べていきます。

### 業務処理統制

社内各部門の通常の業務処理における統制を指します。それぞれの業務プロセス（例：売上、購買、在庫管理、財務経理、人事総務、等）において統制状況が十分であるかを確認する必要があります。特に留意すべき基本的な業務処理統制の例を下記します。

- 各種承認手続き
- 職務分掌の分散による相互牽制
- 各種証憑類・データの照合等のチェック機能
- マネージメントレビュー

### 内部監査

内部監査は業務改善活動の一環として定期的な受け入れが望されます。重要度の高い業務プロセス、部門を中心としつつも、可能な限り社内を横断的に監査対象とする事が理想的です。主な利点としては以下の通りです。

- 内部監査の実施を通して既存の統制の有効性を確認するとともに、是正が必要な箇所を抽出し、改善活動につなげる事ができます。
- 不正を働く可能性の有る従業員に対する牽制機能を果たします。

### 内部通報制度

不正発覚経路のうち最も多かったのが内部告発である事は前掲のアンケート結果の通りです。その為、多くの会社が内部告発による情報の入手ルートとして内部通報制度を整備しています。ここでは、その整備にあたっての主な留意点を下記します。

- 通報者の守秘性の確保（受付手段、受付対応者の検討）
- 通報者の身分が社内規定上、保障されているか
- 現地語（タイ語）に対応しているか
- 通報手段は複数確保されているか（電話、Eメール、郵便等）
- 取引先が通報する事も可能な状態になっているか

- 制度導入にあたってその趣旨が周知されているとともに正しく理解されているか
- 通報しても無駄と捉えられないためにも、通報があった際には適切に対応策をとっているか
- 通報の受付時間を勤務時間外にも設定しているか
- 通報の際の対応フローを策定しているか

## タイ人従業員のコンプライアンス意識

最後に、タイ人従業員の一般的なコンプライアンス意識について述べます。近年の企業におけるコンプライアンス意識の高まりを反映し、在タイ日系企業においても様々な研修制度、啓蒙活動を通してタイ人従業員に対するコンプライアンス意識の浸透を図っている状況です。その成果も有り、コンプライアンスは従業員、会社にとって共に重要性が増してきていると言えます。

弊社が 2015 年に在タイ日系企業のタイ人従業員に対して実施したコンプライアンス意識に関する調査の結果によれば、コンプライアンスの重要性は広く認識されており、また、不正に気づいた従業員は通報等の何らかの行動を取るとの回答が多数を占め、特に匿名性が確保されれば内部告発、通報を行う事に抵抗が無いタイ人従業員の一般的な意識が見て取れる結果となりました。

## 連絡先

### KPMG タイ事務所

48<sup>th</sup> – 51<sup>st</sup> Floors, Empire Tower  
1 South Sathorn Road  
Yannawa, Sathorn  
Bangkok 10120  
Thailand

**T** : +66 2 677 2000

**F** : +66 2 677 2222

**Email** : [gjp-marketing@kpmg.co.th](mailto:gjp-marketing@kpmg.co.th)

### 監査業務

三浦 一郎

**T** : +66 2 677 2119

**Email** : [imiura@kpmg.co.th](mailto:imiura@kpmg.co.th)

宮田 一宏

**T** : +66 2 677 2126

**Email** : [kazuhiro@kpmg.co.th](mailto:kazuhiro@kpmg.co.th)

星谷 浩一

**T** : +66 2 677 2218

**Email** : [khoshiya1@kpmg.co.th](mailto:khoshiya1@kpmg.co.th)

丹羽 玄

**T** : +66 2 677 2659

**Email** : [gniwa1@kpmg.co.th](mailto:gniwa1@kpmg.co.th)

鈴木 智博

**T** : +66 2 677 2212

**Email** : [tsuzuki@kpmg.co.th](mailto:tsuzuki@kpmg.co.th)

## アドバイザリー業務

古川 英典

T : +66 2 677 2655

Email : [hidenori@kpmg.co.th](mailto:hidenori@kpmg.co.th)

坂東 亮

T : +66 2 677 2710

Email : [rbando@kpmg.co.th](mailto:rbando@kpmg.co.th)

畠中 貴司

T : +66 2 677 2705

Email : [thatakenaka1@kpmg.co.th](mailto:thatakenaka1@kpmg.co.th)

## 税務業務

柴田 智以

T : +66 2 677 2563

Email : [tshibata1@kpmg.co.th](mailto:tshibata1@kpmg.co.th)

伊藤 進

T : +66 2 677 2447

Email : [sito1@kpmg.co.th](mailto:sito1@kpmg.co.th)

蓑毛 徹

T : +66 2 677 8336

Email : [tminomo@kpmg.co.th](mailto:tminomo@kpmg.co.th)

小山 寛巨

T : +66 2 677 2757

Email : [hkoyama1@kpmg.co.th](mailto:hkoyama1@kpmg.co.th)

# KPMG values

We lead by example

We work together

We respect the individual

We seek the facts and provide insight

We are open and honest in our communication

We are committed to our communities

Above all, we act with integrity



[www.kpmg.co.th](http://www.kpmg.co.th)

## Contact us

**KPMG Thailand Office**  
**48th - 51st Floors Empire Tower**  
**1 South Sathorn Road**  
**Yannawa, Sathorn**  
**Bangkok 10120 Thailand**

**T:** +66 2 6772000

**F:** +66 2 6772222

**E:** gjp-marketing@kpmg.co.th

## STAY CONNECTED >>>



**Twitter** : @KPMG\_TH

**Facebook** : facebook.com / KPMGinThailand

**YouTube** : youtube.com / KPMGinThailand

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2016 KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.